

## 第Ⅵ章 総 括

### 1 遺 構

#### A 遺構の変遷

本調査地で検出した遺構は、大きく3時期に分けられる。遺構の方向が正方位に対して振れがほとんどなく、柱穴の掘方などの規模が大きいものを中心とするのが、造営期を含めた藤原京の時期にあたる。そして、遺構の振れが明らかであり、柱穴の掘方などの規模の小さいものが、その前後の時期としてまとめることができる。この3時期の区分は、遺構の重複関係、出土遺物の年代によって裏付けられるものである。

以上の3時期のうち、藤原京造営期より前の時期は、出土遺物から古墳時代以降と位置付けられる。この時期は古墳時代と藤原京造営直前までの時期の2時期に分け、Ⅰ期、Ⅱ期とした。造営期を含めた藤原京の時期についてはⅢ期とし、藤原京造営期、藤原京期前半、藤原京期後半の3時期に細分し、それぞれⅢ-A期、Ⅲ-B期、Ⅲ-C期とした。これ以降の時期については、出土遺物から奈良時代から室町時代までと位置付けられる。ただし、室町時代の遺構はおもに調査区外へ広がっているとみられる。そこで奈良時代をⅣ期とし、それ以降については、出土遺物の傾向から平安時代前・中期と平安時代後期以降の2時期に分けて、Ⅴ期、Ⅵ期とした。

Ⅰ～Ⅵ期までの遺構変遷を示すうえで、前述の通り遺構の重複関係と出土遺物の年代に依拠することを基本としたが、それだけでは時期を確定することができない遺構も多くあった。第Ⅲ章2では時期区分が不明なものは不明とするか、本節冒頭で示した3時期にあてはめるに止めたが、ここでは施設を復元的に考察することを目的として、判断の前提を示しつつ、細分化した時期に当てはめるように努めた。

なお、本調査地では礎石構造の建物を検出しなかったため、本節では建物と塀は特にことわりのない限り掘立柱構造をさす。

#### i 藤原京造営前の遺構

##### a 古墳時代（Ⅰ期）

Ⅰ期（Fig. 254）に該当する遺構は、自然流路と竪穴建物群である。自然流路NR4225は調査区南から蛇行して流れ、その両岸の微高地に竪穴建物が数棟ずつ位置する。自然流路NR4225は北東方向へ続き、自然木の集積SX5922などは自然流路の一部と考えられる。

竪穴建物は一辺4 m前後の方形規模を基本とするが、NR4225から1棟だけ離れた竪穴建物SI4992は一辺6 mにおよぶやや大きめの規模で、柱穴の柱間寸法と掘方の大きさもやや大きい。全体的に竪穴建物は壁際溝を巡らし、柱穴を矩形に4基配し、貯蔵穴、竈をもつものが多い。

遺構の方位の振れには規則性は認められない。これらの竪穴建物の時期は、5世紀中頃から後半と考えられる。韓式系土器の出土が顕著であり、8棟中6棟から出土している。土器の時期的位置付けでは、SI4231・(4234)・4230→SI4235・4236・4232→SI4233という前後関係で、遺構の重複関係と整合する。建て替えを行いながら、集落を営んだことがわかる。NR4225東岸の竪穴建物3棟中2棟は焼失建物である。

#### b 7世紀中頃（Ⅱ期）

Ⅱ期（Fig. 255）に該当する遺構は、調査区東端の南北大溝SD4143と、その西側に広がる掘立柱建物群である。

南北大溝SD4143は調査区東端を北流し、東岸は調査区外におよぶため規模は明らかでないが、地形的に東の香具山西裾が東岸になる。Ⅰ期の自然流路NR4225はすでに埋まっていることから、SD4143はNR4225の役割を継承したものと考えられる。SD4143は現在香具山西裾を流れる中ノ川の浸食ともみえるが、7世紀中頃の狂心渠に比定されているため、大溝（SD）とした。

掘立柱建物群は調査区西半に存在するが、比較的規模が大きいSB4242を中心としてまとまりをみせることから、集落と理解することも可能である。掘立柱建物は北で東におよそ2～7°の振れをもち、大半が南北棟建物である。建物規模は桁行が2間から5間、1棟（梁行1間）を除くと全て梁行は2間である。柱穴の大きさは40cmから85cmまであり、概ね建物規模と比例している。SB4249のように規模が小さく、住居とは考えにくいものもある。建物の重複関係があるのはSB4246・4247による1箇所のみである。

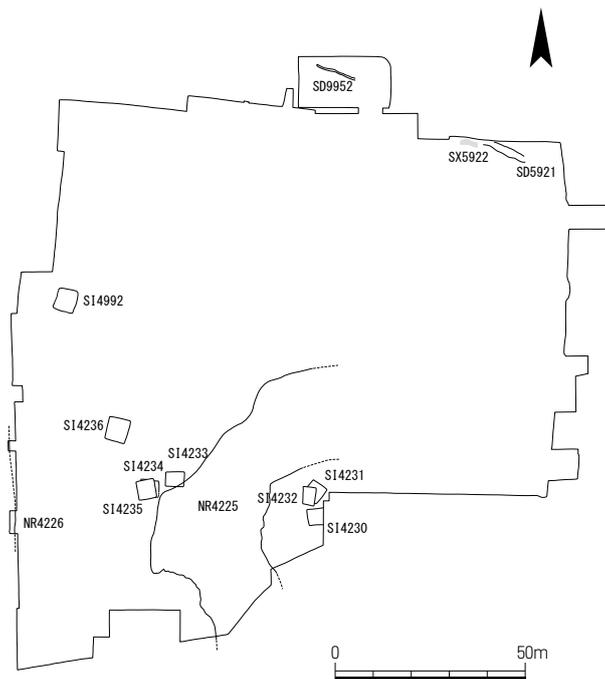


Fig. 254 Ⅰ期の遺構 1:2000

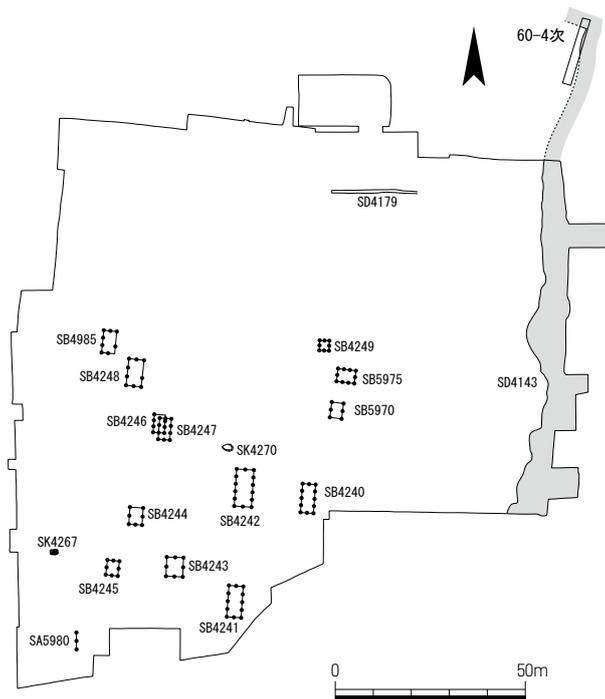


Fig. 255 Ⅱ期の遺構 1:2000

## ii 藤原京造営から廃絶までの遺構

藤原京期（Ⅲ期）において本調査地は、藤原京左京六条三坊にあたる。左京六条三坊は東二坊大路をはさんだ藤原宮の東側隣接地であり、南側には藤原宮南面を通る六条大路、北側には藤原宮東面南門から延びる五条大路が通る。東側には香具山を控えて、その麓には藤原京の東堀河とも推定される南北大溝SD4143が流れる。なお、この東側の状況から左京六条三坊では東三坊大路推定位置には南北大溝SD4143が位置し、大路が存在する余地はないとみてよい。

造営期を含む藤原京期の遺構は、本節冒頭で述べたように、遺構に方位の振れがほとんどなく、柱穴が大きいなどの共通点が認められる。しかし、これらの遺構には重複して先後関係を示すものもあるため、藤原京期を細分化する必要がある。藤原京期を細分化した場合には、重複関係がない遺構についてもそれぞれの時期に当てはめる必要があるものの、時期を示す出土遺物を含まないものも多く、時期判定が困難である。そこで、以下では柱穴について、採取穴が付随するかどうか、柱根が遺存するかどうかに着目し、時期判定の一助とした。すなわち、比較的短期間である藤原京期において建物群の建て替えを行う場合、造営期および前半期の建物群の掘立柱は腐朽が進まず抜き取って再利用した可能性が高く、一方、後半期の建物群の掘立柱は腐朽が進むか放置されて柱根が遺存することがあるという推定をした。ただし、藤原京期を通じて存続した建物も存在すると考えられるため、柱根が遺存したとしても後期以降に即断せず、建物配置の状況も合わせて考察している。

## a 藤原京造営期（Ⅲ-A期）

Ⅲ-A期（Fig. 256）の主な遺構は条坊側溝と掘立柱塀であり、これらによる区画の中に掘立柱建物が数棟建っている。以上の遺構は方位の振れがほとんどなく、方位に則った計画性が認められる。これらの他には、数基の井戸とⅡ期から継続して機能する南北大溝SD4143などが存在する。

条坊遺構は六条条間路と東三坊坊間路にあたり、左京六条三坊を四分分割していることになる。分割されたそれぞれの坪はすなわち一町になるが、もっとも利用状況が明確であるのが東北坪である。東南坪は区画塀の他2棟の建物が確認できる。西北坪と西南坪は大部分が今回の調査区外のため明らかではないが、西南坪の一町を区画する塀を除くと、周辺の小規模調査を含めても建物などは見つかっていない。

**東北坪** 東北坪は、掘立柱塀により坪内施設の外周を区画する。ただし坪南辺の掘立柱塀は、坪西端から坪東西中心まで設けられ、そこから塀は北に折れて続いている。そのため坪を東西に分割した二分の一町占地の状況を呈する。

塀に囲まれた坪の西区画は、南辺掘立柱塀の中央に門SB4735を開く。この門を入った正面に目隠し塀もしくは幢竿支柱などと考えられる柱穴列SA4760がある。区画内東西には建物が建ち並び、西側には南北棟総柱建物SB5020があり、東側には南北棟建物SB4175・4761・4762がある。そのなかで総柱建物SB5020は柱間が狭いものの、柱痕跡が太いことから倉庫であると考えられる。その他には建物はなく、区画の中心建物は調査区外北にあると考えられ、空地（庭部）が広いことから、公的な施設の区画と考えることも可能である。

坪の東側は南辺に沿う区画塀はみられない。全体に遺構は稀薄で、掘立柱建物SB4140のみ存

在する。SB4140は間仕切をもつとみられる建物であるが、方位の振れがなく、柱穴は1辺80cm前後、柱痕跡は直径20cm前後と比較的大きいことからみて、Ⅲ期の建物と考えられる。東西二分の一町占地とすれば、その東西中心付近に位置する。Ⅲ-A期以外の土地利用ではこの位置に計画性が認められないため、この時期の遺構と判断した。建物の位置、間仕切りなどの特徴が認められるものの、その機能は不明である。

東北坪は東西に分割した二分の一町占地の状況を呈するとしたが、坪北半は調査区外のため明らかでない。したがって、四分の一町占地の可能性や、南北大溝SD4143が東側に位置するために、主要区画を西に寄せて建設した一町占地の可能性があることにも留意したい。調査区内で比較的多く瓦が出土した一帯でもあり、寺院の存在もうかがわせる。なお、東北坪西区画には現在、畝尾都多本神社が所在する。

**東南坪** 東南坪は、条坊側溝と坪西辺の掘立柱塀で外形を成す。坪南北中央付近に素掘溝と掘立柱塀が設置されており、坪を南北に分割した二分の一町占地の状況を呈する。しかし、坪を南北に区画する溝SD4285と塀SA4284は、坪西辺から東に延びるも約50mの位置で途切れてお

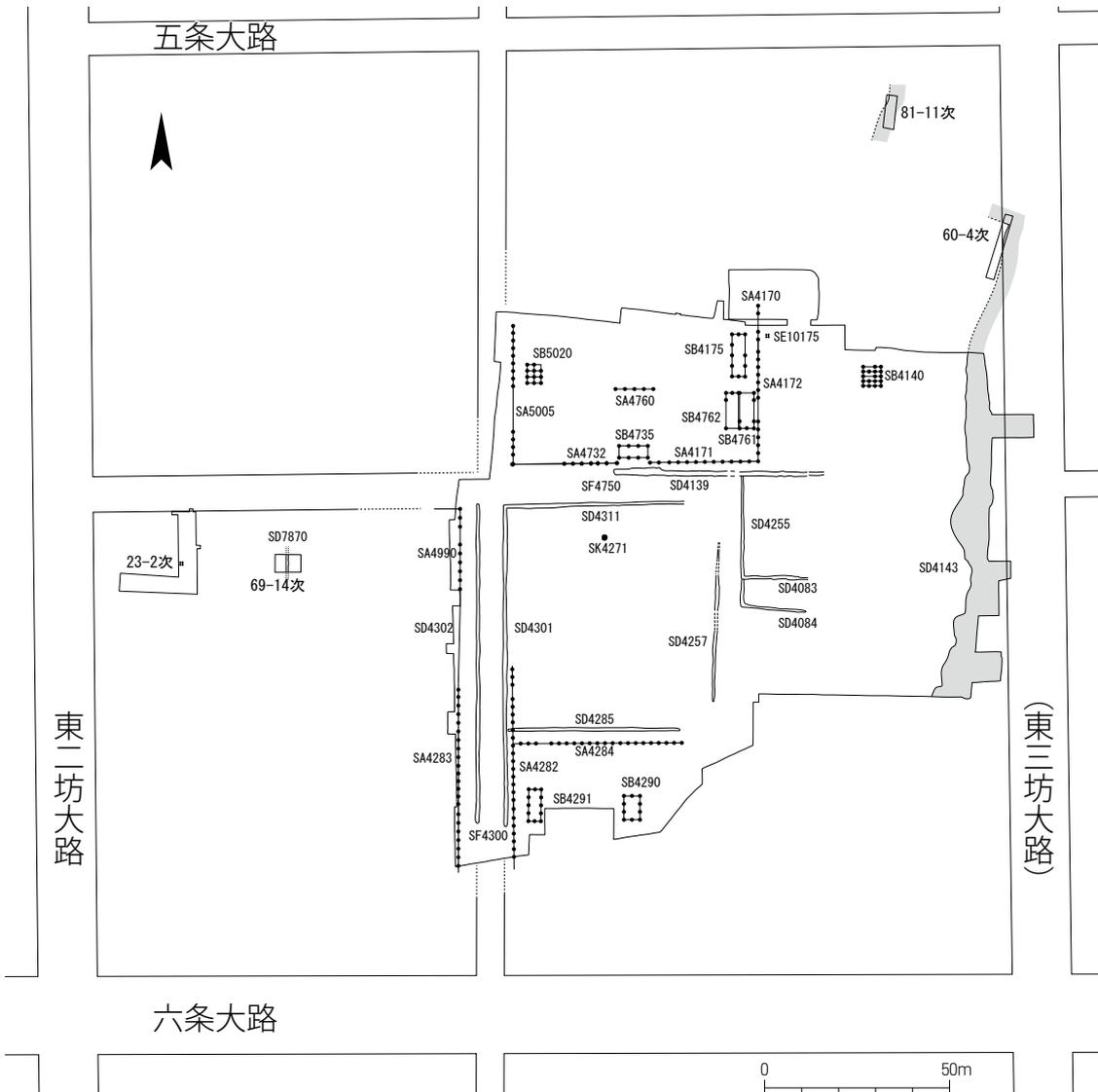


Fig. 256 Ⅲ-A期の遺構 1:2000

り、その東側を含めて南北二分の一町占地で利用されていたかは不明である。

東南坪南側の区画内には2棟の南北棟建物が建つ。この2棟は桁行規模と梁行柱間寸法が異なるが、桁行柱間寸法7尺、梁行2間で、柱痕跡の直径が25cm前後である点は共通する。南北棟建物である点から、区画内の主要な建物ではないと推定できるが、柱は立派である。未調査部分が多いため全容は不明であるが、東北坪西区画のように整った利用がなされていた可能性もある。一方、東南坪北側の区画は北辺と西辺に条坊側溝が巡り、西辺では区画塀が併設されるものの、その内部はほとんど利用されなかったものとみられる<sup>2</sup>。

**西北坪・西南坪** 西北坪の小規模調査では、Ⅲ-A期の遺構は見つかっていないと考えられる。少ない調査範囲の限りでは、左京六条三坊西側の利用は少なかったものとみられる。

西南坪は東辺と坪内の一部の状況が、本調査および周辺の小規模調査によって判明する。坪東辺は条坊側溝と掘立柱塀によって区画されている。東南坪と比較すると条坊側溝と区画塀の間隔が異なり、西南坪の方が条坊側溝と区画塀が離れている。また、東辺の区画塀は坪東北隅まで設けられ、北には続かない点からも、Ⅲ-A期の左京六条三坊が一町占地を基本にしていたことがわかる。坪内では第69-14次調査で南北溝SD7870が見つかっている。南北溝は遺構方位の振れがないうえに、坪東西中心付近に位置することから、区画溝と考えることができる<sup>3</sup>。その他には坪北西側で井戸が1基見つかっている。

**藤原京造営期の左京六条三坊** この時期の左京六条三坊は、条坊側溝によって一町占地を基本とした条坊地割りがなされ、塀によってそれぞれの坪が視覚的にも区画されていた。しかし、各坪の区画状況は坪ごとに異なる。東北坪西側は掘立柱塀で区画される。東南坪の西辺は条坊側溝と掘立柱塀によって区画され、北辺は条坊側溝で区画される。西南坪の東辺は条坊側溝と掘立柱塀によって区画され、北辺は掘立柱塀だけで区画されるとみられる。西北坪は調査区外につき不明である。したがって、条間路や坊間路の具体的な整備内容は、坪それぞれの整備計画に従うところが大きいと推定される。例えば、右京七条一坊では七条条間路において、西南坪側では条坊側溝と掘立柱塀で区画され、西北坪側では条坊側溝だけで区画されていたことが分かっている。

西北坪と西南坪は不明な点が多いものの、区画内施設の建設が進んでいたのは東北坪と東南坪の一部に限られていたとみられ、その他の坪は盛んな土地利用がまだなされていなかったのがこの時期の左京六条三坊の様相と考えられる。そのなかで、東北坪の施設は性格が不明であるが、邸宅と推定されている右京七条一坊西南坪<sup>4</sup> (Fig. 257) の状況と、比較してみることにしたい。

右京七条一坊西南坪は一町占地で、内郭を中心に東西南北の4外郭に区画されていたと推定している。左京六条三坊東北坪は二分の一町占地の状況だが、調査区内の範囲は区画塀南辺中央に門(SB4735)をもつことから、右京七条一坊西南坪の南外郭に相当すると考えられる。しかし、南外郭の東西規模は明らかでないので、規模については北外郭、およびそこから推定される内郭と同規模として、中央区画と仮称する。すると、右京七条一坊西南坪の中央区画の東西規模は62mであり、左京六条三坊東北坪の区画規模は66mである。すなわち、東西規模の点では左京六条三坊東北坪の区画規模が、一町占地の中央区画よりも大きいということになる。次に、両者の南門を比較すると、右京七条一坊西南坪の南門SB4950は、桁行3間(約9尺等間)、梁行2間(約8尺等間)、柱直径20cm(痕跡)であり、左京六条三坊東北坪の南門SB4735は、桁

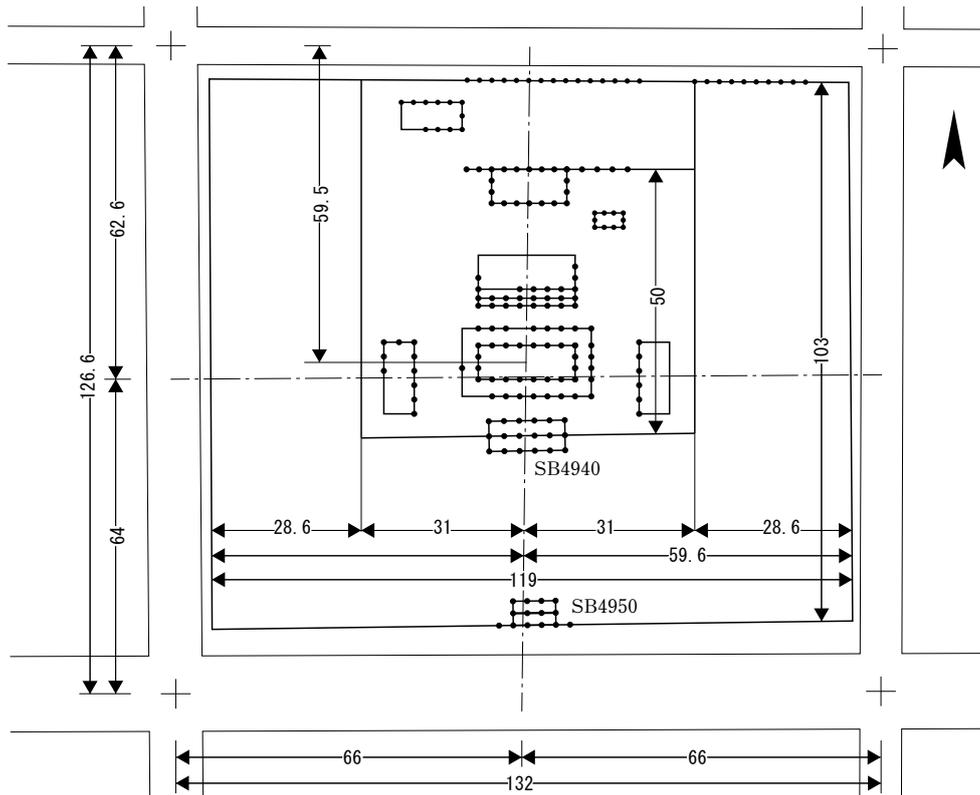


Fig. 257 藤原京右京七条一坊西南坪 単位m、1:2000

行3間（8尺等間）、梁行1間（11尺間）、柱直径18cm（痕跡）である。南門に関しては右京七条一坊西南坪の方がやや立派である。また、右京七条一坊西南坪の南門と中門SB4940の距離は側柱間で約28mであるが、左京六条三坊東北坪の南門から北には柱列SA4760を除くと対応する建物がなく、調査区北端まで36mとより広い空地をもつ。

以上のことから、左京六条三坊東北坪は性格が不明であるものの、一町占地の邸宅（右京七条一坊西南坪）と同等程度の格式の施設で構成されていると考えられる。

#### b 藤原京期前半（Ⅲ-B期）

Ⅲ-B期（Fig. 258）は、大規模な掘立柱建物SB5000が左京六条三坊（東三坊坊間路）の中軸線上に建設され、一町占地から一新された四町占地での利用が始まる。中軸線上の建物はこの時期の中心的な建物と考えられ、これを取り囲むように建物が建ち並ぶ。また、坊内を区画する南北塀SA4730・4286が130m以上も連なり、建物群を含めて遺構方位の振れはほとんどない。整然とした配置からみて、これらは左右対称になるものと推定される。

また、上述の建物群を建設するにあたって水路が開削される。Ⅲ-A期から継続して機能する南北大溝SD4143は、藤原京の東堀河と考えられる。これに接続して西側へ延びる東西大溝SD4130と、さらに分岐して道路を形作るとみられる素掘溝SD4100・4131と橋SX4134、およびSD4132は、Ⅲ-A期の後に藤原京造営が新たに本格化した際に設けられたとみられる。これらの遺構は方位に振れがあり、藤原京期よりも前の遺構の方位の振れに近い。また、六条坊間路北側溝SD4139には南北塀SA4730が後に重複して建設されることから、Ⅲ-B期の主要な施設が完成するとともに埋め立てられた短期間のものであることがわかる。これらの造営にあ

たって開削された水路のうち、SD4130はSD4143とともに藤原京期を通じて存続すると考えられ、最終的な埋没は10世紀以降である。

以下ではⅢ-B期の主要な建物群である、区画南北塀とその東側の外郭、次に内郭、そして内郭の建物についてみていくこととする。

**区画南北塀・外郭** 区画南北塀SA4286は、調査区南端からⅢ-A期にあった六条条間路まで延びる。そして六条条間路道路の位置で柱心々間4mを空けて、さらに北へ南北区画塀SA4730が続く。4mの空きを構成するSA4286北端の柱穴とSA4730南端の柱穴は、それぞれに連なる柱穴よりも掘方が深く掘られてあるので、門状の施設であったと考えられる (SB4726)。また、北へ続くSA4730は調査区北端部分で途切れ、7m北の位置から再び南北塀が続くとみられる (SP4830)。この7mの空きも通路状の機能だと考えられる。この区画南北塀から南北大溝SD4143までの一帯は東外郭となるが、利用はほとんどなかったものと思われる。ちなみに西外郭では、第23-2次調査で掘立柱南北塀SA2354が見つかり、抜取穴を伴うことから、Ⅲ-

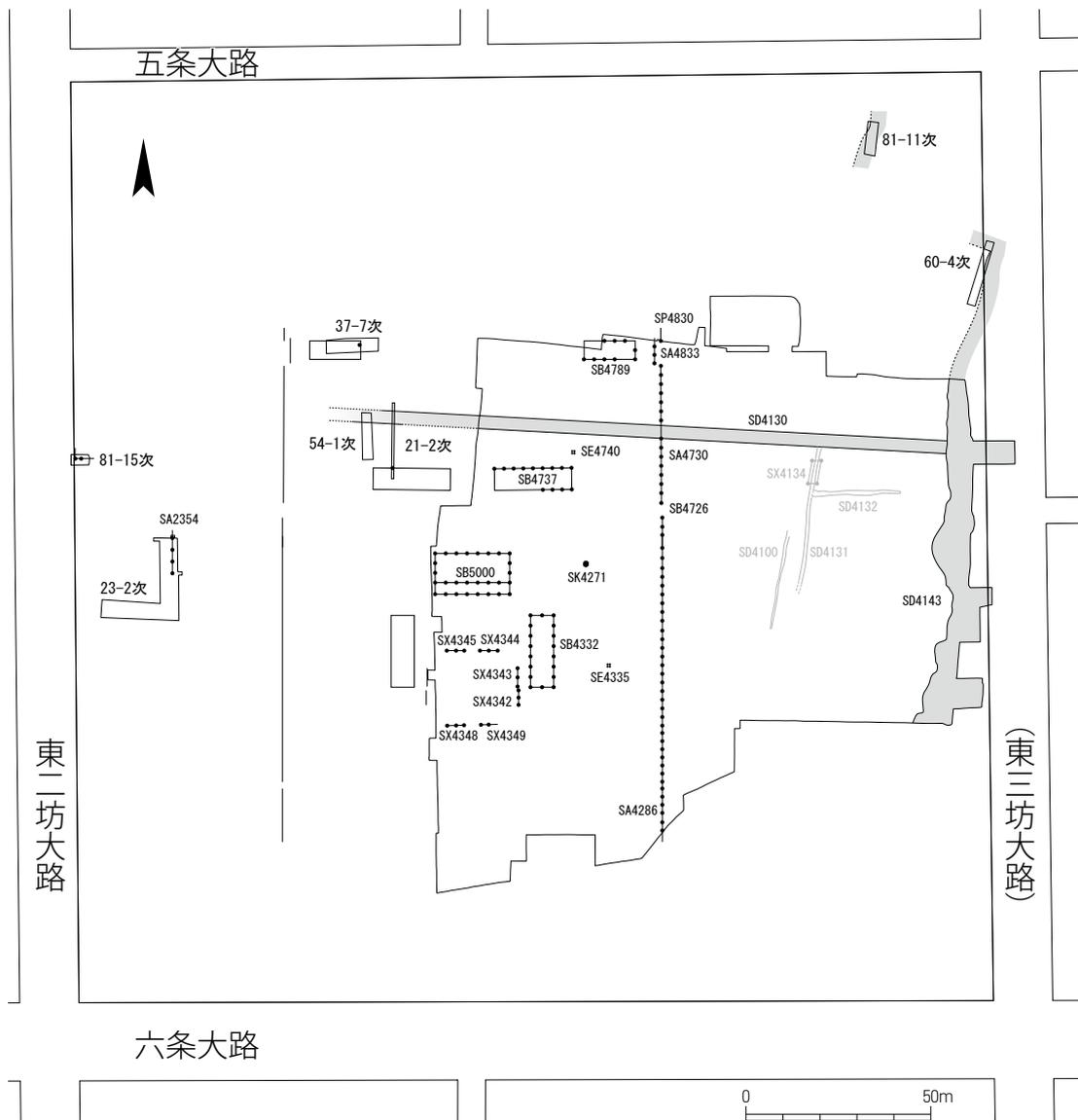


Fig. 258 Ⅲ-B期の遺構 1:2000

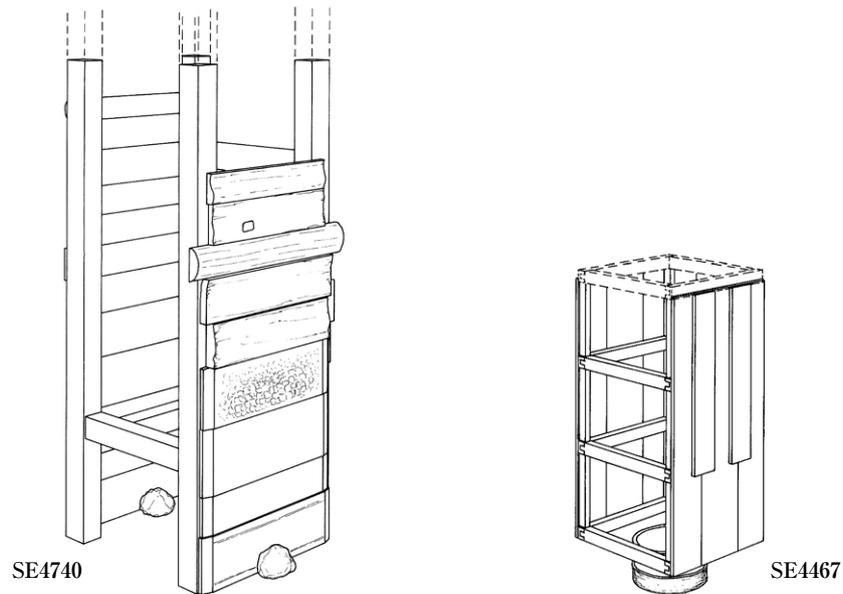


Fig. 259 藤原京期の井戸SE4740と平安時代の井戸SE4467

C期への改作で抜き取ったとみれば、この時期にあてられる。藤原宮に隣接する西外郭では何らかの利用がなされた可能性がある。

**内 郭** 掘立柱東西棟建物SB5000を中心として、東を南北塀SA4286によって区画される。建物SB5000は身舎の梁行が3間で、その規模、位置、南面廂付きであること、条坊中軸線上にこれより大きい建物がないことから、この区画の正殿とみてよい。そこで、この正殿SB5000の中心から南北塀SA4286までの距離を測ると、51.2mであり、これを西側にも折り返すと東西幅102.4mで、内郭の推定東西幅になる。これは350尺(0.292m/尺)に一致する。南北については明らかでなく、南北外郭の存在をうかがわせる遺構は見つかっていない。ただし、四町占地の施設群には、少なくとも南門の存在を認めるのが妥当であろう。また、外郭で述べた区画塀SA4730北側の幅7mの通路状空地の内郭側には目隠し塀SA4833があり、旧条間路に設けられた門SB4726とは形と機能が異なった通路であることがわかる。

内郭の建物配置は、正殿の東前方に南北棟の脇殿SB4332を置き、西前方にも脇殿があると考えられるため、正殿とともにコの字形になる。正殿の東後方には東西棟SB4737が位置し、さらに東西棟建物SB4789がある。正殿と中軸線を揃える後殿は存在しない。また、前殿に関しては後述する。

内郭には、井戸が数基掘られる。そのなかで、正殿後方の東西棟SB4737と東西大溝SD4130の間にある井戸SE4740は、厚板を横板組にして支柱と横棧で留めたもので、藤原京期を通じて利用されている。全ての時期を含めても調査区内で最も大規模な井戸であり(Fig. 259)、下段の井戸側板は面取を施すなど丁寧な作りで、藤原京期の内郭における重要な井戸である。

**正 殿** 正殿SB5000は桁行7間で、藤原京期において調査区内では数少ない梁行3間の建物である。また、平城京の建物に比べて藤原京の廂付き建物は少ない傾向があるため、この建物が南面廂付きであることも一般的な建物とは性質や格を異にすることを意味する。建物規模や柱の太さでは左京六条三坊のなかでも格段に立派な建物であり、四町占地の正殿に相応しい規模を誇る。正殿SB5000は藤原京期後半まで存続し、建て替えの痕跡がなく柱根も遺存する。

**脇殿** 正殿SB5000の東前方に位置する南北棟建物で、正殿に対する脇殿となる。脇殿と考えられる南北棟建物はSB4330・4331・4332があり、いずれも桁行7間、梁行2間の規模である。しかし、SB4332だけが柱穴が大きくかつ深く、SB4330・4331は妻側中央柱穴が浅いという違いがある。この様相の違いは、SB4330・4331がSB4332の外側に並ぶことから、建物の序列など性質の違いと理解することも可能だが、柱の抜取状況の違いでも区別が可能であることが判明した。SB4332は全ての柱穴に抜取穴があるが、SB4330・4331の柱穴については抜取穴のないもの、さらに柱痕跡や柱根が残るものがある。そこで、以上の柱穴の違いについては建物の時期差と考え、SB4332を解体して柱を抜き取り、あらためてSB4330・4331を建設し、その後これら建物の群の廃絶期を迎えたものと推定した。したがって、SB4332を藤原京期前半の脇殿とし、SB4330・4331を藤原京期後半の脇殿とした。脇殿の配列について、東西それぞれ2列に並ぶ場合は類例が見あたらないこと、一方、1列の場合は藤原宮朝堂院をはじめとして類例に事欠かないといった点で、この時期差とした推定を補強するものと言える。類例については「B iii 京内官衙の建物と配置」の項で後述する。

**前庭** 正殿SB5000と、東脇殿SB4332およびこれを西に折り返した位置にあると推定される西脇殿に囲まれた空間が、前庭として利用されたとみられる。ここには正殿と正対する前殿SB4340と、柱穴列SX4342・4343・4344・4345・4348・4349（以下、SX4342～4349とする。）があるが、両者は併存しないとみて、柱穴列がこの時期の遺構と考えた。その根拠については「B iv 藤原京期の官衙前殿」で後述する。SX4342～4349はその柱穴の規模からみて仮設的な構築物であり、前庭での儀礼に関わるものと考えられる。また、脇殿南辺および仮設構築物とみられる柱穴列SX4348・4349から南側は遺構が確認されず、より広い空地である。この空地も、前庭として機能した可能性がある。

### c 藤原京期後半（Ⅲ-C期）

Ⅲ-C期（Fig. 260）は、Ⅲ-B期から継続して四町占地で利用され、正殿も引き続き機能する。一方、内郭の規模を拡大し、前殿や脇殿など前庭周囲の建物群を充実させ、左京六条三坊の施設の完成期を迎える。また、南北大溝SD4143と東西大溝SD4130は存続し、これらが分岐する地点には塀で囲った区画を設けたとみられるが、これは藤原京廃絶時期の短期間のものと考えた。以下、区画南北塀と外郭、次に内郭、そして内郭の建物についてみていく。

**区画南北塀・外郭** Ⅲ-B期の区画南北塀を廃し、東に約10mの位置に内郭と東外郭を画する区画南北塀SA4320・4729を設置する。Ⅲ-B期の区画南北塀と同様に、六条条間路を踏襲して門状の施設を設定している。内郭と南北大溝SD4143との連絡を図り、利用に備えたと思われるが、東外郭内にはⅢ-B期と同様にほとんど遺構がなく、利用は盛んではなかったようだ。

西外郭では、Ⅲ-B期で抜取穴を伴った掘立柱南北塀SA2354の南西側で、桁行2間以上、梁行2間の南北棟掘立柱建物SB2352が見つまっている。柱根を残す柱穴もあるため、藤原京廃絶まで機能したと考えてこの時期にあてた。したがって、藤原京期（Ⅲ-B・C期）を通じて西外郭は何らかの利用がなされていることがうかがえ、東外郭と比較すると対照的な利用状況だと推測される。この差は西外郭が藤原宮に面するのに対して、東外郭は実態は河川とも言える南北大溝SD4143に面するためと考えられる。

南北大溝SD4143と東西大溝SD4130の分岐地点には、SA4110などで囲われた一角があるが、方位の振れがあることから藤原京期後半と言うよりは、藤原京廃絶時期から奈良時代にかけての遺構と考えた。区画内には建物は確認されず、性格は不明だが、大溝の結節点に位置していることは留意すべきと考えられる。

**内 郭** Ⅲ-B期から継続して、東西棟建物SB5000は正殿として機能し、場所を移した南北塀によって東を区画する。正殿の中心から南北塀SA4320・4729までの距離を測ると、61.1mであり、これを西側にも折り返すと東西幅122.2mで、内郭の推定東西幅になる。これは420尺(0.290m/尺)に一致する。Ⅲ-C期の内郭東西幅は350尺(0.292m/尺)であったので、ともに70尺の倍数で計画されている。また、1尺の長さが縮まっているが、Ⅲ-B期の南北区画塀SA4286・4730の平均柱間が2.38～2.48m(0.297～0.31m/尺)であるのに対し、Ⅲ-C期の南北区画塀SA4320・4729の平均柱間は2.31～2.32m(0.290/尺)と、区画塀自体の1尺も縮まっており、傾向は一致している。

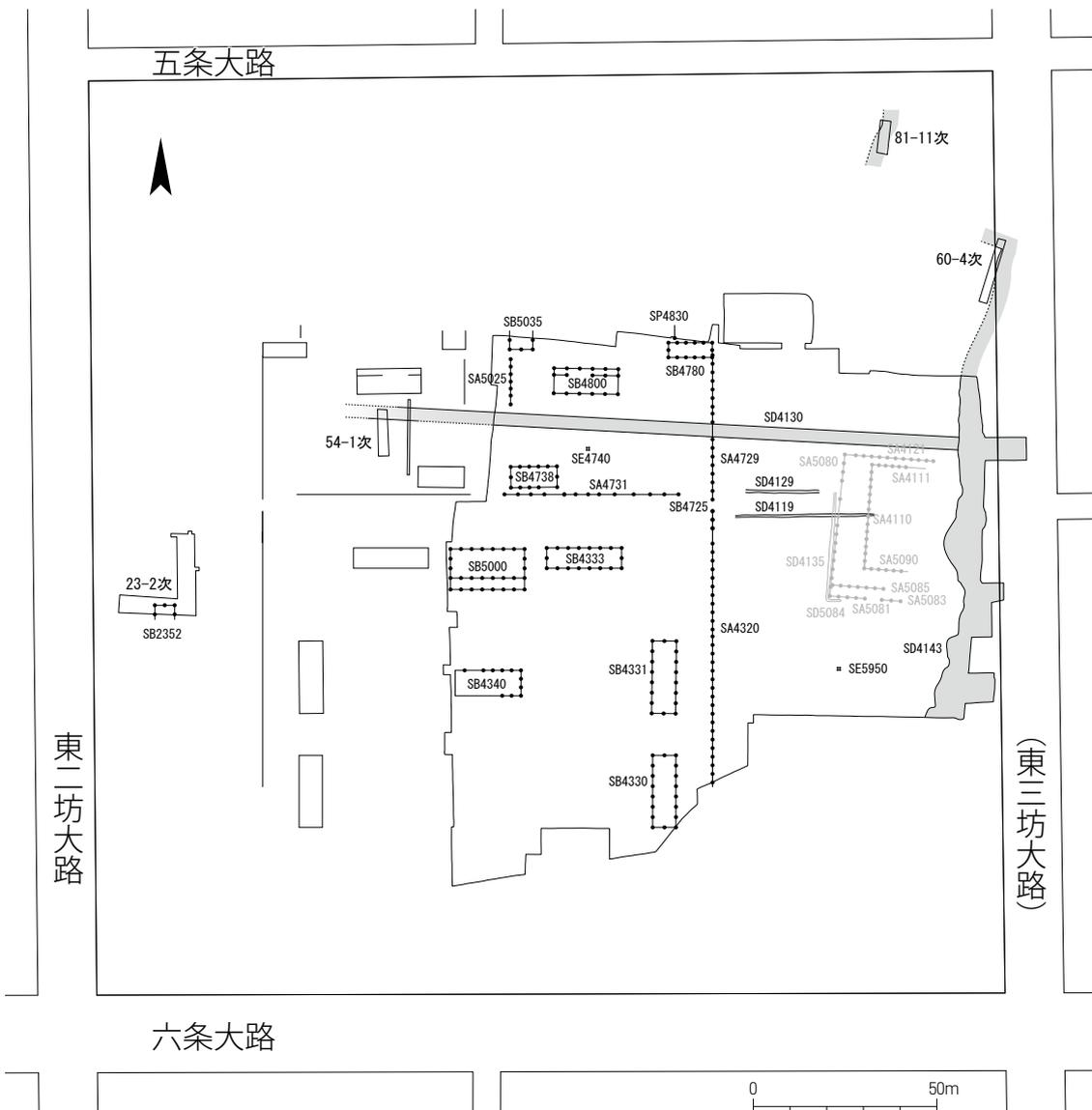


Fig. 260 Ⅲ-C期の遺構 1:2000

区画塀の移動によって拡大した内郭であるが、拡大は正殿を中心とした内郭前方で行われている。Ⅲ-B期において目隠し塀SA4833を付設した通路より北側の区画塀SP4830は、Ⅲ-B期から継続して機能する。それによって生じるくい違い部分は、掘立柱建物SB4780を建てて閉塞する。

内郭の建物配置は、正殿と北側柱筋を揃えて東側に東西棟建物SB4333（副殿と仮称）を並べ、その東前方に南北棟の脇殿SB4330・4331の2棟を南北に並べる。これらは西側対称位置にもあると考えられ、Ⅲ-B期と同様ながらもより広大な配置になる。

**副殿・脇殿** 正殿の東側には副殿SB4333が並ぶ。副殿はⅢ-B期には建てられていなかった建物だが、内郭が拡大したことで生まれる正殿と脇殿間の空間を埋めるとともに、広大な構えの一部を担う。

区画塀沿いに並ぶ2棟の東脇殿は、副殿SB4333を含めて建物両妻の中央柱の柱穴が浅いという特徴が共通し、同時に計画された建物であったと考えられる。この特徴はⅢ-B期の脇殿SB4332にはみられない。

東脇殿の配置は、正殿中軸線から東に150尺（0.295m/尺）の位置に、正面となる西側柱を並べる計画がされている。南北位置については、調査区南側外にもう1棟並ぶかを含めて不明である。

**前殿** 正殿SB5000と同じく、梁行3間の東西棟建物である。桁行間数は西側を削平されているために不明であるが、正殿と中軸線を揃えたとすれば、7間となる。また、平面形の縦横比率が正殿身舎部分とほぼ等しく、桁行と梁行の柱間数も同じなので、正殿身舎を縮小したと言える。

前殿と正殿SB5000の配置関係は、前殿の北側柱をSB5000の中心から100尺（0.292m/尺）の位置に置いている。一方、この位置は正殿の南面廂柱列から75尺（0.294m/尺）の位置にもあたり、配置計画はこちらを基準にしたと考える。それは、正殿がⅢ-B期から既に建っていることから、南面廂柱列の方が基準にしやすいことと、この時期に建てられた脇殿SB4330・4331が正殿中軸線から150尺東の位置にあるため、その半分の長さに設定したと考えることができるからである。

### iii 平城京遷都後の遺構

#### a 奈良時代（Ⅳ期）

Ⅳ期（Fig. 261）は平城京遷都後、すなわち奈良時代にあたり、大溝からなる水系が存続して掘立柱建物が周囲に建ち並ぶ。この時期はⅢ期と異なり、遺構が方位に対して北で東に振れる<sup>5</sup>。

大溝はⅡ期から存続する藤原京東堀河であった南北大溝SD4143と、これに接続するⅢ-B期に開削された東西大溝SD4130である。この東西大溝SD4130沿いの南側には、小規模な南北棟建物SB4560・4727・4728・4987の4棟が建ち並ぶ。SD4130の北側にも掘立柱建物が確認でき、南北棟建物SB4787とこれに付属するSB4786、倉庫とみられる南北棟総柱建物SB5050が建ち並ぶ。これらのなかで、SB5050の柱痕跡は直径35cm、SB4787の柱痕跡は直径25cmあり、一般集落の建物とみるには、やや太く立派である。

調査区南側には、素掘溝SD4357・4358と掘立柱塀SA4355・4356によって区画された中に、正殿と前殿を構成するとみられる東西棟建物SB4350・4351の2棟が、中軸線を揃え、6mの間隔で建つ。正殿SB4350は南面廂付きで、前殿SB4351は廂をもたないが、これはⅢ-C期の正殿SB5000と前殿SB4340と同様である。ただし、正殿、前殿ともに梁行間数はⅢ-C期が3間で、Ⅳ期は2間となって異なるうえに、柱痕跡の直径はSB5000が約30cm、SB4350が約20cmで、柱の太さも細くなる。また、掘立柱塀SA4355・4356による正殿と前殿を取り巻く区画は、東側が削平によって明らかでないが、正殿中軸線で西側の掘立柱塀SA4356を折り返すと、その東西規模は45.1mになる。これは、1尺を0.301mとみれば150尺という完数が得られ、同時に正殿と前殿の間隔は20尺となり、計画性がうかがえる。したがって、この区画と建物は、Ⅲ-C期に比べると規模は格段に縮小されているものの、官衙的な特徴が認められると考えられる。脇殿に関しては調査区外に存在する可能性もあるが、本来脇殿が前殿を囲む機能を果たすのであれば存在しなかったことになり、規模縮小に伴う変化と言える。

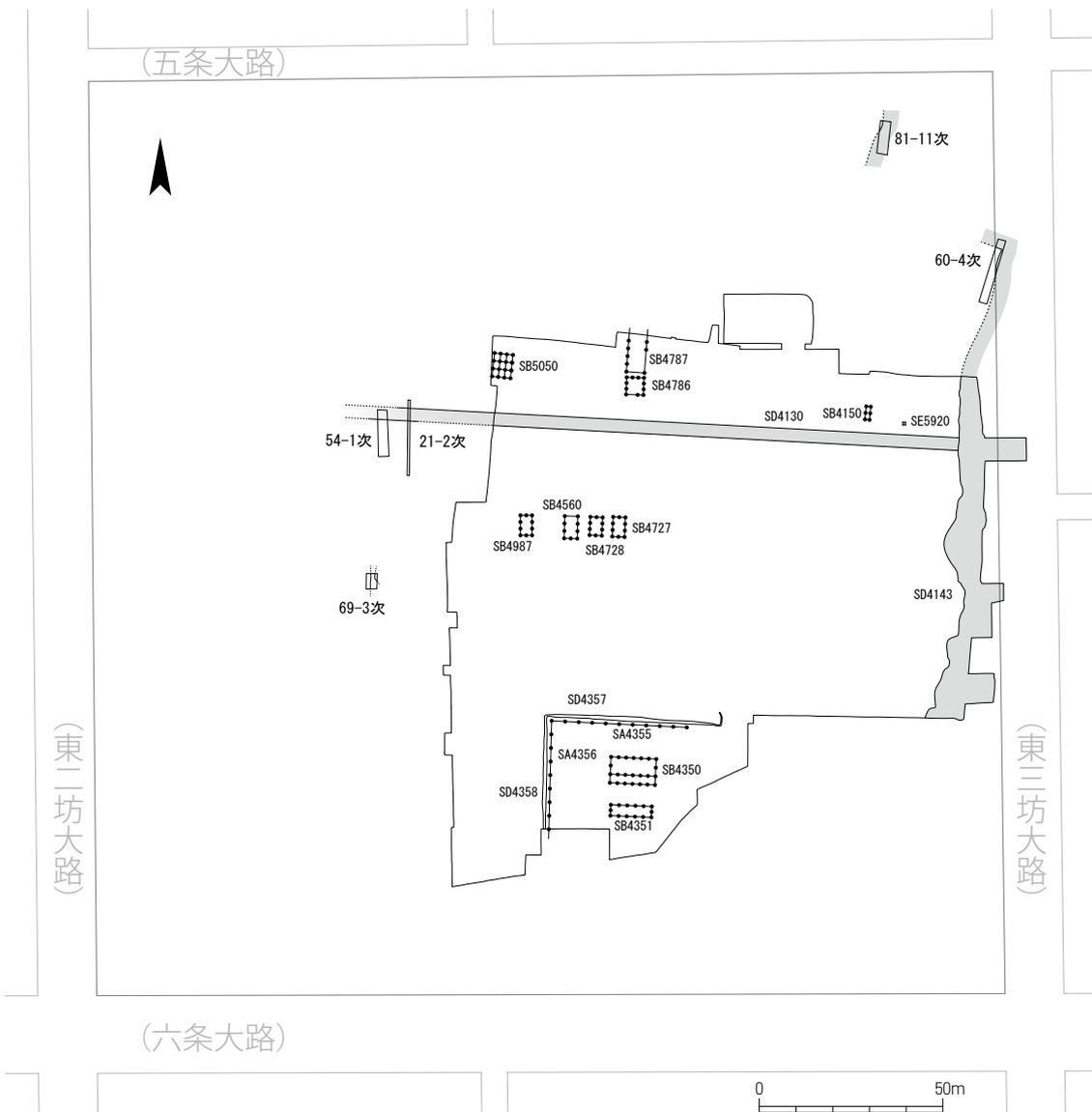


Fig. 261 Ⅳ期の遺構 1:2000

正殿と前殿を構成するようにみられる区画があることや、柱径の大きい建物SB4787・5050の存在に加え、検出した遺構は広い範囲で展開することから、この時期の遺構は集落ではなく、官衙等の公的施設に関連するものと考えられる。ただし、SB4787・5050などが構成する遺構群は調査区外北西側に展開すると考えられること、平城京遷都後のSB4350・4351が藤原京期（Ⅲ期）のSB5000・4340からなる官衙機能をそのまま継承しているとは考えにくいことから、その規模や性格は今後の課題とすべきであろう。

b 平安時代前・中期（V期）

V期（Fig. 262）は調査区の東端に南北大溝SD4143が存続し、調査区南側にやや規模の大きな建物とそれに付属する小規模な建物がある。Ⅲ-B期から存続した東西大溝SD4130はほぼ埋まりかけ、東西大溝と言うよりも単なる東西溝程度で機能していたと考えられる。調査区北側には数基の井戸と、小規模な建物1棟が所在する。

調査区南側にある東西棟建物SB4370は身舎桁行9間、梁行2間で間仕切りが付き、南面廂と部分的に北面廂が付く。南北棟建物SB4371は桁行6間、梁行3間の総柱建物である。両者は奈良時代までの建物に比べると柱穴は小さいものの、規模の点からこの一画の中心建物と考えられる。ただし、これらは隣棟間隔が狭く、柱筋も揃わないことから併存はしないと考えられるが、前後関係は不明である。

これらの建物の西側には、庭園の池程度の大きさの土坑SK4390があり、位置関係からみて、SB4370と併存した可能性がある。中心建物の北西側に何度か建て替えた付属建物があるなど、概ね屋敷構えは調査区内にあるものと考えられる。一方、調査区北側の井戸と建物は屋敷構えの一部を確認したもので、調査区外北側に建物が展開するものと考えられる。

これらの建物の柱穴はⅣ期までの遺構に比べると小さく、Ⅳ期のSB4350を中心とした建物配置にみられた計画性が失われる。そのため、この時期の建物は比較的規模が大きいものもあるものの、官衙と言うよりは集落としての性格と推定される。また、土地利用密度も低いと言えるため、建物周辺は耕地化が始まったとの推定が可能である。藤原宮内では、平安時代に朝堂基壇を利用して、建物群による屋敷を構えていることが明らかになっている（第107・132・136次調査）。これを勘案するならば、藤原宮およびその周辺が、この時期にⅢ・Ⅳ期の官衙的な利用から性格が転換し、集落（荘園の一部）としての利用が始まったと考えられる。

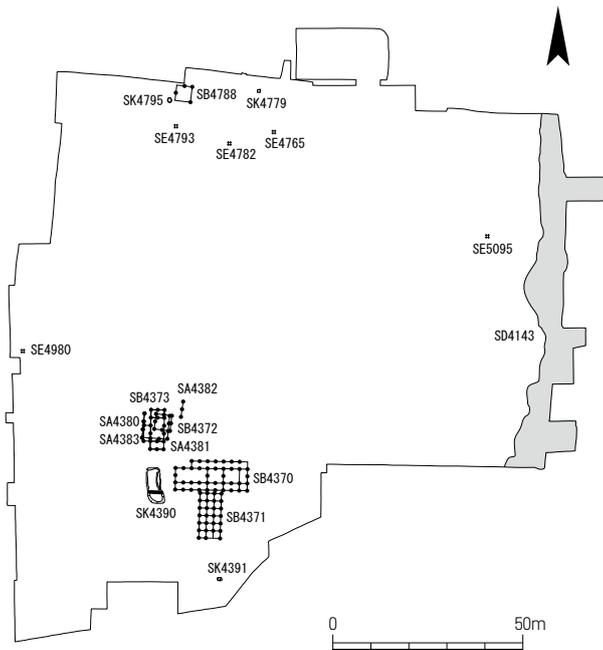


Fig. 262 V期の遺構 1:2000

## c 平安時代後期から鎌倉時代（VI期）およびそれ以降

VI期（Fig. 263）は全体に掘立柱建物や井戸が散在するが、V期からの変化で言えば特に調査区中央での土地利用が盛んになる。調査区東端の南北大溝SD4143は東へ移動して、現状の中ノ川が形成されていったとみられる。

調査区中央での利用は建て替えが何度も行われている。そのなかで、中心的な建物SB4420・4440と付属建物、その西側に塀や溝、土坑というまとまりが、東西に並んで2つ確認できる。ただし、中心建物とそのまとまりの規模はV期に比べると小さいため、土地利用（土地所有）の細分化が行われ

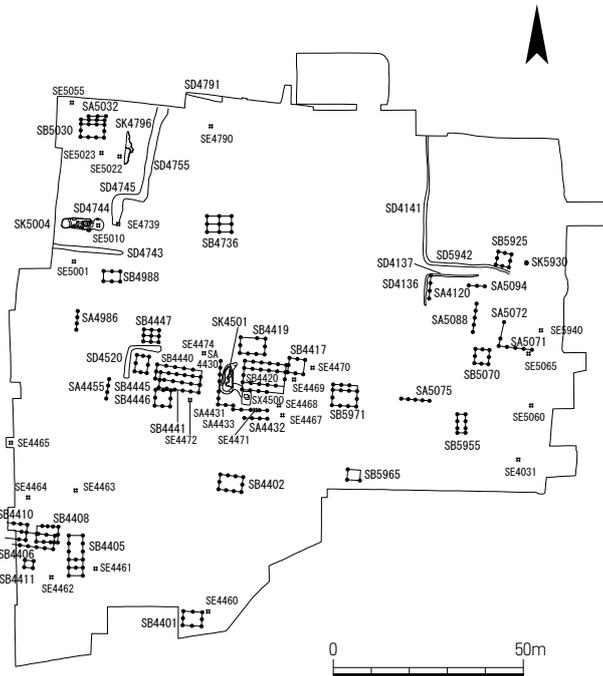


Fig. 263 VI期の遺構 1:2000

たと理解することも可能である。また、調査区南西部にも建て替えが行われている掘立柱建物と井戸のまとまりが確認できる。土地利用の細分化を反映するように井戸が各所に掘られているが、鎌倉時代以降は曲物を積み重ねた井戸や、石組井戸が現れる。調査区内で言えば、室町時代以降は石組井戸が築かれる傾向が認められる。

調査区東北部で確認したL字形の素掘溝SD4141・5942とSD4136・4137は、周辺で推定されている条里地割りを延長すると、条里遺構に推定できる位置にある。同時に、調査開始時の水田畦畔にも近い位置で沿う。調査開始時の水田畦畔とIV期以降の遺構の多くは、方位の振れが近似するため、近年までの土地利用の基盤には条里地割りと推定できる。一方で、調査区西側の遺構は推定条里地割り（坪界）をまたぐため、遺構と条里地割りの関係は、坪界を現在通る道路地下の調査を待たねばならない。

鎌倉時代より後の遺構は耕作に伴う素掘溝が大半を占め、調査区の大半は耕作地に変貌したとみられる。一方、調査区北西部には出入口を設けたような環濠状の素掘溝SD4743・4744・4745・4755が巡り、その中に数基の井戸と東西棟建物SB5030が所在する。環濠状の溝からは中世の瓦が多数出土しているため、住居ではなく寺社などが調査区北西側にあったものと考えられ、北側調査区外に現在ある畝尾都多本神社に関連する可能性もある。また、本調査地から200mほど南方の調査（第81-1次調査：左京七条三坊）でも同時期とみられる環濠状の溝SD8720を検出しており、これは現在の木之本集落の旧環濠であることが現地地形から読み取れる<sup>7</sup>。両者の環濠から出土した遺物からみて、14世紀後半頃とみられるため、この頃に畝尾都多本神社や木之本集落といった現在の農村空間構成が形成され始めたと考えられる。

## B 藤原京内の官衙

### i 藤原京左京六条三坊の機能—官衙と邸宅—

藤原京内で条坊内の正殿を中心にいくつかの建物配置が明らかであるのは、右京七条一坊西南坪である。左京六条三坊（Ⅲ-B・C期）の推定と同様に、左右対称の配置を基本とするが、右京七条一坊西南坪の正殿SB4900を中心とする建物群は、邸宅と推定されている<sup>8</sup>。この邸宅と推定した判断基準は以下の通りであり、左京六条三坊も併せて照らし合わせた。

〔(左)：左京六条三坊 (Fig. 258・260)、(右)：右京七条一坊西南坪 (Fig. 257)〕

- ① 正殿に対して脇殿が前方にあるのが官衙（左）、側面にあるのが邸宅（右）。
- ② 正殿に対して脇殿の桁行規模が大きいものが官衙（左）、小さいものが邸宅（右）。
- ③ 脇殿に廂がないものが官衙（左・右）、廂があるものが邸宅。
- ④ 後殿を欠くのが官衙（左）、有するものが邸宅（右）。特に邸宅で後殿に脇殿を伴う。

これによれば、左京六条三坊は官衙であり、右京七条一坊西南坪は邸宅と言えそうである。しかし、近年では発掘調査事例が増加し、上掲の基準は必ずしも官衙と邸宅を厳密に区分できるものではなく、いくつかの補正が必要と思われる。

平城宮の発掘調査では、左右対称の官衙として兵部省と式部省や、西池宮に比定される馬寮地区東方の遺構群が明らかになっている。このなかで例えば兵部省 (Fig. 264) では、正殿に対して脇殿が前方と側面に左右2棟ずつあり (①)、正殿と脇殿で桁行規模はともに7間である (②)。脇殿は廂がないもの (③)、後殿を有し、さらにこれに脇殿を伴う (④)。つまり兵部省が官衙の判断基準に合うものは③のみとなる。

左京六条三坊Ⅲ期以降、すなわち7世紀末以降で全国的に官衙と推定されている遺跡は、官衙中枢の建物配置が、口の字形、コの字形、品の字形などに類型化されている。いずれの形式も左右対称であり、正殿の前方に建物に囲まれた、前殿を含めた広い前庭を確保する。この広い前庭で儀礼を執り行うと推定される。

建物に囲まれた広い前庭を確保するためには、正殿に対して脇殿が前方にあり、さらに脇殿

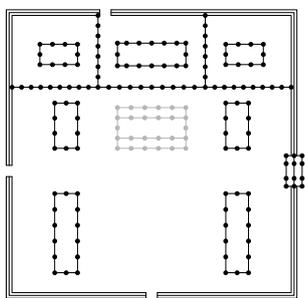


Fig. 264 平城宮兵部省 1:2000

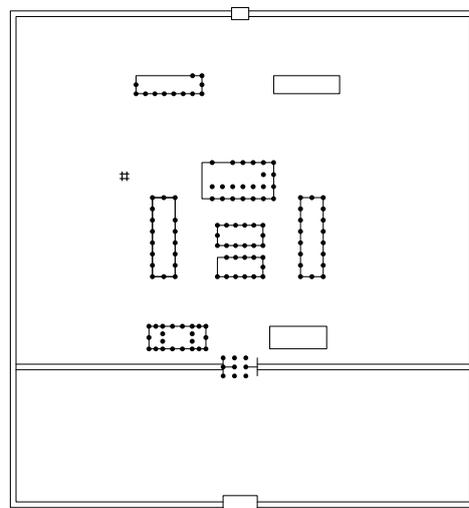


Fig. 265 平城京左京五条二坊十四坪 1:2000

の桁行規模が大きい必要がある。判断基準の①・②は妥当であろう。ただし、脇殿が左右それぞれに複数棟並んで前庭を確保できるならば、脇殿の桁行規模は小さくてもよいし、正殿の側面にあってもよいと考えられる。また、判断基準③は右京七条一坊西南坪ですでに該当せず、④は兵部省と式部省、馬寮地区東方では脇殿を伴う後殿が存在するため、再考が必要であろう。

結局のところ、官衙中枢部の条件とは左右対称で建物に囲まれた前庭を有するという事に止まることになる。条件が緩くなった感があるが、これに従えば兵部省と式部省、馬寮地区東方、さらには平城京左京五条二坊十四坪のⅢ期遺構 (Fig. 265) が該当し、そのうえで藤原京左京六条三坊も官衙と考えられる。藤原京右京七条一坊西南坪は前庭が狭く邸宅の要素が強いが、今回左京六条三坊で藤原京期に2時期を認めた考え方を敷衍すれば、柱根が残る正殿・後殿と、柱が抜き取られた中門・脇殿に区別でき、調査区外の状況によっては建物配置の様相が大きく変わる可能性がある。また、平城京左京三条二坊一・二・七・八坪 (長屋王邸) では、調査区内でそもそも左右対称性が認められない。

官衙と邸宅を区別する基準の明確化は、さらなる調査事例の増加が求められよう。そのなかで例えば判断基準④では、後殿の規模や形式について、前庭空間と後庭 (後殿) 空間を塀や回廊などで画する<sup>10</sup>か、といったところに視点を置く必要もあるだろう。また、何よりも京内宅地の様相がわかる事例の増加が求められる。

いずれにしても、今回調査した藤原京左京六条三坊は、建物配置の点では京内官衙とみて妥当であると考えられる。そこで、以下では官衙としての規模や、建物配置および形式を通じて検証していく。

## ii 京内官衙としての規模

官衙とみられる左京六条三坊の中心区画 (内郭) の規模は、Ⅲ-B期の区画南北塀を西に折り返すと東西幅350尺 (102.4m) を測り、Ⅲ-C期の区画南北塀を折り返すと東西幅420尺 (122.2m) を測る。この東西規模は、藤原宮中枢部

や全国各地の国庁と同等以上である。国庁の計画的な建物配置の成立を全国的にみると、2つの画期を経ていると考えられている。第一段階は7世紀末期から8世紀初頭である。その特徴としては、建物配置が南を正面としない、脇殿と区画塀が未分化で一体的、正殿が内郭の後方に位置して後殿やその空間がないなどの傾向が挙げられる。しかし、建物配置の形式を並べてみると、それほど定まったものではない。第二段階は8世紀前半以降である。第一段階で示した特徴を課題とすればそれらを解決し、3つほどに分類できるまで定型化している。

Tab. 17 官衙等の規模

名称	時期	区画東西幅
藤原京左京六条三坊	Ⅲ-B期	102.4m
藤原京左京六条三坊	Ⅲ-C期	122.2m
藤原宮大極殿院		118 m
藤原宮朝堂院		235 m
城輪柵政庁		178 m
多賀城政庁		104 m
常陸国庁	I期	99 m
常陸国庁	II期	104 m
常陸国庁	Ⅲb期	107 m
下野国庁	II期	94 m
伊勢国庁		78 m
近江国庁		73 m
伯耆国庁	I・II期	69 m
伯耆国庁	Ⅲ期	81 m
大宰府政庁	II期	117 m
大宰府政庁	Ⅲ期	114 m
肥前国庁	II b期	78 m

本調査地のⅢ-B・C期は藤原京期と考えられ、第一段階の遺構ということになる。したがって、官衙として比較する場合には同時代の事例と比較すべきであるが、後述するように建物配置は第二段階の特徴に当てはまる。そこでここでは、定型化した国庁との比較を行って<sup>11</sup>みた。

Tab. 17に、第二段階以降の各地国庁内郭の東西幅を示した。比較対象は正方位で左右対称の配置を基本とするものである。これをみると、本調査地の内郭はⅢ-B・C期ともに、おおむね国庁規模と言ってよいことがわかる。そのうえ、大宰府政庁と同程度の大きさであり、城輪柵政庁を除けば、Ⅲ-C期の東西規模が最も大きい。この規模の点からも、本調査地のⅢ-B・C期の遺構が官衙であることを裏付けると言えよう。

また藤原宮では、大極殿院の東西幅は回廊棟通りで400尺（118m）であり、朝堂院はその2倍である。それぞれの回廊は梁行が10尺であるため、大極殿院の回廊外側柱の東西心々距離は420尺となり、本調査地Ⅲ-C期の東西幅と一致する。ただし、大極殿院と朝堂院の棟通り東西幅の関係は2倍であるので、大極殿院の計画は400尺を基準としたとするほうが妥当であろう。いずれにしても、大極殿院と本調査地Ⅲ-C期は直接的な関係は不明だが、同程度の規模となる。

### iii 京内官衙の建物と配置

#### a 建物配置について

本調査地のⅢ-C期について、規模において同等とみられる各地の国庁と比較するならば、両者には建物配置においても類似性が認められる。比較対象となる国庁は、主に8世紀以降の定型化<sup>12</sup>国庁と呼ばれる事例であり、正殿の東西前方に脇殿を配してコの字形を構成し、これらに<sup>13</sup>囲まれた前庭部を形成する。そのなかで、常陸国庁の建物配置は高い類似性が認められる。副殿を除けば8世紀前半頃と考えられているI a期からすでに類似性が認められ、9世紀後半頃のⅢb期では建物配置のうち、正殿・東西副殿・前殿・東脇殿2棟・西脇殿2棟からなる構成は同様と言える。常陸国庁Ⅲb期では建物形式についても、正殿が桁行7間、梁行3間の身舎に南面

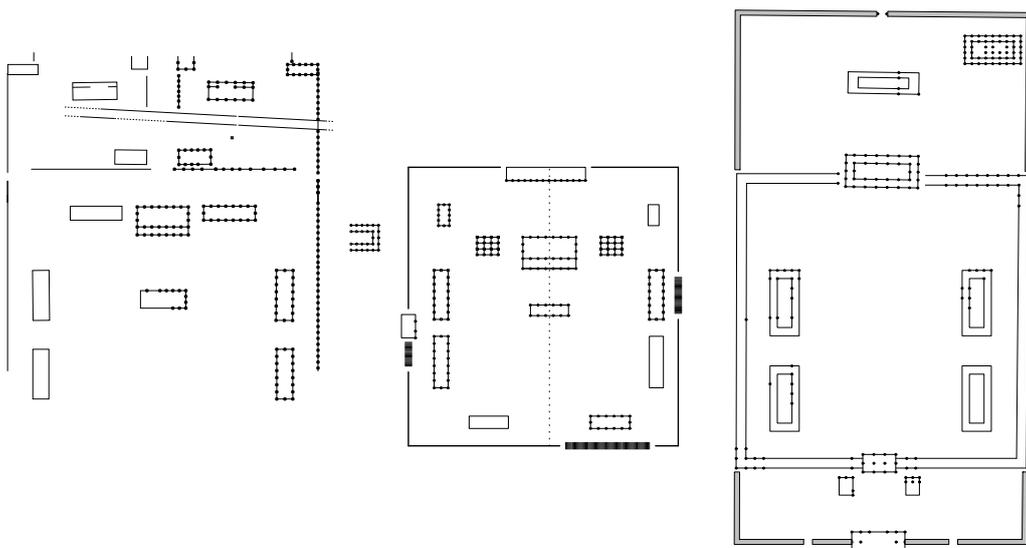


Fig. 266 藤原京左京六条三坊（Ⅲ-C期）・常陸国庁（Ⅲb期）・大宰府政庁（Ⅱ期） 1:3000

廂付きであることと、脇殿が桁行7間、梁行2間であることは共通する。また、I a期でも正殿の梁行や第二脇殿などに共通点がみられる。

常陸国庁以外にも、部分的な類似性を認めることができる国庁は多い。規模の点で同程度の大きさであった大宰府政庁（Ⅱ期：8世紀初頭以降）にしても、前殿は確認されていないが、正殿に取り付く回廊が副殿的な機能を果たしたとすれば、本調査地Ⅲ-C期と建物配置では高い類似性を示す。

#### b 建物形式について

まず、本調査地Ⅲ-B・C期の正殿と藤原京坊内の中心建物とを比較する。京内でこれに該当するのは右京七条一坊西南坪の正殿SB4900で、これと比較するならば、以下の通りである。

##### 左京六条三坊 SB5000

桁行7間（2.9m/間）、梁行3間（2.6m/間）、南面廂、身舎柱根直径35cm

##### 右京七条一坊西南坪 SB4900

桁行7間（2.6m/間）、梁行3間（2.1m/間）、四面廂、身舎柱根直径25cm

廂については右京七条一坊西南坪正殿SB4900が四面廂であるが、建物規模や柱の太さでは左京六条三坊正殿SB5000が格段に立派な建物であり、四町占地の正殿に相応しい規模を誇る。右京七条一坊西南坪正殿SB4900が、規模が比較的小さいにも関わらず四面廂である点は、正殿SB5000とは建物の性質や機能が異なることを意味するのであろう。また、両者ともに掘立柱建物であり、瓦葺と判断できる遺物出土状況ではないため、板葺や檜皮葺などと考えられる。

次に8世紀以降の国庁建物とその形式を比較すると、常陸国庁Ⅱ・Ⅲ期の正殿SB1502は、桁行7間（3.0m/間）、梁行3間（2.7m/間）、南面廂付きで類似性が高い。しかし、その他の国庁正殿をみるならば、礎石建物であるものや四面廂付きもあり、一定しない。例えば肥前国庁正殿SB090は身舎桁行7間（2.98m/間）、梁行2間（3.3m/間）だが、掘立柱建物四面廂付きである点は、右京七条一坊西南坪SB4900に類似する。また、国庁の一つの祖型を藤原宮大極殿院や朝堂院に求めるならば、正殿である大極殿は礎石建物四面廂付きである。

現在のところ、官衙正殿について特徴を明らかにできないが、礎石建物と掘立柱建物の違いが建物形式に大きな影響を与えることは一般的に理解されていよう。肥前国庁にしても、正殿南面の調査は一部分に止まっているため、その実態は今後解明されることが期待される段階にあるといえる。礎石建物であるか掘立柱建物であるか、瓦葺であるかそれ以外であるか、建物形式に基づいて、廂の方向などを含めた検討を重ねることが今後の課題と言えるだろう。

ここまで建物の規模と形式についてみてきたが、本調査地Ⅲ-B・C期の正殿における規模と南面廂付きという建物形式は、国庁クラスの官衙正殿の範疇に入ると言える。

#### iv 藤原京期の官衙前殿

##### a 正殿南の仮設構築物について

ここでは、藤原京期（Ⅲ-B・C期）の正殿SB5000の正面で、藤原京期後半（Ⅲ-C期）の前殿SB4340の周囲にある仮設構築物とみられる柱穴列SX4342～4349について、その性格を考える

ことにする。遺構の特徴は以下の通りである。

- ・柱穴は一辺約50cmで、柱根は確認されていない。
- ・3基1組で構成されている。

(SX4349については、東の柱穴がSE4463に壊されているとみられる。)

- ・前殿からの距離はそれぞれ北6.7m、南6.2m、東3.0mで不揃いである。
- ・前殿四方を取り囲むように並ぶが、正殿中軸線上と四隅が欠ける。
- ・柱穴列のうち、北のSX344・4355と南のSX4348・4349は、ほぼ東西位置を揃えて対応関係にある。(西の柱穴列は調査区外のため、東西の対応関係は不明。)

以上の特徴から「目隠し塀」「幢旗」「幄舎」の各案が提示できると思われる。まず、目隠し塀と考えると、正殿の正面前庭にある建物を塀で囲う事例が見あたらないこと、中軸線上や四隅を欠く理由が不明であること、東の柱穴列(SX4342・4343)の間隔と通りが揃わないことなどに難点があるように思われる。

次に、幢旗の場合は、柱穴列が3基1組であるので、幢旗そのものであれば3本、支柱であれば3本の支柱の間に2本の幢旗が立てられていたことになる。しかし、一般に幢竿支柱の柱穴と推定されているものは大きく深いものに対して、これらの柱穴に背の高い幢旗やそれを支える支柱を据えるには、柱穴がやや小さく浅いことが難点と言える

そして、現段階でもっとも可能性が高いと考えられるのが、幄舎である。柱穴列を幄舎の支持杭と理解する考えである。幄舎は『年中行事絵巻』などにいくつか描かれており、これを見ると桁行柱間は2間から7間まで様々であるが、梁行はいずれも2間である。つまり建物両妻側(梁行)に3本の柱が立つことになり、そこから綱を延ばして対応する3本の支持杭で固定している。幄舎の柱は掘立柱であるかは不明だが、仮設的な建物であることを考えると、掘立柱としても容易に撤去できる深さだと考えられる。より深く打ち込むのが支持杭だとすれば、幄舎の遺構は桁行方向の両側延長上にそれぞれ3個の小穴が残るはずである。『大饗雑事』によれば、幄舎建設に用いる工具として、「槌」と「鉄布久志(鉄掘串)を挙げている。ここに「鋤」の類が挙げられていないことは、柱穴のように大きな穴を掘る必要がなかったことを示し、幄舎の遺構としては小穴程度しか残らないことを示唆する。鉄布久志は柱や杭を据える小穴を掘るのに利用し、槌は支持杭をさらに打ち込むのに利用したと考えられる。

前殿の四方に柱穴列がある点については、南北棟として2棟並べた時(SX4344・4345)と、東西棟としてはSX4342とSX4343の間隔が近くて通りが揃わないことから、1棟ずつ2度建てた時があったと考える。複数回の設置は仮設構築物としての性質にも相応しいと言える。『年中行事絵巻』にも主殿に対して南北棟に建てている場面と、東西棟で建てている場面がそれぞれ描かれる。遺構規模の点では、東西棟の場合は東の柱穴列SX4342を中軸線で折り返すと、その間隔は24.9mである。『延喜式』など各種の史料によれば、幄舎は桁行の長さで七丈幄、五丈幄、二丈幄に規格化されている。したがって、七丈幄であればおおよそ桁行21mであり、残りは建物柱頭付近(軒高)から斜めに綱を張った長さの2方向分と考えることができる。次に南北棟の場合、SX4345・4348間の南北柱穴列の間隔は20.4mである。五丈幄であればおおよそ桁行15mであり、残りは建物から杭までの長さの2方向分と考えることができる。『延喜式』には柱の長さ1丈と記してあり、仮に軒高3mとすると綱の角度は、東西棟の場合は約57°、南北棟の場

合は約48°である。ある程度は柱を地面に差し込むと考えられるので、軒高は3mより低くなるが、それぞれの綱の角度は妥当な範囲と言える。また、絵巻の杭は斜めに打ち込んでいるように描かれているものの、遺構にその特徴は認められない。しかし、柱穴列SX4342～4349は幄舎使用後の杭抜き取り穴と考えれば、必ずしも斜めの杭痕跡がなくてもよいだろう。

ただし、仮設的な建物である幄舎は古代における実態は明らかでなく、管見の限り発掘調査による報告例が少ないことが難点である。少ない事例として平城宮の壬生門北（兵部省と式部省の間）で掘立柱建物SB14380・14381、SB14390・14391が見つかっており、幄舎などの仮設建物と考えられている<sup>14</sup>。これらは桁行柱間1丈（10尺）であるが、柱間数は8間であり、それぞれの柱穴が残っている。これは本調査地の仮設建物や絵巻物の幄舎とはやや異なったものと考えておきたい。その実態としては鎌倉時代の『春日社寺曼荼羅』の興福寺部分に描かれているものが候補となる。これは1999年度の興福寺中金堂院の発掘調査で柱穴を確認した掘立柱建物SB7530～7536等に該当するとみられている<sup>15</sup>が、描写も遺構も控えの杭跡が見あたらない。したがって、本調査地や中世絵巻に見られる控え杭の幄舎に比べれば、壬生門北や興福寺の幄舎は柱穴が残る（柱が固定される）点で恒常的な側面がうかがえる。いずれにしても幄舎が絵巻物に類出することを考えると、今後の発掘調査事例の増加と実態解明に期待したい。

以上から、柱穴列SX4342～4349を幄舎の杭列とすれば、前殿SB4340からの距離が不揃いであるという問題も、前殿SB4340と共存するものではないという理解の下で解釈する。ここでは藤原京期後半（Ⅲ-C期）に内郭は規模と施設を拡充するので、Ⅲ-B期の前庭の仮設的な施設利用（幄舎）をⅢ-C期に常設化したと考えたい。

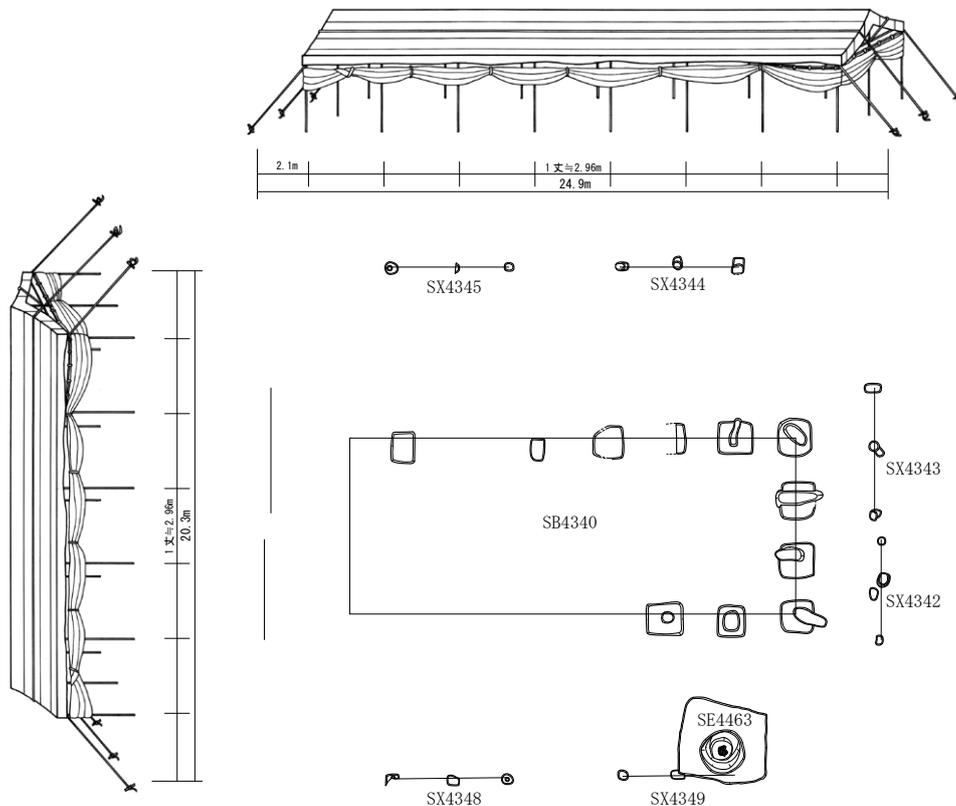


Fig. 267 前殿SB4340および周辺の柱穴列SX4342～4349と幄舎 1:300

b 前殿の機能について

柱穴列SX4342～4349を幄舎とすると、藤原京期前半（Ⅲ-B期）においても正殿と脇殿からなるコの字形配置の前庭部に位置するため、藤原京期後半（Ⅲ-C期）の前殿SB4340の前身建物と位置付けることが可能である。すなわち、SX4342～4349もまた前殿の役割を果たしていたと推測される。

官衙において前殿がどのような機能をもっていたかは、SB4340を含め、全国の国庁の発掘成果に基づいても不明である。しかしⅢ-B期には、柱穴列SX4342～4349によって幄舎が東西方向と南北方向の二通りに建てられたとみられること、さらに東西棟に1棟建てた場合は七丈幄であり、南北棟に2棟建てた場合が五丈幄であることが、前殿の機能を推測するうえで手がかりになると考えられる。この時期の建物配置を藤原宮に重ね合わせるならば、中軸線上付近に位置する大極殿院南門、朝堂院第五・六堂、朝堂院南門のいずれかに近い機能を果たしたと考えられる。また、京内官衙としての機能を推定するならば、儀礼の場面や事務的な利用の場面が考えられる。

Ⅲ-C期の前殿SB4340は、推定桁行7間、梁行3間となるが、前述のように正殿身舎を縮小したような平面形をとる。この様に前殿と正殿に何らかの類似性が認められる事例としては、下野国庁（Ⅱ期）、武蔵国庁、三河国庁、肥前国庁などで桁行幅を揃えることが指摘されている<sup>16</sup>。前殿が正殿の下手（南側）に対面することで正殿と上下関係にありながら、正殿と類似性が認められるという二面性は、前殿の機能を推定するうえで手がかりになると考えられる。

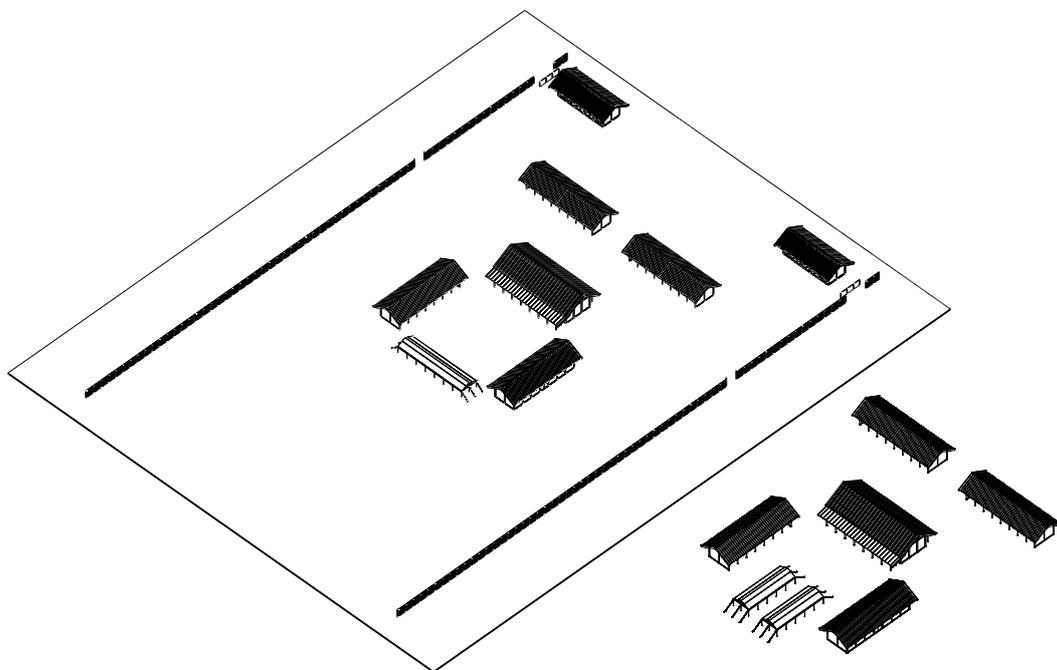


Fig. 268 藤原京左京六条三坊の建物配置復元図（Ⅲ-B期）

## v まとめ

正殿を中心として、方位に則ったコの字形などの建物配置で前庭を取り囲むという定型化した国庁は、いまだ例が少ないものの、7世紀末から8世紀初頭に出現すると考えられている。一方で、定型化国庁の構成は藤原宮朝堂院にも該当するため、時期的にみてこれを定型化国庁の祖型と考える意見もある<sup>17</sup>。

本調査地Ⅲ-B・C期の遺構は、その例が少ない7世紀末から8世紀初頭の事例である。Ⅲ-B期からⅢ-C期にかけての規模の拡大と建物の充実は、国庁が定型化に向かう様子を示しているようにもみえる。これらは、藤原宮とはほとんど時期差がないため、朝堂院の構成や大極殿院の規模といった藤原宮の計画理念が根底にあると考えられる。一方で、本調査地Ⅲ-B・C期の遺構は時期的にみて各地の国庁に対し、具体的な規模や構成について参考、雛型になり得る事例とすることもできよう。

以上のように、本調査地の藤原京期の遺構は各地の国庁相当であると考えられる。しかし、奈良時代には平城京内に大和国府が存在しないうえに、長岡京期や平安時代にも京域内に国府が推定されていない。したがって、これらに遡って藤原京期に京内に国庁が存在したとは考えにくい。また、既往研究では大和国府は本調査地以外の地に比定されている<sup>18</sup>。そこで、国庁に相当する規模や特徴がありながら、それとは異なる官衙を想定するならば、藤原宮隣接地にあるという点も踏まえて、京職（後に左京職）が有力な候補となり得るだろう。

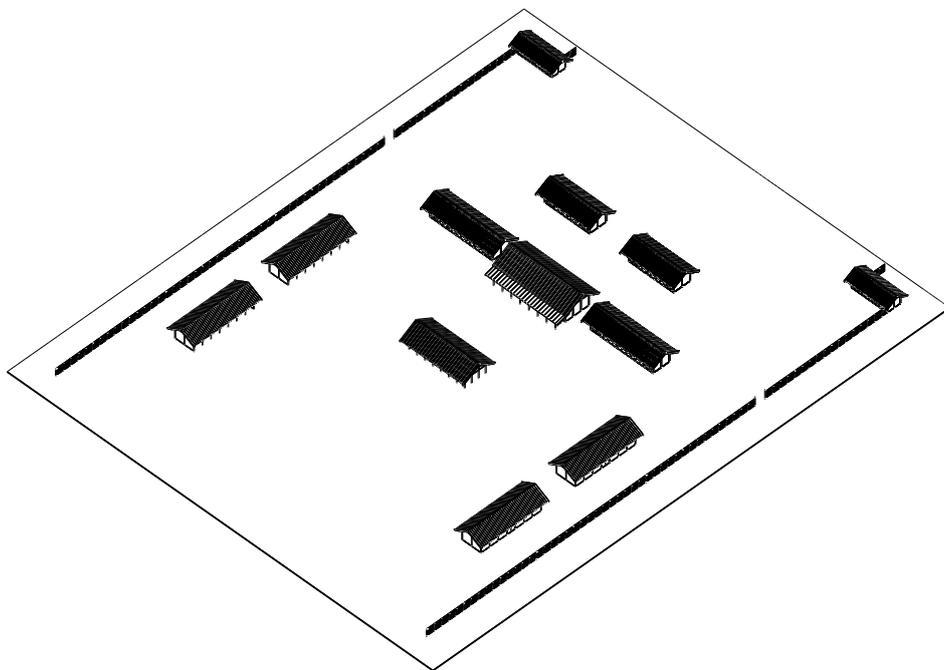


Fig. 269 藤原京左京六条三坊の建物配置復元図（Ⅲ-C期）

- 1) 明日香村教育委員会2006『酒船石遺跡発掘調査報告書』。
- 2) 北側は削平されたものとみられる。
- 3) ただし、藤原京期前半に位置付けることも可能である。
- 4) 奈文研1987『藤原京右京七条一坊発掘調査報告』。
- 5) 藤原京期との比較を容易にするため、Fig. 261では条坊道路を薄線で示した。
- 6) 奈良県立橿原考古学研究所1980『大和国条里復原図』吉川弘文館。
- 7) 安田龍太郎2005「藤原宮周辺の中世方形区画」『飛鳥文化財論攷—納谷守幸氏追悼論文集—』納谷守幸氏追悼論文集刊行会。
- 8) 前掲註4文献。および、黒崎直1988「京におけるコ字型建物配置遺構の性格」『斎藤忠先生頌寿記念考古学叢考』。
- 9) 山本忠尚1983「地方官衙の遺跡」『日本歴史考古学を学ぶ(上)』(有斐閣)では、平城京左京識の可能性が指摘されている。また本書第Ⅵ章2では、出土遺物の様相について藤原京左京六条三坊との類似性を指摘した。
- 10) 平城宮兵部省、式部省の他、大宰府政庁、伊勢・近江・肥前各国庁が該当。
- 11) 第一段階の国庁(初期国庁)は規模が明らかな調査事例が少ないため、初期国庁との比較は今後の課題である。
- 12) 阿部義平1986「国庁の類型について」『国立歴史民俗博物館研究報告10』において、8世紀以降の国庁を、城柵政庁・大宰府政庁・太政官院の各類型にあてはめた。このうち太政官院型を山中敏史1994『古代地方官衙遺跡の研究』(塙書房)で朝堂院型に改称した。これらの類型にあてはまるものを定型化国庁と呼んでいる。大橋泰夫2009「国郡制と地方官衙の成立」『古代地方行政単位の成立と在地社会』奈文研など。
- 13) 石岡市教育委員会2009『常陸国衙跡』。
- 14) 奈文研2005『平城宮発掘調査報告XVI 兵部省地区の調査』奈文研学報第70冊。
- 15) 興福寺1999『興福寺 第1期境内整備事業にともなう発掘調査概報Ⅱ』。
- 16) 青木敬2012「宮都と国府の成立」『古代文化』第63巻第4号、古代学協会。
- 17) 仙台市教育委員会2005『郡山遺跡発掘調査報告書 総括編1』。
- 18) 和田萃1972「大和国府について」『赤松俊秀教授退官記念国史論集』では、御所市掖上(葛上国府)に設けられて藤原京の時期まで存続し、平城京遷都に伴い藤原京南西域に移転して(軽国府)、11世紀初頭までであったとしている。軽国府については橿原遺跡に比定している。

## 2 土 器

### A SD4130・SE4740出土土器の検討

東西大溝SD4130とその南に隣接する井戸SE4740からは、整理木箱104箱分（SD4130：88箱、SE4740：16箱）の多量の土器・土製品が出土した。土師器、須恵器、黒色土器、製塩土器、硯、土馬等があるが、主体となるのは藤原宮期から奈良時代までの土器であり、左京六条三坊における一連の調査（第45・46・47・50・53次調査）でこれほどまとまった量の土器が出土した例は他にない。本節ではこれらの資料の具体的様相を明らかにすることで、藤原宮の東に接し、香具山北西麓に位置するこの地区の土地利用のあり方を把握する一助としたい。

SD4130は左京六条三坊の中央やや北寄りを東西に流れる素掘りの大溝で、SE4740はその南に近接して存在する、一辺0.9m、深さ3.6mの方形横板組の井戸である。両遺構からは「香山」と記した墨書土器が出土しており、「香山」の字はすべて同筆ではないものの、遺構埋没の時間的な並行関係を推定する手がかりとなる。

埋土の層位は、SD4130が下層、中層、上層に3区分され、SE4740井戸枠内埋土は、最下層、下層、中層、上層の4層に区分される。整理作業の結果、層を越えて接合した資料が存在したが、これらは全体からみても少量であり、各層が大きく攪乱を被っている状況にはないと考える。

#### i SD4130出土土器の年代

**下層出土土器** 下層から出土した土器の器種構成を、別表5にまとめた。土師器は半数以上が供膳具で、須恵器は貯蔵具が過半を占める。土師器杯Aの暗文構成をみると、二段暗文のものが6個体、一段暗文のものが2個体であるが、残存率を考慮せず小片まで含めた総破片数を算出すると、二段暗文が30点、連弧+一段暗文（以下、連弧暗文とする。）が1点、一段暗文が4点となり、二段暗文のものが圧倒的多数となる。二段暗文の施文方法のうちでも古相を示す、上段の暗文幅が広いものが多いことも特徴的である。飛鳥Vの基準資料である藤原宮東面内濠SD2300出土土器では、土師器杯Aの暗文構成は二段暗文のものが比率の大部分を占めており、SD4130下層出土の土師器杯Aの分析から得られた状況に近い。一方、平城宮東院の斜行溝SD8600出土の土師器杯Aでは、二段暗文のものと連弧暗文のものがほぼ同数となることが指摘されている<sup>2</sup>。SD4130下層出土の土師器杯Aは、平城宮SD8600から出土した土師器杯Aよりも先行する特徴を有すると言えよう。

また、土師器杯Aおよび皿Aにおいて、奈良時代半ば以降に増加するc手法で調整したものはみられない。土師器杯Bでは、暗文構成を確認できるものは2点のみであるが、両者とも二段暗文をもつ。須恵器杯B蓋ではかえりのないものが主体をなすが、かえりを有する個体も一定量存在し、破片も含めた総数では前者が28点、後者が12点で、その比率は7：3となる。これらの特徴も土師器杯Aの示す年代観と大きな齟齬はきたさない。

一方、下層出土土器には、須恵器杯H蓋（Pl.15-719）や高台の高い須恵器杯B（Pl.15-707）

など、出土土器群全体の特徴と比較して古い時期の所産と考えられるものも若干含まれる。ただし、これらは出土量としては少量であり、素掘溝という出土遺構の性格を考慮すると混入として理解でき、出土土器全体の位置づけに影響を与えるものではない。

上で比較資料として挙げた藤原宮東面内濠SD2300出土土器は藤原宮廃絶時に廃棄されたもので、藤原京が都として機能していた時期に使用されていた土器群と考えられる。また平城宮SD8600からは和銅年間（708～715年）の紀年木簡が出土しており、実年代の一端を示す。これらの資料との比較から、SD4130下層出土の土器は飛鳥Vに位置づけることができ、7世紀末から8世紀初頭の年代が与えられる。

**中層出土土器** 中層から出土した土器の器種構成を、別表5に示した。まず、土師器のうちまとまった出土をみせる杯Aでは、藤原宮期に属する二段暗文をもつものから、連弧暗文や一段暗文を施すもの、あるいは奈良時代半ば以降に増加するc手法で調整するものまでが存在し、ある程度の時期幅をもった土器群であると理解できる。ただし、その中で主体をなすのは一段暗文をもつもので、二段暗文や連弧暗文のものとは合わせると、暗文を施す個体が全体の7割以上を占める。一方、口縁部が八分の一以上残るもののうち、c手法で調整する杯Aは3点を数えるのみである。

土師器皿Aでも、暗文をもつ個体が全体の7割を超える。一方、c手法で調整するものは5点で、杯Aと同様にその数は少量である。このような杯Aと皿Aの様相から判断すると、中層埋土の大部分は、土師器供膳具への暗文施文が存続している段階、主に平城宮土器Ⅱから平城宮土器Ⅲにかけての時期に堆積したと考えられる。

次に須恵器についてみてみると、杯B蓋にはかえりを有するものとかえりのないものがあり、また平瓶の体部形状には楕円形のものから台形状を呈すものまでが存在するなど、土師器と同様、一定の時期幅を認めることができる。ただし、杯Aや杯BにIからVまでの多様な法量分化がみられる点は、中層出土土師器の主体が平城宮土器Ⅱ～Ⅲに比定できるとしたことと整合的である。

一方、中層出土土器には、外面にヘラミガキを施さない土師器椀A（Pl. 18-145）や、底部に糸切り痕跡を残し、ロクロ水挽きで成形した須恵器壺G（Pl. 24-847）など、平城宮土器Ⅳ以降に位置づけられる個体も含まれる。土師器杯皿類のうち、c手法で調整するものも同様の一群と言える。出土量は少ないものの、それら新相を示す土器群が存在することを考慮すると、中層出土土器は平城宮土器Ⅱ～Ⅲを主体とするが、一部に平城宮土器Ⅳに降るものも含むと結論づけられる。

**上層出土土器** 上層から出土した土器の器種構成を、別表5に示した。上層出土の土器には様々な時期のものが混在しており、資料の一括性は高くないが、主体となるのは奈良時代後半以降の土器である。出土した土器群のなかで、上層の堆積時期の下限を知る手がかりとなるのは、黒色土器（Pl. 27-1061～1068）や平安時代の土師器皿（Pl. 27-264～266）である。

黒色土器は一定量の出土があり、その総数は小片も含めると127点を数える。内訳は、内面のみを黒色化するA類が123点、全面黒色のB類が4点で、後者は全体の3%程度に過ぎず、A類が主体をなす。黒色土器では、以下に記すPl. 27-1062・1063のような特徴をもつ資料が最も多い。1062・1063は口径15.0～15.5cm、器高4cmほどで、内面には両者とも密なヘラミガキが

みられる。外面は体部下半が不調整で、1063では口縁部にわずかにミガキを施す。1063の高台は断面三角形の低い高台である。上層出土の黒色土器の年代は、黒色土器B類がほとんどみられないことや、1062・1063などの主体をなす黒色土器A類の特徴から、10世紀半ばから後半を中心とすると考えられる。

平安時代の土師器皿は出土点数が少ないが、特徴的なものを含む。264～266は、口径10cm前後を測る。口縁の外反に強弱の差はみられるものの、いずれも「て」字状口縁を有し、調整はe手法である。これらの資料は、器形や法量から10世紀末から11世紀初頭に比定できる。

黒色土器と土師器皿の特徴から導出される年代には若干の開きがみられるが、上層出土土器の年代は、10世紀後半から11世紀初頭を下限とすると考える。

## ii SE4740出土土器の年代

**掘方出土土器** 少量の土器しか出土しておらず、明確な時期比定は困難である。ただし、二段暗文をもつ土師器杯A (Pl. 30-301) や径高指数28.5前後の土師器杯C (Pl. 30-302) があり、また確実に奈良時代に降る特徴をもつ土器が存在しないことを考慮すると、飛鳥Ⅳ～Ⅴに位置づけるのがもっとも蓋然性が高いと考える。

**最下層出土土器** 土師器では、杯Aは総数が少ないが、二段暗文のものと連弧暗文のものが等量あり、一段暗文のみの個体はみられない。連弧暗文をもつ杯Aは藤原宮東面内濠SD2300出土土器に少量みられ、平城宮東院西辺地区SD8600出土土器では、二段暗文のものと連弧暗文のものがほぼ等量となる。最下層から出土した杯Aの特徴はこれらの土器群に類似し、藤原宮期から平城京遷都直後にかけての時期が与えられる。杯C (Pl. 30-313) や、SD4130中層出土の破片と接合した杯B (Pl. 17-81) もこの時期にあたる。

一方、暗文の間隔が粗い杯C (Pl. 30-315) も存在し、口径に差はあるものの、313より新しい特徴を有す。皿Aでは、316は315と同様な間隔の粗い暗文をもち、317はc手法で調整する。これらの一群は、上述した杯Aや杯Cより新しい様相を示しており、平城宮土器Ⅲ～Ⅳに比定できる。この他、最下層出土土師器には、径高指数14.7を示す杯C (Pl. 30-314) や、小片のため図化は行っていないが、間隔の狭い一段暗文を施す杯Aが確認できるなど、奈良時代前半のものも含んでいる。また須恵器には、頂部が扁平で端部が屈曲する杯B蓋 (Pl. 30-942) があり、奈良時代後半のものも含まれていることがわかる。

以上の様に、最下層から出土した土器群は、藤原宮期から平城宮土器Ⅲ～Ⅳまでの特徴をもつ資料が混在している。土器群としての一括性は低く、これらの土器を短期間で堆積したものとみなすことは難しい。なお、最下層出土土器として扱った土師器杯B蓋 (Pl. 30-312) や皿A (Pl. 30-316) ではSE4740下層から出土した破片と接合関係がみられる。

**下層出土土器** 下層から出土した土師器をみると、杯A (Pl. 31-330) は暗文間隔が非常に粗くなっており、またc手法の皿A (Pl. 42-47・49) や丁寧なヘラミガキを施す椀A (Pl. 42-48) が存在する。年代的根拠となる資料が乏しいが、これらの土器の特徴から、平城宮土器Ⅲ～Ⅴに比定できよう。

**中層出土土器** 土師器には、c手法の杯A (Pl. 46-63)、皿A (Pl. 31-338・339) に加え、e手法の皿A (Pl. 46-65) がみられる。また、椀Aには外面にヘラケズリを施すがヘラミガキがみられ



のであり、8世紀末頃には井戸底から上1.2mほどまでが埋まっていたと理解できる。上層出土土器の多くは層の下半から出土しており、その下限年代は10世紀前半における。このことから、少なくとも上層のうち半分ほど（井戸底から上約2.4m）は10世紀前半までに埋没していたと推測できる。SE4740は、最上部をSD4130と共通の埋土で覆われていることから、SD4130と同様に11世紀初頭には完全に埋没したと考えられる。

**接合関係からみた並行関係** 土器の接合関係については、土師器杯B（Pl. 17-81）と須恵器杯B（Pl. 22-767）で、それぞれSD4130中層とSE4740最下層から出土した破片が接合している。さらにもう一例、SD4130中層とSE4740最下層出土の須恵器平瓶片で、接合はしないが同一個体と判断できるものが存在する。事例が3点のみであり、数量的には十分とは言い難いが、以上の接合関係からは、SD4130中層の堆積とSE4740最下層の堆積が時期的に並行していたと理解できる。

**墨書土器からみた並行関係** また、墨書土器についても両遺構から同様の内容を記したものの出土がみられる。特に目を引くのが「香山」と記した土師器碗Cで、ほぼ完形のものでSD4130中層から1点、SE4740下層から8点出土している。全てが同筆ではなく、SD4130からの出土数が少ない点に若干の問題を残すが、SD4130中層とSE4740下層の堆積時期にも並行関係を読み取ることができる。

以上の検討から、SD4130中層とSE4740最下層・下層がほぼ並行して形成されたと理解でき、出土土器の示す年代から、各層の堆積は奈良時代後半には終わっていたと推測できる。SD4130上層は、出土土器の特徴からみて、SE4740中層と上層にほぼ対応すると考えられ、時間の経過とともに両遺構の埋没が徐々に進行していったのであろう。

#### iv SD4130・SE4740出土土器の特色と調査地の性格

SD4130中層からは奈良時代前半の土器が多量に出土しており、平城京遷都後にも調査区一帯では活発な土地利用が行われていたと推測できる。奈良時代の文書木簡や記録木簡、荷札木簡等が多数出土していることも、これを裏付ける。ここでは、SD4130とSE4740から出土した奈良時代前半の土器群について検討したい。

**土師器碗Cの多量出土** 器種構成について、SD4130中層から出土した土器群で特筆すべき特徴は、土師器碗Cの大量出土である（別表5）。碗Cは200点以上を数え、中層出土の土師器供膳具に占める割合は50%以上で、中層から出土した土器全体では約3割を土師器碗Cが占める。SE4740下層では、土師器の半数以上が碗Cであり（別表6）、出土土器の総数には差があるが、SD4130中層と類似した特徴を示す。また、上述したように両者からは「香山」と記した墨書土器がそれぞれ出土しており、両層の関連性は強い。器種構成からは、奈良時代の調査地周辺で大量の碗Cが使用されていた状況が看取できる<sup>3</sup>。

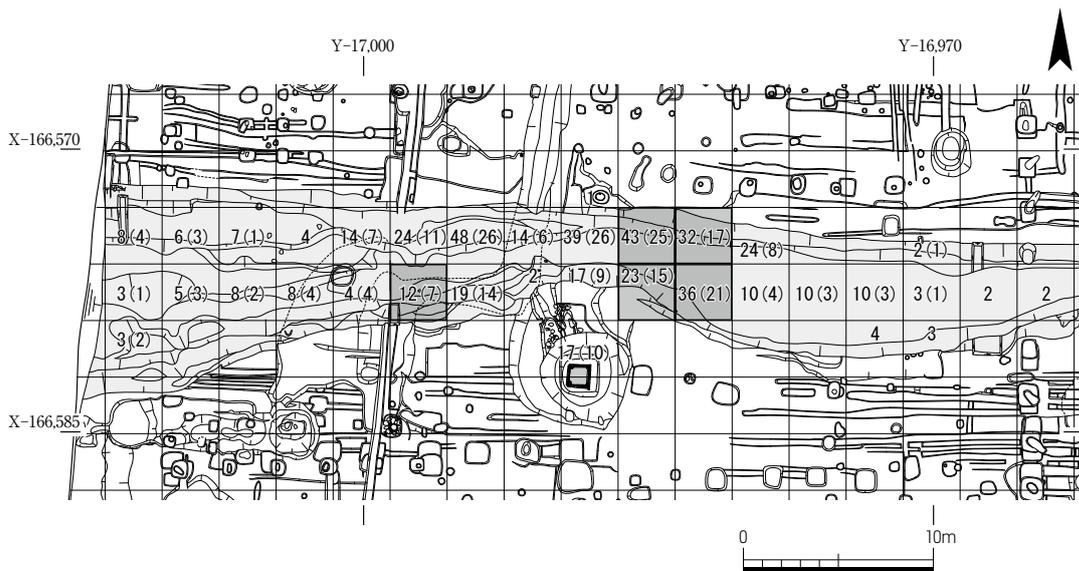
調査地近辺の調査事例では、「小治田宮」と記した墨書土器の存在から奈良時代の小治田宮との関連が注目される雷丘東方遺跡の井戸SE01で、8～9世紀の比較的まとまった量の土器が出土している。井戸SE01は一辺1.7m、深さ2.4mで、井戸底には石が敷かれ、井戸枠内の堆積土は大きく4層に分けられる。そのうち、もっとも底に近い石敷内および石敷直上から出土した土器は型的にまとまりがみられ、その特徴から8世紀末から9世紀初頭の年代が与えられる<sup>5</sup>。

器種には土師器杯A、杯B、皿A、椀A、椀C、壺B、甕A、黒色土器杯Aがあり、多くが墨書土器である。それら石敷内や石敷直上出土の墨書土器では、椀Cが4割以上を占める<sup>6</sup>。SD4130中層やSE4740下層出土土器とは若干時期が異なるが、雷丘東方遺跡SE01石敷内および石敷直上出土土器でも、器種構成において土師器椀Cの割合が高いと考えられる。

平城宮や平城京の遺構では、通常、土師器の器種構成は杯A、杯C、皿Aが主体であり、SD4130・SE4740の様な椀Cの多量出土は特異である。奈良時代の飛鳥・藤原地域の良好な土器資料は多くなく、このような器種構成の背景にある具体的事象について、現段階では明確な解答を得られていないが、椀Cの多量使用(出土)は、本調査地を含むその近隣一帯の地域的特色の可能性もあろう。

「香山」墨書土器 SD4130・SE4740出土土器のうち、もうひとつ注目すべきは、「香山」と書かれた墨書土器(以下、「香山」墨書土器と記す。)の存在である。特に、SE4740下層からは完形品の「香山」墨書土器が多く出土しており、そのうち、Pl. 43-50と51、Pl. 42-49とPl. 44-56に書かれた「香山」は文字の筆致が酷似し、それぞれ同筆と判断できる。これら2組の同筆土器をみると、色調や胎土の特徴が各々共通しており、50・51はともに浅黄橙色で胎土に赤色微砂と細かい雲母を多く含み、49・56はオリーブ黄色を呈し、胎土に雲母を多く含む。2組の例しか確認できないものの、筆跡と土器の胎土等の一致は、土師器製作後ほどなく、本格的に土器を使用する前の段階において墨書がなされた状況も考えられる。

「香山」の墨書は多くが底部外面に書かれているが、底部外面に書かれた文字は食器としての通常使用時には見ることができず、運搬時や保管時に意味をなすと考えられる。このような墨書土器は、同一器種の土器を逆位で重ねた一番上に、供給先を示すために置かれた可能性が高いという見解<sup>7</sup>がある。本調査地が「香山」墨書土器の供給先であったとすると、この付近には「香山」と呼ばれたか、あるいは「香山」の2文字で他と区別可能な何らかの施設が存在したと推測できる。



(数字は土師器杯A、皿A、椀Cと須恵器杯A、杯Bの合計。合計が1点のみのグリッドは省略。  
( )内の数字は合計のうちの土師器椀Cの点数。網掛けは「香山」関係の墨書土器の出土グリッド。)

Fig. 270 SD4130中層・SE4740下層における主要供膳具の出土地区と点数 1:400

Fig. 270には、「香山」墨書土器が出土したSD4130中層とSE4740下層について、供膳具の主体をなす土師器杯A、皿A、椀C、須恵器杯A、杯Bの出土地区と点数を示した。この図によると、SD4130では、SE4740北側付近からこれら供膳具の出土がもっとも多いことがわかり、SE4740下層からも比較的多くの土器が出土している。SD4130は調査区東側で後世の削平が著しく、東側で出土数が少ない要因としてはその影響も考慮する必要があるが、SD4130のうち、SE4740に近い場所から多量の土器が出土していることは間違いない。SD4130については、開渠という遺構の性格上、多少の位置の移動はあろうが、「香山」墨書土器を含む多量の土器は、SE4740と井戸近くのSD4130を中心として廃棄されたと理解できる。

以上のような土器の出土状況からは、調査区付近にこれら多量の土器を使用する施設が存在したとみられる。出土量の多いSD4130中層の土器の年代から、その施設は奈良時代前半から中頃を主とする時期のものであると考えられる。従来、奈良時代にはこの付近に大倭国正税帳にみえる香山正倉が存在したと推測されていたが、本書第VI章4の検討で、香山正倉は別の場所に所在する可能性が高まった。当地付近にあった施設の性格を現段階で確定することは難しいが、稲の収納に関わる木簡の存在から、正倉的機能を有していた可能性も考えられる。ただし、調査区内では奈良時代の遺構は稀薄であり、正倉的施設が当地付近に展開していたとしても、調査区外に求めざるをえない。上述のように、奈良時代の供膳具の出土は、SE4740と井戸近くのSD4130がもっとも多く、調査区北西部に集中している。出土土器の分布状況からは、「香山」墨書土器や多量の椀Cを使用した施設の本体は、調査区外でもその北西部を中心に展開していたと推測できる。本調査地周辺の今後の調査成果を待ち、奈良時代における調査地一帯の土地利用の実態解明を進める必要がある。

## B 陶硯からみた調査地の性格

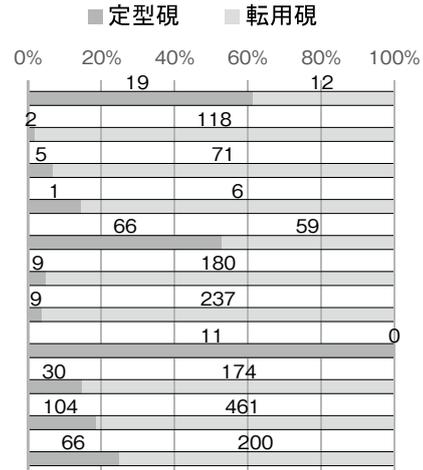
本調査区からは、緑釉獣脚円面硯 (Fig. 143) をはじめとして、多数の陶硯が出土した。これは、調査地の性格の一端を示すとともに、藤原京期における陶硯の使用法や需給関係などを考えるうえで重要な情報を有している。本節では、藤原京内における陶硯の出土状況をまとめるとともに、本調査区から出土した硯の位置付けについて考えてみたい。

なお、本節での分析にあたり、分析の限界を明示しておく。遺構変遷からも明らかな様に、調査地の性格が各時期によって変化しており、硯が使用された場の性格が一つにしぼれない点に問題がある。また、調査地から出土した陶硯は、出土遺構から帰属時期をしぼることが可能な資料は少なく、陶硯自体の編年からも、明らかに奈良時代以降に降る風字硯を除くと、飛鳥時代後半～8世紀前半という以上に限定することは難しく、遺構変遷の各期への帰属を決めることも難しい。また、比較対象とした他遺跡も、藤原京期のみで廃絶したものから、複数時期にまたがるものまで一様ではなく、硯自体と遺跡のもつ時期幅が一様ではない点に注意が必要である。

以上の資料的制約を含んでいるが、硯の出土比率の問題や、従来数量が膨大であるとして、定量的把握があまりなされていなかった都城・官衙遺跡出土の転用硯のデータを提示することには意味があると考えられる。風字硯を除く資料は広い時期幅を示すものではなく、ひとまずそれらを一括して調査地出土陶硯として扱い、他遺跡の出土様相との比較検討を行う。

Tab. 18 各遺跡出土の陶硯比率

遺跡名	硯総数	定型硯	転用硯	指数
藤原京左京六条三坊	31	19	12	61.3
藤原京左京七条一坊西南坪	120	2	118	1.7
藤原京右京七条一坊西北坪	76	5	71	6.6
藤原京右京七条一坊西南坪	7	1	6	14.3
平城宮東区朝堂院	125	66	59	52.8
平城宮兵部省SD3715	189	9	180	4.8
平城宮兵部省（調査地全体）	246	9	237	3.7
平城京左京五条二坊十四坪	11	11	0	100.0
大宰府政庁（全体）	204	30	174	14.7
大宰府政庁 不丁地区官衙	565	104	461	18.4
多賀城政庁地区	266	66	200	24.8



**調査区出土の硯** 第IV章2で報告した様に、本調査区から出土した硯は、定型硯20点、転用硯12点である。定型硯の内訳は、緑釉獸脚円面硯1点、蹄脚円面硯4点、圈足円面硯10点、風字硯1点、猿面硯4点である。また、転用硯はすべて須恵器で、杯B蓋7点、杯A 2点、杯B 1点、盤1点、壺底部1点を数え、うち杯A 1点と杯B 1点は朱硯として使用されている。

**複数型式の定型硯について** 本遺跡から出土した風字硯を除く定型硯 (Fig. 143・145) のなかで、硯面径 (や外堤径) が復元できるものをみるといずれも15~25cm前後にまとまる。6が14cm程度で、やや小さい。脚部片では、8・9の圈足円面硯はこれよりも小型になりそうである。また、蹄脚硯の11は小片だが、復元脚部径は35~36cm前後になり、これは大型の可能性もある。以上より、平城宮・京ほどの細分はできないものの、大型・中型・小型と各大きさの硯が存在し、中型硯が主体であることがわかる。

そして、注目すべき点は、この中型硯には大きさがほぼ同一で、緑釉獸脚硯、蹄脚円面硯、圈足円面硯の各型式が存在することであり、さらに転用硯である杯B蓋の口径や杯B、壺の脚部高台径もこの大きさに該当することである。この同法量にも関わらず複数型式の陶硯が存在することは、硯使用における階層性が表示されている可能性が考えられる。陶硯の階層性について、西口壽生は陶硯の大きさと種類が階層を表現していると考え、蹄脚硯が最上位で、圈足硯、その他の順で、転用硯が最下層に位置づけられ、「形態こそが格式であった」とした<sup>8</sup>。本調査地における硯の様相は、この見解を支持するものと言える。すなわち、左京六条三坊では硯を使用する場面において、緑釉獸脚硯 > 蹄脚円面硯 > 圈足円面硯 (大) > 圈足円面硯 (小) > 転用硯という階層性の存在が考えられる。また、この硯の型式差は実際の机上において、形、大きさ、色調の違いが明瞭であり、硯の階層性が視覚的にも明らかな形で示されていた可能性が高い。

**硯の組成について** 次に、陶硯の組成について検討する。本調査区から出土した陶硯は定型硯が多く、転用硯の出土量が少ない。明らかに時期が下る風字硯を除くと、定型硯19点、転用硯12点であり、この定型硯と転用硯の比率を定型硯/全出土硯数 (定型硯+転用硯) ×100で指数化すると61.3となる。これは、従来知られている都城・官衙遺跡の組成とは異なる特徴を示す。

そこで、まず藤原京内で出土遺構や遺物から遺跡の性格が推定されている遺跡と比較する。

対象とする遺跡は、衛門府と推定される左京七条一坊西南坪<sup>9</sup>（飛鳥藤原第115次調査）、右京職と推定される右京七条一坊西北坪<sup>10</sup>（藤原宮第17・19・58-22・62・63・63-12・66-12次調査）、一町占地の邸宅とされる右京七条一坊西南坪<sup>11</sup>（藤原宮第49次調査）である。

これらは、出土遺物を当研究所で所蔵しており、出土土器・土製品について再度全点精査し、定型硯、転用硯を抽出し、個体識別のうえ、個体数を数えた。なお、この際転用硯の認定にあたっては、器面に墨痕が残ること、磨耗痕跡があることを根拠とし、磨耗痕跡がありながら墨痕が肉眼で観察できない資料に関しては、小田和利<sup>12</sup>および青木敬<sup>13</sup>の観察方法を参考に、20倍のルーペと100倍の実体顕微鏡を使用し、器面に残る墨痕を観察し認定した。

観察結果によると（Tab.18）、左京七条一坊西南坪は定型硯2点、転用硯118点で指数は1.7。右京七条一坊西北坪は定型硯5、転用硯71で指数は6.6。右京七条一坊西南坪は硯自体が少なく、定型硯1点、転用硯6点で、指数は14.3である。

次いで、奈良時代の都城・官衙遺跡の出土状況と比較する。平城宮東区朝堂院では定型硯が66点、転用硯が59点で指数は5.28である<sup>14</sup>。平城宮兵部省の遺物を主として投棄したとみられるSD3715から出土した硯<sup>15</sup>は、定型硯9点、転用硯180点で指数は4.8、兵部省全体では定型硯9点、転用硯237点で指数は3.7である。平城京左京五条二坊十四坪では定型硯11点に対し、転用硯は出土していない<sup>16</sup>。また大宰府政庁全体では定型硯30点、転用硯174点で指数は14.7（報告書では17.2とする）である。なお、政庁前面の不丁地区官衙では、定型硯104点、転用硯461点で指数は18.4である<sup>17</sup>。多賀城では、政庁地区では定型硯66点、転用硯200点で指数は24.8である。大畑地区官衙では20代後半から30代、城前地区で75である。

**定型硯と転用硯の出土類型** 以上をみると、本調査地における定型硯の占める割合の大きさが明らかになるとともに、各遺跡の定型硯および転用硯の出土傾向の類型化が可能である（Fig. 271）。まず、本調査地のように定型硯が主体となり、転用硯よりも多く出土する遺跡（Ⅰ型）である。次に、少数の定型硯と大多数の転用硯が出土する遺跡（Ⅱ型）である。従来、都城・官衙遺跡における硯の出土のあり方として認識されてきたパターンである。これに、硯自体の出土が少ない遺跡<sup>18</sup>（Ⅲ型）も加えて、3つの類型に分かれる。

Ⅰ型は本調査地を代表とし、平城京左京五条二坊十四坪、平城宮東区朝堂院が該当する<sup>19</sup>。正殿と脇殿のコの字形建物配置がみられる官衙中枢部が多く、執務空間であると同時に儀式空間を兼ねた場とみられる点が注目される。

Ⅱ型は、平城宮兵部省や藤原京左京七条一坊西南坪（衛門府）を代表とする。兵部省では、転用硯が128点出土したSD3715からは考選木簡が出土し、武官人事を主な職掌とする兵部省における文書行政を行うにあたって、転用硯が使用されていたことを示す。衛門府でも木簡が大量に出土しており、その内容の分析から、時期は大宝元・2年（701・702）を中心として、「衛門府の事務全体を統括する部署から廃棄されたとみるのが相応しい<sup>20</sup>」とされる。転用硯のほとんどは、木簡と同じSX501から出土しており、同様の経緯で廃棄された可能性が高い。これらからⅡ型は官衙の現業部門や実務部門にあたる場の特徴を示すと言える。

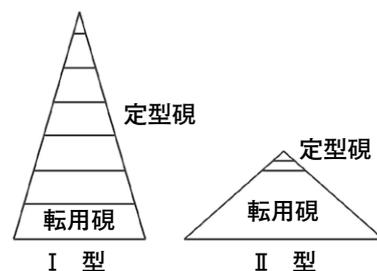


Fig. 271 硯の出土パターン

Ⅲ型は藤原京右京七条一坊西南坪である。一町占地の邸宅とされている遺跡である。このほか、一般的な集落内からも数点の硯が出土することがあり、都城・官衙遺跡以外で、硯が出土する遺跡では、Ⅲ型が一般的な出土傾向のあり方であろう。

**陶硯の出土傾向からみた本調査地の性格** 以上の検討をもとに、本調査地から出土した硯について考えてみたい。硯の出土傾向は、各々の遺跡や区画内の「硯が使用された場の空間的性格」を反映し

ている可能性が高い。本調査地はⅠ型にあたり、定型硯の占める割合が高く、さらに硯の多様な型式差、法量差により、階層性が示される場であったと考えられる。すなわち、定型硯から転用硯までを貫く形態差による階層性を視覚的にも伝わる形で表示し、執務を行う空間なのであり、転用硯（特に杯B蓋）を大量に使用し、実務的な事務処理を行う場とは性格が異なっていたことが考えられる。

本調査地における陶硯の出土位置（Fig. 272）をみると東西大溝SD4130周辺に多い傾向がみられるが、これは出土遺物全体の出土傾向と同じである。これらの陶硯が藤原京期（Ⅲ-B・C期）のコの字形建物配置をなす掘立柱建物群の内郭からはほとんど出土していない点は注目される。これらの陶硯は内郭ではなく、調査地西北部周辺で保管・管理されていたことを示している可能性がある。なお、陶硯の中で圈足円面硯の分布が他型式に比べ広がる傾向が認められるが、これが有意性をもつか否かは検討課題である。

建物配置や出土木簡の検討の結果、藤原京期には本調査地は京職、大宝元年（701）以降は左京職である蓋然性が高いと評価された。硯の出土傾向からは官衙のなかでも実務部門ではなく、「視覚的な階層差の表示」が必要となる場、という空間的性格を示しているものと言えよう。また、硯の型式差で階層性を表すことが可能となる前提条件として、各種の定型硯が入手可能であったことが挙げられる。また、硯を使う、すなわち文字を使用する機会があり、文字に熟達した人間が多数いたことも前提となる。本調査地は、「視覚的な階層差の表示」が行われる空間的性格をもち、識字層が多数存在していたこと、それらに対応できる物資が調達、搬入され、使用された場であったと評価する。

ただし、本調査地は四町占地の施設の中心部、特に正殿・脇殿など儀式・執務空間にあたり、実務部門は周囲に配置されていたことが予測される。ここでは、衛門府や兵部省と同様、少数の定型硯と大多数の転用硯が使用されていた可能性もあり、これらは本調査区周辺の今後の調査成果の蓄積を待つて評価する必要がある。<sup>21</sup>

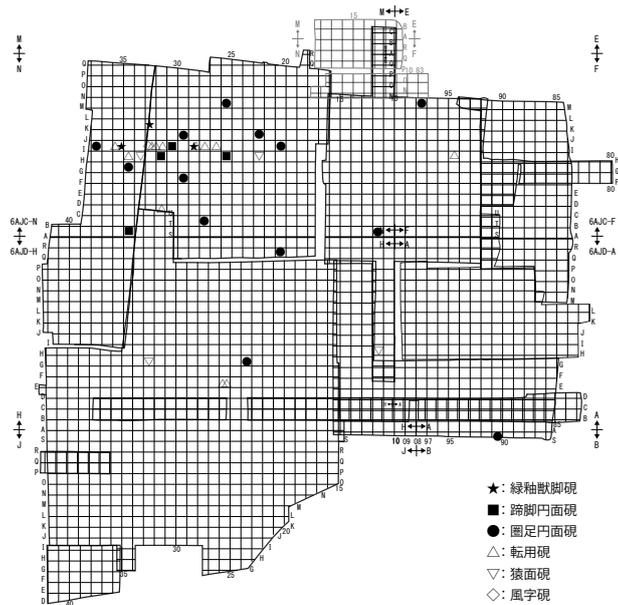


Fig. 272 陶硯の出土地分布

## C 古墳時代の土器

本調査地では、古墳時代中期に位置づけられる竪穴建物を検出した。飛鳥・藤原地域は、5世紀以降渡来系の遺物が出土し、藤原宮東方官衙下層に豪族居館とみられる大型建物が検出されていることなどから、有力豪族およびそれに帰属した渡来人らによる土地開発が行われていたこと、それが6世紀後半以降この地域に宮殿が造られる前提となったと理解されている。

一方で、藤原京域においては、藤原京の造営に伴い、大規模な造成工事が行われたため、古墳時代の当地域周辺の様相は明らかでない部分も多い。本調査地で検出した竪穴建物および出土遺物は、古墳時代における当地域のあり方を探るうえで重要な資料となる。

ここでは、各竪穴建物出土土器を検討し、周辺の同時期に位置づけられる明日香村山田道第2次調査SD2570<sup>22</sup>と藤原宮第82次調査西方官衙南地区下層斜行溝SD3100<sup>23</sup>出土の土器群との比較により、時期的位置づけを検討する。山田道SD2570は韓式系土器と初期須恵器を含み、布留式新段階新相・TG232、辻美紀編年<sup>24</sup>Ⅱ期に位置づけられる。また、藤原宮西方官衙下層SD3100はTK73～216で、辻編年Ⅲ期に位置づけられる。

各竪穴建物出土土器のうち、特に高杯、甕、小型丸底壺に着目し、山田道SD2570、藤原宮西方官衙下層SD3100出土の各土器との前後関係を検討した。

**甕の型式変化** 甕は口縁部形態を分類した。①口縁端部を内側に巻き込む（山田道23・24・25：以下、番号は各報告での土器番号。）、②口縁端部を内側につまみ出し、内傾する面をもつ（Fig. 139-605、Fig. 140-616・624・626）、③口縁端部を外方につまみ出し、上方に面をもつ（Fig. 138-592・593、Fig. 140-625、藤原宮下層9・10・11・15）、④丸くおさめる（Fig. 138-585・591、Fig. 139-606、Fig. 140-622・623）、の4タイプに分かれる（Fig. 273）。このうち、①↔②↔③の型式組列を組むことができ、山田道SD2570出土土器と藤原宮西方官衙下層SD3100出土土器の先後関係からみて、変化の方向性は①→②→③とすることができる。

次に甕の長胴化傾向について径高指数（高さ/口径×100）を用いて比較する。山田道SD2570出土土器では、甕の口径は13.1cm～15.4cmとまとまるが、径高指数1.25、1.59の比較的球胴形態に近い甕の口径が13.1cm、14.2cmと小さく、1.68、1.73と長胴形態の甕の口径が15.3cm、15.4cmとやや大きい。藤原宮西方官衙下層出土土器では口径17.6cm、径高指数1.71の長胴甕と、口径10.0cm、径高指数1.02および口径11.2cm、径高指数1.13の球胴甕の二者があり、山田道SD2570出土土器で認められた長胴甕と球胴甕の二分化傾向がさらに進み、口径の大きな長胴甕と口径の小さな球胴甕という方向でセット関係が明確化することがわかる。

各竪穴建物出土甕をみると、口径の小さい球胴甕では、口径12.7cmで径高指数1.42（Fig. 139-605）、口径12.4cmで径高指数1.23（Fig. 138-592）、口径9.6cmで径高指数1.14（Fig. 138-591）と口径・径高指数ともに中間的形態を示す。口径の大きな長胴甕では口径15.4cmで径高指数1.68（Fig. 140-623）、口径15.6cmで径高指数1.82（Fig. 140-624）、口径16.0cmで径高指数1.59（Fig. 138-585）、口径16.2cmで径高指数1.56（Fig. 140-616）と山田道SD2570出土土器よりも口径の拡大および長胴化

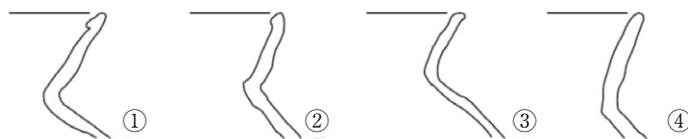


Fig. 273 甕口縁部の形態分類

Tab. 19 竪穴建物出土土器の各属性出現頻度

遺跡・遺構名	甕				高杯								小型丸底壺						
	型 式				型 式				杯部径高指数								くびれ高指数		
	① 型式	② 型式	③ 型式	④ 型式	有 段	大 型 有 段	無 稜 外 反	椀 形	2 0 以 下	2 0 \	2 3 \	2 6 \	2 9 \	3 2 \	3 5 \	3 8 以 上	6 0 台	7 0 台	8 0 台
山田道下層SD2570	3				4				3	1	1						1	5	
SI4231				1		1					1							1	
SI4234																		1	
SI4230						1						1							
SI4235		1			1	2	2			1		1							
SI4236		2	1	2		2						2							
SI4232		1		1	1	1	1			1	2								1
SI4233			2	1			1												
藤原宮下層SD3100			3	1		2	2				1		1		2				

が進んでいることがわかる。

**高杯の型式変化** 高杯では、無稜外反高杯と椀形高杯の出現が指標となる。また、高杯全体の杯部が深みを増す傾向があり、杯部径高指数（杯部の深さ/口径×100）で示すと、山田道下層出土土器は18.7～24.3で、藤原宮下層出土土器は27.6～32.3および38（大型の有段高杯）となる。本調査地の竪穴建物出土土器は23.6～28.1の中におさまり、時期が下がるにつれて徐々に深みを増すと考えられる。

**小型丸底壺の型式変化** 小型丸底壺は、体部に対して口縁部が短くなる傾向にあり、くびれ高指数（くびれ高/器高×100）で表すと、山田道SD2570（30）の62.5が最も口縁部が長く、他の個体も含めると平均71.8である。竪穴建物では、完形のFig. 139-601（SI4232）が88.7で口縁部が短くなっている。Fig. 138-583（SI4231）、Fig. 139-597（SI4234）は図上復元で計測するとそれぞれ73.4、74.2となり、山田道出土土器より新しく、SI4232出土土器より古いと言える。また形態をみても、体部が丸いものから肩の張った形態へと変化し、外面調整手法もミガキ調整の省略がみられ、ハケ目調整がケズリ調整へと変化する傾向がある。

**竪穴建物出土土器の時間的位置づけ** 以上の各要素を、各遺構における供伴関係で整理すると（Tab. 19）、山田道下層SD2570→SI4231（・SI4234）・SI4230→SI4235・SI4236・SI4232→SI4233・藤原宮西方官衙下層SD3100という前後関係が得られる。これは竪穴建物どうしの重複関係とも整合的である。よって、竪穴建物出土土器群の時間的位置づけは、山田道下層SD2570出土土器よりも新しく、藤原宮西方官衙下層SD3100出土土器と同じかやや古い様相をもつといえ、TK73～TK216期、辻編年Ⅲ期に位置づけられる。

**竪穴建物出土土器群の特徴** 本調査地の竪穴建物出土土器群をみると、韓式系土器（Fig. 141・Ph. 113）の出土と、甕数点を除いて須恵器を含まない点が注目される。中久保辰夫によると古墳時代中期前葉（TK73～TK216期）の土器様相として、陶質土器や初期須恵器の供膳具が供給されている集落は限定されている点、手持食器の定着は見いだせず、供膳具の主体は土師器の置食器である点を挙げ、中期後葉（TK208期）に入り須恵器供膳具（主に蓋杯=杯H）が本格的に硬質、軟質の置食器、手持食器が入り混じった供膳具の構成に移行するとする。

本調査地の竪穴建物出土土器群では、供膳具は土師器高杯であり、陶質土器や初期須恵器の供膳具が供給されていない集落であると言える。しかし、一方で韓式系土器の出土や朝鮮半島の湖南地域に系譜が求められる両耳壺蓋の出土、カマドの定着と甑および長胴化傾向にある甕など韓式系土器の複数器種<sup>26</sup>が出土する様相などからは、渡来系文化の影響を受けた生活様式を復元できる。

本調査地周辺をみると、近接する高所寺池の調査<sup>27</sup>においても同時期の素掘井戸SE9570、溝SD9350から同様の組成の土師器高杯、甕、陶質土器大甕が出土している。また、藤原宮東方官衙下層（高殿町北部）では、5世紀後半代の棟持柱をもつ掘立柱建物が検出されており<sup>28</sup>、この地が香具山西麓<sup>29</sup>において、中心的な位置を占める豪族居館であった可能性が高い。本調査地および高所寺池で検出した遺構は、藤原宮東方官衙下層の居館を中心とした集落の周縁に居住地を配置された、渡来系の人々の居住地であると評価される。

- 
- 1) 高橋透2012「藤原宮東面内濠SD2300出土土器（1）—第24次調査から」『奈文研紀要2012』。
  - 2) 川越俊一・渡邊淳子・西口壽生2008「平城宮土器大別の検討（1）—前半期SD8600出土土器を中心に—」『奈文研紀要2008』。
  - 3) 土師器碗Cは、成形技法や器表面の状況が非常に特徴的な土器であり、平城京域では奈良時代に多く出土する。飛鳥Vの基準資料である藤原宮東面内濠SD2300出土土器のなかには少量ではあるが碗Cの特徴を示す土器が存在しており、その出現は藤原宮期以前におくことができる（玉田芳英2012「碗C考」『文化財論叢Ⅳ』奈文研）。
  - 4) 明日香村教育委員会1988『雷丘東方遺跡第3次発掘調査概報』。
  - 5) 相原嘉之1999「小治田宮の土器～雷丘東方遺跡出土土器の再検討～」『瓦衣千年—森郁夫先生還暦記念論文集—』森郁夫先生還暦記念論文集刊行会。
  - 6) SE01出土土器の詳細については、明日香村教育委員会 相原嘉之氏に御教示いただいた。
  - 7) 平城宮・京の墨書土器を分析した巽淳一郎は、役所名墨書土器について、食器を分配する役所が配布先を示すために、重ねの単位ごとに記したものと解釈した（巽淳一郎2003「都城出土墨書土器の性格」『古代官衙・集落と墨書土器』奈文研）。「香山」は役所名を示すとは限定できないが、場所・地名を表す墨書であり、供給先の明示のために墨書した可能性が高いと考える。
  - 8) 西口壽生2003「畿内における陶硯の出現と普及」『古代の陶硯をめぐる諸問題』。
  - 9) 奈文研2002「左京七条一坊の調査—第115次」『奈文研紀要2002』。
  - 10) 奈文研1976「藤原宮第17次の調査」『藤原概報6』。  
1977「藤原宮第19次の調査」『藤原概報7』。  
1990「右京七条一・二坊の調査（第58-17次）」『藤原概報20』。  
1991「右京七条一坊の調査（第63次等）」『藤原概報21』。  
1992「右京七条一坊の調査（第63-12次）」『藤原概報22』。  
1993「右京七条一坊の調査（第66-12次）」『藤原概報23』。
  - 11) 奈文研1987『藤原京右京七条一坊西南坪発掘調査報告』。
  - 12) 小田和利2002「陶硯」『大宰府政庁跡』。  
小田和利2004「大宰府政庁における土器転用硯のあり方」『続文化財学論集』。
  - 13) 青木敬2013「出土陶硯の顕微鏡観察とその所見」『奈文研紀要2013』。
  - 14) 平城宮東区朝堂院は現在正式報告書を作成中であり、硯のデータに関しては青木敬より教示を受けた。詳細な数値については正式報告書を参照されたい。
  - 15) 奈文研2003『平城宮発掘調査報告XIV』。
  - 16) 平城京左京五条二坊十四坪の定型硯は蹄脚円面硯1点、圈足円面硯3点、有脚円面硯1点、風字硯3点、鳥形硯1点である。奈良市教育委員会1980「平城京左京五条二坊十四坪」『奈良市埋蔵文化財調査報告昭和54年度』。資料の実見に際しては、奈良市埋蔵文化財調査センター 三好美穂氏にお世話になった。

- 17) 宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所1982『多賀城跡政庁跡』。
- 18) 硯の出土量の多寡を定量的に評価するのは難しい。硯の保有率について、定型硯所有率=定型硯出土数/調査面積×100として指数化する望月精司の方法があるが(望月精司1998「古代の硯と墨書土器」『古代北陸と出土文字資料』)、この方法は調査面積が小さい遺跡のほうが、高い数値になってしまう点に問題があり、一定面積以上の調査が終了し、官衙などの区画や規模が明らかになっている遺跡でなければ数値化して比較することは難しい。参考までに、望月の方法で定型硯所有率を示すと、左京六条三坊は19/16,968㎡で0.11、兵部省は9/12,900㎡で0.07、大宰府政庁は30/9,710㎡で0.3。衛門府は2/3,000㎡で0.6。また、全硯数/調査面積×100とすると、左京六条三坊は31/16,968㎡で0.18、兵部省は246/12,900㎡で1.9、大宰府政庁は204/9,710㎡で2.1。衛門府は120/3,000㎡で4である。
- 19) この他、信濃国伊那郡衙に比定されている長野県飯田市恒川遺跡(長野県飯田市教育委員会2013『恒川遺跡群総括編』)もⅠ型に該当する。恒川遺跡では定型硯が83点に対し、転用硯が5点であり、指数は94.3となる。また、概報による集計値ではあるが、多賀城跡大畑地区や城前地区もⅠ型に該当する可能性がある(生田和宏2003「城柵官衙遺跡における陶硯の様相」『古代の陶硯をめぐる諸問題』)。これらの遺跡における定型硯の高い出土比率の背景について、各遺跡・地区の性格と関連付けて検討する必要がある。今後の課題とする。
- 20) 市大樹2011『飛鳥・藤原木簡の研究』塙書房。
- 21) なお、「陶硯の型式差による階層差の表示」がいつ出現し、どのように展開するのかについての検討も必要である。まず、藤原京期の遺跡である左京七条一坊西南坪(衛門府)がⅡ型であるから、藤原京期から既に、Ⅰ型・Ⅱ型の使い分けがなされていたことは間違いない。いつまで遡るのかについては、藤原京期より古い、飛鳥地域の各遺跡における定型硯・転用硯の定量的出土傾向の把握が進んでおらず、現状では出現時期については不明である。奈良時代に入ると、京職・左京職に匹敵する兵部省がⅡ型の陶硯出土傾向を示すことから、藤原京期から奈良時代に至る間に、省・職レベルで階層差の表示がみられなくなった可能性は考えられる。しかし、東区朝堂院ではⅠ型とみられるから、より儀礼色の濃い執務空間においては引き続き「陶硯の型式差による階層差の表示」が行われていた可能性がある。
- 22) 奈文研1991「山田道第2・3次調査」『藤原概報21』。
- 23) 奈文研1997「西方官衙南地区の調査―第82次」『奈文研年報1997-II』。
- 24) 辻美紀1999「古墳時代中・後期の土師器に関する一考察」『国家形成期の考古学』大阪大学考古学研究室。
- 25) 中久保辰夫2009「5世紀における供膳器の変化と地域性」『待兼山論叢』第43号 大阪大学大学院文学研究科。
- 26) 今津啓子1994「渡来人の土器」『ヤマト王権と交流の諸相 古代王権と交流5』。
- 27) 奈文研2006『高所寺池発掘調査報告』。
- 28) 奈文研1985「藤原宮東方官衙地域の調査(第38・41・44次)」『藤原概報15』。
- 29) 藤原宮域では、宮整地層や包含層から埴輪が出土し、また宮造営によって破壊された古墳も検出されている(前岡孝彰2004「埴輪からみた藤原宮域の古墳時代」『奈文研紀要2004』ほか)。藤原宮下層の古墳時代集落の様相については今後も出土遺物の検討をふまえ、居住域や墓域の復元を行う必要がある。

### 3 瓦埴類

本調査区では、古代から中世に及ぶ軒丸瓦8型式100点、軒平瓦9型式83点と多様な軒瓦が出土した (Tab.20)。発掘された当初から注目されていた吉備池廃寺同範軒瓦以外にも、斑鳩地域で用いられた瓦や藤原宮式、大官大寺式など、古代の瓦には様々な種類が含まれることが注目される。本稿ではまず、従来注目を集めてきた吉備池廃寺同範瓦について検討する。丸・平瓦についても本調査区出土品と吉備池廃寺出土品の比較を行う。この他、関連が考えられる他遺跡出土瓦についても言及する。続いて、軒瓦の型式別に出土遺構や分布について述べ、当地の性格を考える手がかりとしたい。

#### i 吉備池廃寺との関連

全型式の中で最も数多く出土した吉備池廃寺創建瓦同範の軒丸瓦1型式・軒平瓦1型式について、吉備池廃寺出土資料と若干の比較をしておく。奈文研2003『吉備池廃寺発掘調査報告』(以下、『吉備池廃寺報告』とする。)では、本調査区を中心に出土した資料を「木之本廃寺」出土資料とし、「木之本廃寺出土例と吉備池廃寺出土例を比較すると、両者は範傷が一致するばかりか、範傷の大小あるいは多寡でも区別できず、胎土や焼成の具合もまったくかわらない。ことは軒平瓦でも同じだ。(中略) このように、二つの遺跡から出土する共通の瓦は、一つの瓦窯から同時に二箇所へ供給されたか、一方から他方へと移送されたかのどちらかの状況を考えざるをえない。」と評価している。本報告において、「木之本廃寺」出土瓦の様相が具体的に明らかになり、ここで改めて吉備池廃寺出土瓦の特徴との比較をこころみたい。

軒丸瓦1A・1B型式の範傷については、明瞭なものが確認できなかった。ただし、1Aについては範傷の可能性のある部分が2箇所認められる (Fig.274)。これが、本調査区出土資料の多数に確認できていれば範傷とみなしてよいが、実際には残りの良好な資料は限られ、確実に言い切れない状況である。ただし、この「範傷」は、吉備池廃寺IAには存在しない。

丸瓦先端の加工は、本調査区内では1A・1Bともに丸瓦の凹面を斜めに削って楔形にする点で共通し、キザミは1Aにはみられず、1Bはあるものもない

Tab.20 本調査区出土軒瓦一覧

軒丸瓦			軒平瓦		
型式		点数	型式		点数
1	山田寺式	35	1	山田寺式	28
2		2			
3	雷文縁	1	2	重弧文	14
4	法隆寺式	1	3	法隆寺式	2
5	藤原宮式	12	4	藤原宮式	10
6	大官大寺式	8	5	大官大寺式	3
7	奈良宮前	1	6	平安鎌倉	1
8	宮前	36	7	鎌倉	6
	中世	4	8	室町	18
			9		1

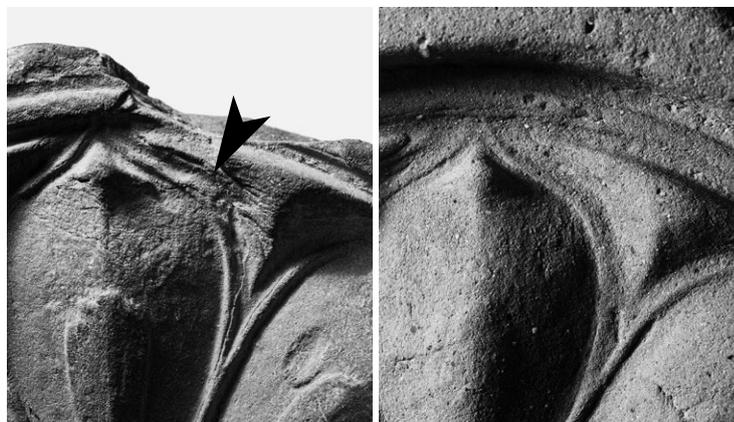


Fig.274 軒丸瓦1A (左) と吉備池廃寺IA (右) の同箇所比較

ものが拮抗する。また、範に瓦当粘土を詰める工程の中で、瓦当裏面に丸瓦を接合するものが1Bのみにみられる。一方、吉備池廃寺では、丸瓦を楔形にする点は共通するが、キザミはIA・IBともに存在する。ただし、IAはキザミのないものが圧倒的に多く、主体は1Aと変わらないと言える。

範に瓦当粘土を詰める工程の中で、瓦当裏面に丸瓦を接合するものはIA・IB共に認められない。胎土、焼成について、1Aは砂粒が少なく、灰色で比較的硬質の焼成であるものが主体だが、IAは石英、長石を多く含み、表面暗青灰色で内面が赤褐色を呈するグループと、含有粒子が少なく灰色を呈するグループの2者が存在する。出土地が違えば色調や磨滅具合等、異なることも考えられるが、IAのうち前者は1Aの中には明らかにみられないグループである。1Bも1A同様、含有粒子が少なくやや硬質の焼成であるものが大多数を占めるが、IBは石英、長石を多く含む焼成軟質のグループ、雲母を多く含む焼成軟質のグループ、含有粒子の少ない焼成硬質のグループが存在する。ただし、一つの瓦窯でも胎土や焼成が多岐にわたる可能性があり、本調査区出土資料と吉備池廃寺出土資料にみられるこれらの違いの評価については、資料数の少なさも慎重にならねばならない。

次に軒平瓦についてであるが、瓦当の残りの良い資料が、本調査区1Aで10点あまり、1Bで3点、吉備池廃寺IAで3点、IBで1点と非常に少ない。範傷についてはすでに詳細な検討があり（『吉備池廃寺報告』）、本調査区出土資料と吉備池廃寺出土資料の範傷進行段階は全く同じである。胎土、焼成についても差があるとするには資料数が少なく、判断が難しい。施文順序については、1Aのうち右から左へと押捺されるものが5点、逆が2点である。一方、吉備池廃寺IAでは左から右へと押捺されるものが<sup>1</sup>2点で、逆は確認できなかった。かつて「吉備池廃寺出土資料では、単位文様はほとんど常に、右側（以下、左右は、瓦当面を見た状態という）の単位文様が左側のそれを潰している。したがって、施文は、瓦当面を上にして逆時計回りに押捺を繰り返している、と判断してよい。」（『吉備池廃寺報告』）と報告したが、吉備池廃寺出土資料は少なく、施文順序の傾向をみてとることが難しい。一方、1Aについては、本調査区付近出土資料とあわせても、右から左への押捺がやや優位とみてよいだろう。そして、押し型よりも幅の狭い瓦当面に押捺した結果、唐草文の葉側よりも茎側が大きく切れているものが多いことが注目される。このことから、1Aの押し型押捺の際には、唐草文の葉側をなるべく瓦当面におさめるべく、葉が下に来る向きに押し型を持って粘土円筒の手前から（または、葉が上に来る向きに押し型を持って粘土円筒の奥から。）時計回りに押捺していった可能性を考えてよいのではないだろうか。そして、若干存在する逆方向のものについても、唐草文の茎側の方が切れているので、同様の方法で押し型を持って、反時計回りに押捺した可能性が考えられる<sup>2</sup>。

本調査区で出土した吉備池廃寺同範軒瓦については、点数では吉備池廃寺よりも少ないものの、瓦当の残りが良好な資料が多い<sup>3</sup>。上記で述べた軒瓦の特徴の異同とあわせて、両者の関係を考えるうえでの一つの材料になるだろう。

『吉備池廃寺報告』では、丸・平瓦の共通性についても若干ふれられ「一つの瓦窯から同時に二箇所に供給されたか、一方から他方へと移送されたかのどちらかの状況を考えざるをえない」と評価している。今回、改めて整理した丸・平瓦と、吉備池廃寺創建期丸・平瓦を再度比較しておきたい。

吉備池廃寺の創建期丸瓦は、大型の玉縁式で、凸面に叩き目を残さないものである。凹面段部の形状を指標にA・Bに細分しており、Aは段部凹面がほぼ直角に屈折し、Bは段部凹面が緩やかに屈曲するものである。これを今回の分類基準（128頁）にあてはめると、吉備池廃寺1Aは本調査区丸瓦Ⅱ類（段部ア）（一部アとイの中間の屈曲）、吉備池廃寺1Bは本調査区丸瓦Ⅱ類（段部エ）に相当する。法量や調整技法、胎土、焼成などを比較しても大差ない。本調査区における丸瓦Ⅱ類（段部エ）の出土数は、丸瓦Ⅱ類（段部ア）よりも格段に少なく、その点でも吉備池廃寺の様相と似る。

吉備池廃寺の創建期平瓦は、厚さ約2cm以上の「厚手」の1類と、厚さ約2cm未満の「薄手」の2類に大別される。2類はさらにA：凸面の叩き目を残さないもの、B：凸面調整せず平行叩きを残すもの、C：凸面調整せず格子叩き目を残すもの、に細分できる。1類平瓦は凹凸面ともにナデ・ケズリ調整を施して叩き目をほとんど残さず、側面調整は基本的にc手法、という特徴をもつ。この点においては、本調査区の資料にも共通するものが多く存在する。しかし、吉備池廃寺1類には焼成や色調にまとまりがみられず、同様の資料を本調査区資料の中に特定するとなると難しい。特に、本調査区の資料は小片が多いため、全長や広端幅、狭端幅などの法量を比較できる資料も限られる。ただし、全長の判明する資料がSK4325から2点出土し、それぞれ47.2cmと45.6cmを測る。吉備池廃寺で出土した平瓦1類（41.5cm～42.7cm）よりも大きいのが、いずれもきわめて大型という特殊性は共通すると言えよう。

2類平瓦のうち、Aについても、1類と同様の理由で同様の資料を、本調査区の中で特定することが難しい。Aは凹凸面とも丁寧に調整して凹面に布目痕跡が残らず、側面調整がb手法やc手法、胎土は石英、長石、雲母、クサリ礫の粒を含む緻密なもので、焼成はやや甘いものと硬質のものがある、という特徴をもつ。本調査区でもその特徴に当てはまる資料は存在するものの、この特徴が吉備池廃寺出土瓦に限定的であるのかは明らかでない。

一方、BとCについてはある程度の特定が可能である。吉備池廃寺出土の平瓦2類Bの特徴として、凸面はごく稀に軽いナデ調整が入る程度で、ほとんどが叩き目を明瞭に残すことがあげられ、本調査区でも同様である。叩き板の細分を照らし合わせてみると、吉備池廃寺の「1cmあたり3～4本程度の細い刻線をもつ叩き板」は本調査区平瓦Ⅰ類C10、同「刻線がやや太い叩き板」は同C4に、同「間隔がやや広く刻線が太い叩き板」は同C3と同C7に非常に似る。ただ、吉備池廃寺の「1cmあたり7本前後のごく細い刻線を入れる叩き板」はFig. 107で示した本調査区SD4130中層出土資料の叩き目に近く、木目の目立つ無文叩き板と理解した方がよいかもしれない。このほかの属性については、吉備池廃寺の側面調整がc0かc1、厚さが1.4～2.0cmであるのに対し、本調査区資料は側面調整がc0かc1、厚さが1.6～1.9cmのものが主体、と非常に近い。次に、吉備池廃寺出土の平瓦2類Cについてであるが、叩き板イ～トの7種類確認している。各分類の詳述は控えるが、ロは本調査区平瓦Ⅰ類A3に、ハは同B6に、ニは同B4に、ホは同B22に、<sup>4</sup>トは同B8に相当すると考えられる。イとへについては、本調査区の資料中に似た叩き目はあるものの、双方いずれかの資料の残存状況が良好でなく、特定は難しい。このほかの属性については、吉備池廃寺の側面調整がc0、厚さが1.2cm前後の薄いものが多い、というのに対し、本調査区資料は側面調整がc0、厚さが1.3～1.5cmのものが主体、と非常に近い。

以上、本調査区と吉備池廃寺出土の丸・平瓦を比較してきたが、本調査区で出土した多様な

丸・平瓦の中には、やはり吉備池廃寺創建丸・平瓦と共通するものが存在すると言える。しかも、吉備池廃寺創建丸・平瓦のバラエティーの大部分を含んでいるとみてよい。

ここでもう一つ、注目すべき資料として、焼け歪んだ瓦、溶着瓦がある



Fig. 275 本調査区出土溶着資料

(Fig. 275)。焼成後に被熱したというよりは、焼成時の失敗品とみられ、吉備池廃寺と、本調査区のいずれからも出土している。吉備池廃寺の発掘調査が行われる以前は、吉備池廃寺で表面採集された溶着瓦が、当地を木之本廃寺所用の瓦窯と推定する根拠の一つであった。本調査区でも、遺構や包含層において焼け歪み瓦が散見され、特に土坑SK4325ではまとまって出土している。この資料の特徴は、粘土板桶外巻き作り、凹凸面を丁寧にナデもしくはケズリ調整し、側面調整はc1、色調は灰色(N4/0)、焼成は硬質で胎土に石英、長石、褐色粒を含み、厚さ1.5～1.9cmという非常に均質なものである。一方、吉備池廃寺出土の焼け歪み瓦は、硬質の焼成や調整などは非常に似るが、厚さが2.5cm前後のものと分厚いもので、本調査区のものとは異なる。焼け歪み瓦については、双方で全く異なる特徴をもつと言えよう。

## ii 他寺院との関連

本調査区で出土する丸・平瓦には、吉備池廃寺にはみられない瓦も多く存在する。たとえば、近隣の左京七条二坊で出土し、小山廃寺所用瓦と推定した平瓦と同一の叩き目をもつものや、同じく小山廃寺所用平瓦に特徴的な、凸面に布目をもつものが一定数出土した。また、大官大寺と同範軒瓦は9点、長林寺、法輪寺といった斑鳩地域の寺院の瓦が3点出土している。丸・平瓦については、特徴的な資料しか特定することができなかったが、他にも他寺院の所用瓦であったもの(または、所用瓦として製作されたもの。)が、一定数含まれるとみてよいだろう。

## iii 瓦の出土分布・出土遺構

本調査区の遺構変遷と各時期における施設の復元については既に述べたとおりである(第Ⅵ章1参照)。各期を通じて、礎石構造の建物が検出されなかったにもかかわらず、瓦は一定数出土している。これらは屋根の一部、もしくは小規模な建物に葺かれていたと考えるのが自然であるが、まずはどの時期の建物と関連が深いのかを探るため、本調査区における軒瓦の分布状況を見ておく。

軒丸瓦1～4型式と軒平瓦1～3型式、軒丸瓦5～7型式と軒平瓦4～6型式に大きく分けて分布をみたものが、Fig. 276である。いずれも、調査区の西側に分布が偏り、特に、西北部に集中する特徴がよく似る。平瓦についてみても(Fig. 277)同様の状況で、特にSD4130からの出土量が目立つ。

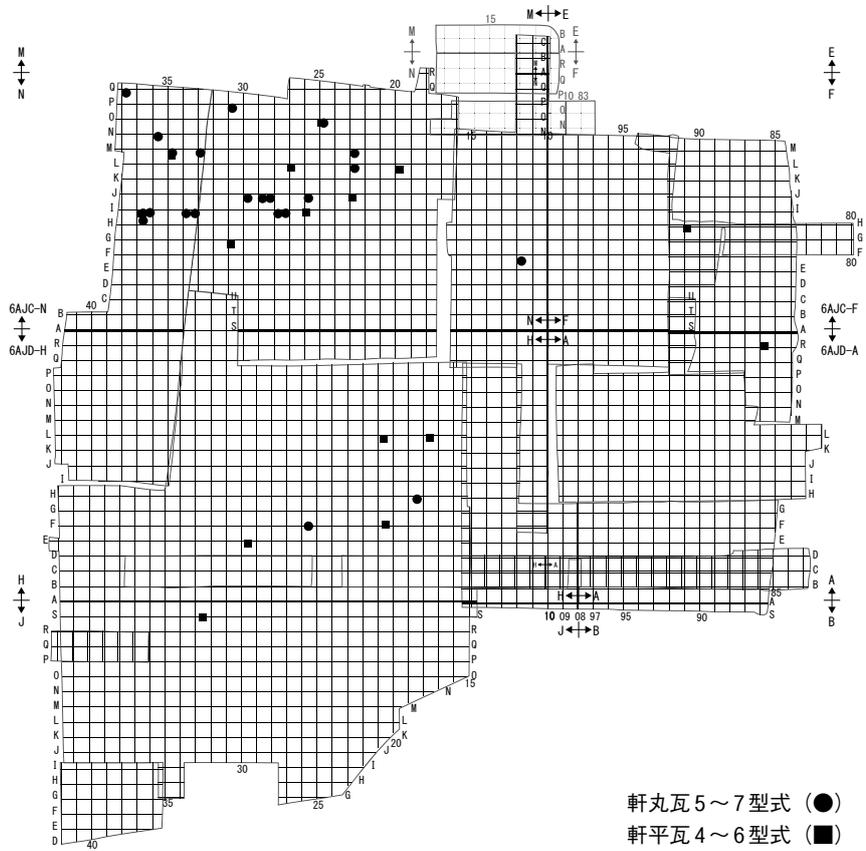
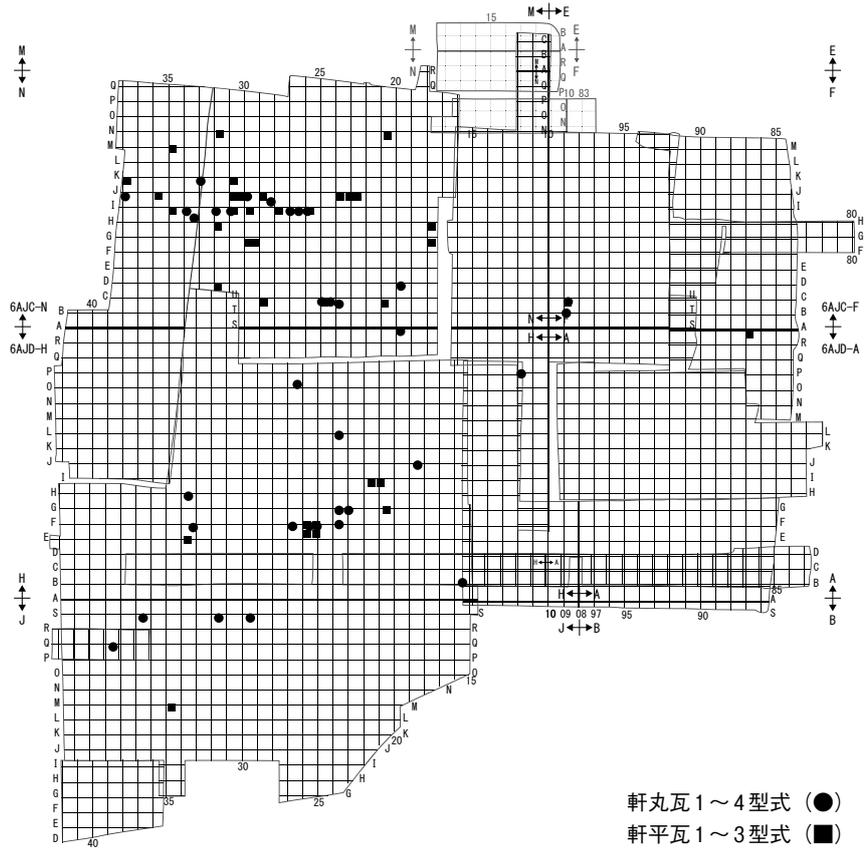


Fig. 276 軒瓦の分布

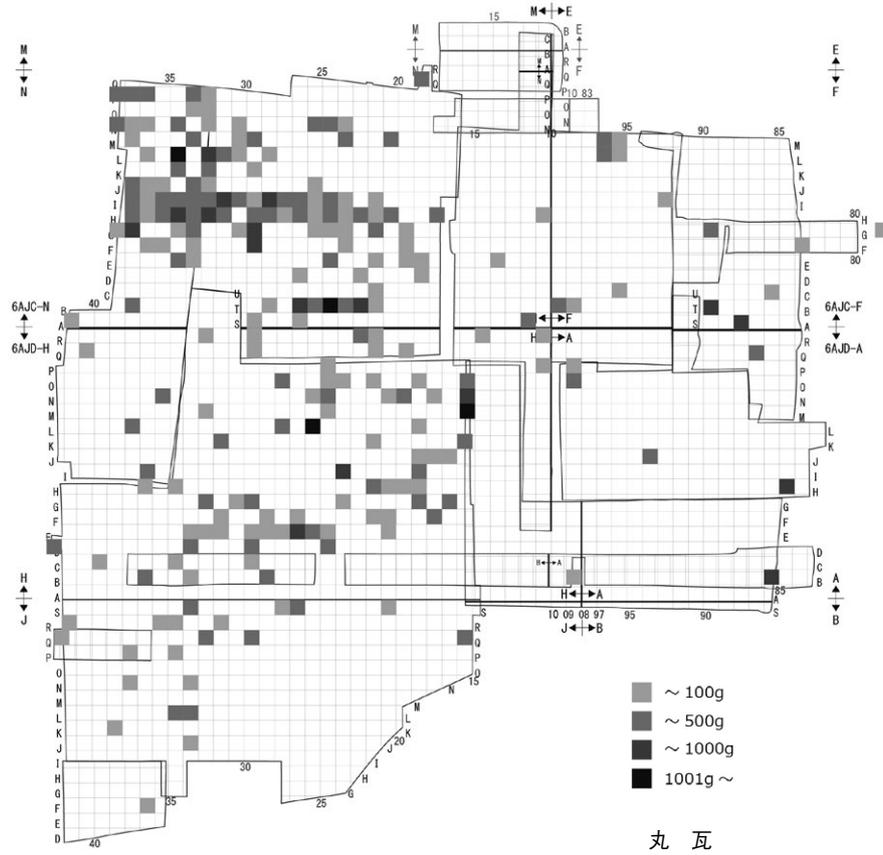


Fig. 277 丸・平瓦の分布 (重量)

Tab. 21 主要遺構出土の軒瓦

遺構	型式 軒丸1・軒平1 山田寺式	軒平2 (重弧文)	軒丸3 (雷文縁)	軒丸4 法隆寺式	軒丸5・軒平4 藤原宮式	軒丸6・軒平5 大官大寺式	軒丸7 奈良	軒平6 平安
SK4270	2							
SD4139	1							
SD4131	1							
SK4325	6				1			
SE4740		2			1			
SD4130下層	3							
SD4130中層	8	1			5		1	
SD4130上層	6	4		1	6			
SE4460						1		
SX4500	1							
SE4790					1			1
SE5055	1					2		
SK4734		1						
SK4796						1		
SK5015		1	1			1		

このような瓦の分布状況と、遺構変遷の状況を照合したうえで留意される点について述べておく。まず、本調査区で一定数出土し、吉備池廃寺と同範の軒瓦1型式についてみると、製作時期に近いⅡ期の遺構の分布範囲とは必ずしも一致しない。そもそもⅡ期の遺構は、集落とも理解される掘立柱建物群であり、瓦の使用は一般に考えにくい。続いて、同様に一定数出土した藤原宮式軒瓦の分布集中範囲をみると、Ⅲ-A期（藤原京造営期）におかれる東北坪の施設的位置と重なり、強い関連がうかがわれる。実は、両者とも分布範囲が西北部に偏り、なかでもSD4130からの出土が目立つことから、当該溝が廃棄場所として利用された可能性が考えられる。

ここで、年代が絞り込める主な遺構から出土した軒瓦をみておく（Tab. 21）。SD4130での出土層位をみると、下層よりも奈良時代以降の中・上層から多く出土していること、軒瓦1型式と藤原宮式軒瓦が共伴していることが注目される。7世紀代の軒瓦が、奈良時代、平安時代にも分散して廃棄されたのか、または、溝底の攪乱によって下層の堆積時期に廃棄された瓦が中・上層に混入したのか、評価は難しい。Ⅲ-B期の建物建設時のゴミ捨て穴と評価できるSK4325からも、軒瓦1型式と藤原宮式軒瓦が一緒に出土しており、廃棄の時点で両者が共存していたことになる。他の遺構でも、軒瓦1型式と藤原宮式軒瓦の共伴が認められ、両者の廃棄の時間差はないとみてよい。

以上の瓦の出土状況からは、本調査区では様々な型式の瓦が、Ⅲ-A期に東北坪の施設付近に集められ、Ⅲ-B期以降、SD4130を中心に廃棄された、という解釈が成り立つ。東北坪の施設の建物の屋根をかざったのか、または、東北坪の施設付近に集積されただけなのかなど、具体的な利用状況を絞り込む手掛かりを得ることはできなかった。遺構のあり方からは、藤原京期に京内官衙の存在がうかがわれるが、瓦の出土状況からその建物に瓦が葺かれた可能性を判断することは難しい。

- 1) 文様の重複から確認できる資料数に限る。押捺の重心からの判断は保留した。
- 2) 押捺は片手とは限らず、両手を用いる場合もあっただろう。その場合、反時計回りでなくても問題ない。
- 3) 吉備池廃寺軒丸瓦の総重量を総点数で割ると0.12kg、本調査区出土資料は0.22kg。
- 4) ホは刻線どうしが45°前後の角度で交差する、とあるが、実際は60°ほどの角度をなし、本調査区斜格子wに相当するとみてよいだろう。

## 4 文字資料からみた調査地の性格

藤原京左京六条三坊にあたる本調査地（以下、調査地とする。）からは、Ⅰ期からⅥ期にいたる遺構のうち、Ⅲ期（藤原京期）、Ⅳ期（奈良時代）の遺構を中心に、木簡28点、墨書土器134点、刻書土器3点が出土している（第Ⅳ章2・6）。本節では、これらの出土文字資料を主たる素材として、その他の関連史料も参照しながら、調査地の性格を探ってみたい。

### A 香山正倉をめぐる

**「香山」の墨書土器** 出土文字資料のうち、調査地の性格を暗示する固有名詞として、「香山」「左京職」「菜採司」があげられる。このうち最も大きな注目を集めてきたのは、「香山」（「香」や「山」も含む。）と墨書された22点の土器である。香山は調査地のすぐ東側にある香具山<sup>1</sup>のことで、耳成山、畝傍山とあわせて大和三山を構成する。なだらかな山間をなす香具山は、耳成山や畝傍山の様な独立性には乏しいが、6世紀に大王宮が営まれた磐余や、7世紀に大王宮が営まれた小墾田や飛鳥に近いこともあり、聖なる山として重要視された<sup>2</sup>。

香山の墨書土器は、東西大溝SD4130と井戸SE4740から出土している。基本的に平城宮土器Ⅲ段階に位置づけられる墨書土器で、8世紀中頃のものである。調査地の西北隅部（第50次調査西区）で奈良時代（Ⅳ期）の倉庫とみられる総柱建物SB5050を検出していること、調査地が香具山の西麓に立地することもあわせて、天平2年度（730）大倭国正税帳<sup>3</sup>に登場する「香山正倉」に関わるとする見方が広く受け入れられている<sup>4</sup>。

しかしながら、奈良時代の調査地に香山正倉、あるいはその関係機関が置かれていたという見方は、果たして盤石であろうか。従来、上記の様な見方を前提とした上で、その前段階の藤原京期の性格が議論されてきたが、再検討する必要があると考える。

以下、時間的推移と少し逆行することになるが、最初に奈良時代における香山正倉との関連性の有無について検討を加え、そのうえで藤原京期を中心に調査地の性格に迫ってみたい。

#### i 大倭国正税帳の「香山正倉」

前述のとおり、8世紀中頃の「香山」墨書土器の大量出土、奈良時代の総柱建物SB5050の検出もあって、調査地は天平2年度（730）大倭国正税帳に記載された香山正倉と関連づけられてきた。本項では、この様な見方が妥当かどうかを検討してみたい。

**大倭国正税帳** 現在、大倭国正税帳は5つの断簡に分断されており、完全な状態では残っていない。仮に『大日本古文書一』396～413頁の配列に従って、断簡A～Eと呼んでおこう。本正税帳は、大倭国の管轄する14郡<sup>5</sup>の総計を記した首部（断簡A・B）と、各郡の状況を記した郡部（断簡C～E）に大別される。このうち首部は、最末尾の付近のみ断簡A・Bが連続する形で残存する。郡部は、平群・十市・城下・山辺・添上の5郡のみ完存で、添下・広湍（広瀬）・城上の3郡は一部残存、葛下・葛上・忍海・宇智・宇陀・高市の6郡は完全に欠損する。

問題の香山正倉は、首部にあたる断簡Aの2箇所が登場しており、その関係箇所を引用しておきたい。なお、数字は大字が使用されているが、ここでは便宜的に小字に置き換えた。

(前 欠)

養老二年検欠穀一千四百五十九斛五斗四升三合

額稲三千三百二十一束八把半

養老四年検欠香山正倉穀一百七十二斛七斗七升

宇智郡欠額一千二百五十六束

養老七年検欠香山正倉穀二百五十九斛七升

これらは、養老2年(718)、同4年、同7年の3箇年にわたる正税の穀・額稲を検査した際に発生した欠損量について記した部分にあたる。養老2年よりも前は欠けているが、少なくとも霊亀2年(716)にも検欠穀があったことは、断簡Eの添上郡における記載からみて間違いがない。一方、養老7年から天平2年までの間に検欠穀が発生していないことは、首部の残存状況からみて明らかである。この様に正税の検欠穀という形ではあるが、少なくとも養老4年(720)から同7年にかけて、香山正倉が存在したことが確認できる。

さて、調査地が香山正倉に関係するという見通しは、木簡の検討からも得られる。すなわち、香山墨書土器が出土した東西大溝SD4130からは、①霊亀3年(717)と養老年間(717~724)の収納に関わる「収霊亀三年 養□」という記載をもつ木簡や、②稲の出納状況を記したとみられる「□斤得三束<sup>(遣カ)</sup>□二束」という記載の木簡が出土している。同じく、③「百廿七束一□<sup>(把カ)</sup>」や、④「斗四升」の様に、稲や米の数量を記したと解される木簡も出土している。①~④は米・稲などを出納する際に使用されたとみられる木簡であり、すぐ近くに倉庫があったことを推測させる。とりわけ、①に書かれた年紀が、大倭国正税帳から確認される香山正倉の存置期間と近接することは注目に値する。さらに「小豆」や、銭に関わる「十八文」と書かれた木簡が出土しており、さまざまな資財を管理していたことをうかがわせる。また、税物に装着された荷札木簡もあり、調査地もしくはその近辺に何か公的機関が置かれていたとみられることも、調査地が「正倉」関連施設という見方の傍証となるであろう。

**香山正倉の所在地** しかし一方で、調査地を香山正倉に比定するうえで気がかりな点もある。まず、調査地が香山正倉の所在地であれば、たくさんの倉庫が建ち並んだはずであるが、現状では1棟の倉庫(SB5050)しか検出されていない。ただし、未調査区、特に調査地の西北方に多数の倉庫が並んだ可能性も皆無ではないので、ここでは不問にしておく。

それ以外で特に問題としたいのは、香山正倉の所在郡に関してである。現存の大倭国正税帳では、香山正倉は首部のみに登場し、残存する郡部では確認できない。香山正倉の所在地は、その名称から香具山の近辺にあったと考えられ、十市・高市の2郡がその候補地となる。このうち十市郡については、郡部に記載が完全に残されているものの、香山正倉における検欠穀のことは何ら記されていない(首部にも記載のあった養老2年の検欠穀の場合、十市郡の郡部でも記載が確認される)。このことは、香山正倉が十市郡には置かれていなかったことを物語る。したがって、もうひとつの候補地である高市郡に香山正倉が所在したと考えなければならない。

それでは、調査地は高市郡に属していたのであろうか。実は、調査地の周辺は高市郡と十市郡の郡界付近に位置しており、調査地がいずれの郡内にあったのか、その判断は難しい。近世以降、調査地が高市郡に属していたことは間違いがないが、それ以前、特に古代においてはどうかであったのか。この問題を考えるために、次の2点に着目してみたい。

**畝尾都多本神社** 第一に着目したいのが、調査地のすぐ北に隣接する畝尾都多本神社である。この神社は『延喜式』神名式上6条の大和国十市郡の項に登場する式内社である。『古事記』上巻・火神被殺段には、伊邪那岐命が伊邪那美命の死を悲しんで流した涙から「泣沢女神」が生まれ、「香山の畝尾の木本に坐す」という伝承が載り、これが畝尾都多本神社にあたと考えられている。<sup>6</sup>「香山の畝尾の木本」という立地は、現在の畝尾都多本神社にふさわしい。

神社はしばしば移動するので、現在の神社の所在地を積極的な根拠とすることはできないが、調査地が十市郡に属すると考えるのに有利な素材であることは否定できない。仮に神社が移動したのだとしても、「香山の畝尾の木本」が古代に十市郡に属していたことは確実であるので、そうした立地にある調査地が十市郡に含まれていた可能性は十分にあると言えよう。

ところで、現在の畝尾都多本神社の一带には、古代寺院（仮称「木之本廃寺」）が存在した可能性が指摘されている。それは、調査地とその周辺において、吉備池廃寺（桜井市）と同範の瓦が多くみつかったことなどによる（第Ⅳ章1）。調査地内に寺院跡を示す遺構は検出されていないため、未発掘である現在の畝尾都多本神社の一带に、木之本廃寺の伽藍が推定されることになった。この木之本廃寺の寺名として、舒明天皇11年（639）に発願された百済大寺が有力視されたこともある。しかしその後、香具山の北東に位置する吉備池廃寺の発掘調査が行われ、これこそが百済大寺であることが判明する。<sup>7</sup>そこで、木之本廃寺は百済大寺以外の寺院を考える必要性が生じることになり、その候補のひとつとして高市大寺の名があがっている。<sup>8</sup>

高市大寺は百済大寺の後身寺院で、天武天皇2年（673）に百済の地から移転された。天武天皇6年、高市大寺は大官大寺に改称される。そして文武朝（697-704）には、大官大寺は別の場所（藤原京左京九条四坊の南半二町、同十条四坊の四町。現在の明日香村小山。）に新設される。吉備池廃寺の調査所見によって、百済大寺は建物ごと高市大寺に移築したと考えられているので、同範瓦が多数出土する木之本廃寺は確かに高市大寺の有力な候補地といえよう。もし木之本廃寺を高市大寺に比定してよいとすれば、「高市」の名を冠する以上、調査地の一带は十市郡ではなく高市郡であった可能性が高まることになる。

しかしながら、木之本廃寺を高市大寺とみるのは難しいであろう。調査地とその周辺部で寺院遺構が検出されていないことに加え、『日本三代実録』元慶4年（880）10月20日条が大きな障碍となるからである。元慶4年条には、大安寺からの申請を受けて、百済大寺の旧地であった「大和国十市郡百済川辺田一町七段百六十歩」と、高市大寺の旧地であった「高市郡夜部村田十町七段二百五十歩」を、大安寺に返還したことが記されている。さらに、大安寺の申請には、百済大寺を天武天皇が「高市郡夜部村」に遷したことも記されている。

これらの内容から、高市大寺の伽藍と寺田は高市郡夜部村に所在したことが判明する。夜部村の場所は、桓武天皇の即位時に流布した童歌の「大宮に直に向かへる野辺（山辺）の坂」<sup>10</sup>の解釈をもとに、藤原宮の南正面に位置する日高山丘陵の坂を含む一帯とみる説が有力である。<sup>11</sup>夜部村の広がり具合にもよるが、調査地までもが夜部村に含まれていたことを示す積極的な根拠はない。したがって、木之本廃寺を高市大寺にあてることは難しいであろう。

**喜殿荘関係史料** 第二に着目したいのが、高市郡から十市郡にまたがって展開した喜殿荘の<sup>12</sup>関係史料のひとつ、承保3年（1076）9月10日付の大和国高市郡司并在地刀禰等解案である（『平安遺文三』1134号）。喜殿荘は「豊瀬庄」とも呼ばれ、11世紀前半に大和守を3度歴任した源頼

親が国守在任中に田畠山野池堰などを私領化したもので、子の源頼房に相伝された。その後、延久6年（1074）8月、源頼房の女子である小野とその女婿とみられる高階業房に処分されたが、女子分をめぐって争論となったため、業房を通じて摂関家領荘園として立券されることになった（以上、『平安遺文三』1132・1133号なども参照。）。

承保3年の解案には、条里坪付が次の様に記されている。

高市郡東廿四五六七条、以一里為女子分。業房朝臣領、東廿四条二里、同廿五条二里、同廿五条二里、東廿八条一里・二里・四里、十市銅条一里、同廿六条、同廿九条、高市廿九条一二三四里、同卅条一二三四里、同卅一条一二三里等、処分業房朝臣既了。

本史料は案文の写しということもあり、「業房朝臣領」において「同廿五条二里」が2度登場するなど、明らかに誤写が含まれている。また「十市銅条一里」という記載についても、その解釈がとても難しい部分である。これに関しては、大脇潔が興味深い解釈を提示している<sup>13</sup>。

大脇は、明治年間の地図をもとに、十市郡が高市郡側に大きく食い込んでいる部分はいくつかある点に着目する。「銅」は「餘」の誤写であった可能性も踏まえ、「銅条」あるいは「餘条」は、高市郡側に十市郡が食い込んだ土地を指す用語であったと考える。そして、「十市銅条一里」の具体的な場所については、高市郡の東24条から31条までは連続して1里に所領が含まれることから、それ以外の場所であるとし、高市郡路東24条1里の北、横大路で十市郡と分けられた、その北に位置する十市郡路東24条1里が該当すると推定した。さらに、「十市銅条一里」に続く「同廿六条、同廿九条」についても、前者は高市郡路東26条3里に十市郡が食い込む部分に、後者は高市郡路東29条4里に十市郡が食い込む部分にあたと推定した。

大脇が「憶測」と述べている様に、さらに検討の余地が残された推定ではある。しかし、それが当を得たものであれば、高市郡路東26条3里に十市郡が食い込む部分こそ、調査地の所在地に他ならない点は見逃せない。このことは、11世紀後半段階には調査地が十市郡に属していたことを示す史料の根拠となるのである。

郡界は必ずしも固定的なものではないが、調査地に関していえば、十市郡に属することを示す史料はあっても、高市郡に属することを示す史料は皆無である。完全な証明はできないが、8世紀においても十市郡に属したと考えるべきではなかろうか。そうであれば、香山正倉は十市郡には所在しない以上、調査地を香山正倉に比定する見解は再考する必要がある。

## ii 香山正倉と小墾田宮

あらためて振り返ってみると、調査地を香山正倉にあてる積極的な根拠は意外に乏しいことに気が付く。まず、香山墨書土器に関しては、調査地に香山正倉とは別の施設があったとしても、東隣の香具山にちなんで「香山〇〇」（〇〇は施設名。）と呼ばれたことは十分に考えられる。次に、奈良時代の倉庫（SB5050）にしても、倉庫を付属させた施設は特に珍しくないため、あえて正倉の一部であると考えする必要はない。いかなる性格の施設であれ、1棟でも倉庫がある以上、米や稻などの出納に関わる木簡が出土しても特に不自然ではないからである。さらに、正倉は固有名詞で呼称されることは通常なく、その意味で香山の名を冠する本正倉は極めて特異である。これは香山正倉が由緒ある正倉であったことを示唆する。しかし、検出された倉庫は奈良時代になって新造されたものであり、古くまで遡るものではない。くわえて、正倉とい

えば、通常は数多くの倉庫が整然と建ち並ぶことになるが、現状では確認されていない。

そこで、香山正倉を新たな視点から考え直す必要がでてくる。香山正倉が由緒ある正倉であったと解されることから、現在有力視されているのが、高市皇子（天武天皇の第一皇子）の香具山宮に関わる施設という見方である。しかし、こうした見方は次のB項で成立困難であることを述べるので、ここでは別の可能性についてふれることにしよう。

**香具山周辺の施設** さて、香具山の周辺に目を向けると、王家と深い関わりのある施設が多数存在する点が注目される。第一は大王宮である。香具山の北東の一帯には磐余の諸宮（磐余稚桜宮、磐余甕栗宮、磐余玉穂宮、磐余池辺双槻宮、訳語田宮、百濟大井宮、百濟宮など）があり、南側には小墾田宮があったと考えられる。また、香具山の西側には藤原宮も存在する。第二は皇子宮<sup>14</sup>である。高市皇子の香具山宮がよく知られるが、磐余には大津皇子の「訳語田の舎」があり、南方の雷丘の近くには忍部皇子の宮もあった。そして後述する様に、穂積皇子宮も香具山の北麓に所在した可能性が高い（いずれも天武天皇の皇子）。第三は天皇の勅願寺ともいべき大寺である。香具山の北東には百濟大寺（吉備池廃寺）が、南方には大官大寺が伽藍を構えた。高市大寺も南から南西にかけての一帯（有力なのはギヲ山の西隣。）に比定されている。

この様に香具山周辺には、大王宮、皇子宮、大寺など、王家に関わる施設が集中している。香山正倉の由来を考える際には、高市皇子の香具山宮に限定することなく、これら王家にまつわる種々の施設にも目を向ける必要がある。前述のとおり、香山正倉は高市郡に所在したと考えられる。また香山の名を冠する以上、香具山と近距離の場所にあったと推定される。この2点を踏まえると、小墾田宮（小治田宮）の倉庫に由来する可能性が浮上してくる。

**小墾田宮の倉庫と屯倉** 小墾田宮は推古天皇の正宮（603-629）として著名であるが、推古天皇の没後に関係史料が散見し、少なくとも天平神護元年（765）まで存続したことが文献で確かめられる（『続日本紀』同年10月辛未条）。1987年、飛鳥川東岸にあたる雷丘の東南麓（雷丘東方遺跡）の井戸から、8世紀末から9世紀初頭頃の「小治田宮」と墨書した土器がまとまって出土した<sup>15</sup>。この発見は、飛鳥川西岸の豊浦寺北方に小墾田宮を推定してきた従来の見方を一新するとともに、この宮が平安時代初頭まで存続することを教えてくれた。雷丘東方遺跡では7世紀後半から9世紀にいたる遺構も確認しており、この一帯に小墾田宮があった可能性は高い。当地は香具山の南方約1kmにあたる。

もちろん、推古朝から平安時代初頭にいたる過程において、小墾田宮が何度か建て替えられたことは事実であり、宮殿の規模が縮小したり、中心施設の場所が移動したりする様な事態も十分にある。したがって、小墾田宮の所在地を雷丘東方遺跡の狭い範囲だけで捉えるのではなく、飛鳥川右岸、香具山以南、飛鳥寺以北の比較的広い範囲を視野に入れておく必要がある。

さて、推古天皇以後の小墾田宮で特徴的な点として、大規模な倉庫の存在があげられる<sup>17</sup>。すなわち、天武天皇元年（672）の壬申の乱の際、大友皇子方の穂積臣百足が「小墾田兵庫」から武器を近江国に運び（『日本書紀』同年6月己丑条）、天平宝字4年（760）に淳仁天皇が小治田宮へ行幸した際には、播磨国の楠1000斛、備前国の楠500斛、備中国の楠500斛、讃岐国の楠1000斛を小治田宮に貯えたり、諸国の当年の調庸を収めたりしている（『続日本紀』同年8月辛未条、同乙亥条）。

これに関連して、『日本書紀』朱鳥元年（686）7月戊申条の「雷、南方に光りて、一たび大き

に鳴れり。則ち民部省の蔵庸舎屋に天災けり。或いは曰はく、忍壁皇子の宮の失火延りて、民部省を焼けり、と。」という記事も注目されよう。忍壁皇子宮からの失火によって、「民部省」(正しくは民官)の「庸」(正しくは養。仕丁らの資養物)を収納する倉庫が焼けたことをうかがわせる。『万葉集』巻2-235番歌によって、忍壁皇子宮は雷丘の近くに営まれたと推定されるので、民官の倉庫も雷丘の近くにあったと考えられる。雷丘の近くに小墾田宮が立地していることからすれば、民官の倉庫は小墾田宮の倉庫(の一部)に由来する可能性は十分にある。

この様に7世紀後半から8世紀後半にかけて、小墾田宮には大規模な倉庫群があったと考えられる。もちろん、推古天皇の時代である7世紀前半段階も、そこが正宮であった以上、多くの倉庫が立ち並んだことは疑いが無い。

さらに遡ると、6世紀半ばに紗手媛(安閑天皇の妻)に賜与されたと伝わる「小墾田屯倉」(『日本書紀』安閑天皇元年10月甲子条)との関係も考えることができる。この点については、山本崇による重要な指摘がある<sup>19</sup>。すなわち、小墾田宮は王家の直轄地である小墾田屯倉の周辺所領を取り込んで造営され、飛鳥川の右岸、雷丘周辺から香具山南方までに及んでいたと考える山本は、『日本書紀』上巻第3縁に残された、飛鳥寺在住の道場法師と「諸王」との水争いに関する説話に注目する。これは飛鳥川に置かれた木の葉堰に関わる伝承とする和田萃説をふまえ、蘇我氏ゆかりの飛鳥寺周辺の寺田と水争いをしたと伝える「諸王」の地とは、その下流にある小墾田屯倉を指している可能性があるとして指摘したのである。

**小墾田宮の故地** この様に雷丘東方遺跡だけでなく、もう少し広い範囲で小墾田宮やその関連施設を捉えることができるとすれば、香具山のすぐ南方にある「兵庫田」や「犬飼」という小字地名が注目されてくる<sup>21</sup>。前者は小墾田兵庫との関連を、後者は屯倉の守衛にあたった犬養氏との関連を示唆した地名である。したがって、この小字地名の一带に小墾田宮の倉庫が置かれていた可能性は十分にある。『日本書紀』壬申紀の小墾田兵庫についてふれた記事によれば、大友皇子方が軍営を置いた飛鳥寺西の槻木広場と、小墾田兵庫との間には一定の距離があった様に読み取れ、「兵庫田」の地は適正な場所だと言える<sup>22</sup>。

もう一つ有力な候補地として、雷丘のすぐ南東にあたる石神遺跡をあげられよう。本遺跡では7世紀末頃のC期整地土を中心に、鏃や鎌、斧などの鉄製品が大量に出土しており、小墾田兵庫との関連を示唆しているからである<sup>23</sup>。石神遺跡の北方域では7世紀後半代の本簡が多数出土したが、そのなかには、仕丁らの食料米となる養米の荷札木簡が多数含まれていた。養米の荷札木簡はその最終消費地(養米が支給される仕丁の労働現場など)で廃棄されるのが一般的であるので、荷札の出土地点に民官の倉庫があったとは即座に主張できない。とは言え、民官の倉庫が雷丘の近くにあったことは先述のとおりであり、石神遺跡の北方域の周辺がその有力な候補地になることは否定できない。

小墾田宮の倉庫群が1箇所にだけ集中していたとも限らず、香具山周辺の発掘調査が十分に進んでいない現時点では、これ以上の追求は差し控えざるを得ない。しかしいずれであれ、香具山のすぐ南方に小墾田宮が位置することは動かない。この一帯も高市郡・十市郡の郡界付近にあたるため、古代の所在郡を確定させることは至難の業であるが、少なくとも小墾田宮とその関連施設がすべて十市郡に含まれるという事態にはならないであろう。ここでは、小墾田のうち高市郡に属する場所に、香山正倉が置かれていた可能性があることを指摘しておきたい。

## B 香具山宮をめぐる

前項で取り上げた香山正倉との関連もあって、高市皇子の香具山宮を調査地に求める見解があるが、本項ではその当否を検討してみたい。

**高市皇子の香具山宮** 高市皇子（654?-696）は天武天皇の第一皇子で、母は胸形君徳善の女の尼子娘。天武天皇元年（672）の壬申の乱では重要な役割を果たした。母の身分が低いため皇位を継承できなかったが、天武天皇と持統天皇の片腕となって活躍する。天武天皇14年の新冠位制にともない、草壁皇子・大津皇子に次ぐ浄広式位が授与され、朱鳥元年（686）には封戸400戸の加増があった。持統天皇3年（689）4月、天武天皇の皇位を嗣ぐべき草壁皇子が死去し、翌年正月に持統天皇が即位すると、その年7月に高市皇子は太政大臣に任じられた。持統天皇5年正月に封戸2000戸が増封され、翌年正月にも封戸2000戸の加増があり、あわせて5000戸にも及ぶ莫大な封戸を所有する。持統天皇7年正月には浄広壹位を授けられるが、これは生前の草壁皇子と同じ冠位であった。こうして持統朝において、高市皇子は重みを増すが、持統天皇10年7月に死去してしまう（以上『日本書紀』）。

この高市皇子の構えた宮こそ、柿本人麻呂による高市皇子の挽歌に登場する「香来山之宮」（香具山宮）に他ならない（『万葉集』巻2-199番歌）。この挽歌には「埴安の御門の原」という地名も詠まれている。埴安には池があつて堤が築かれていた（同巻1-52、2-201番歌）。さらに「或る書の反歌一首」のなかには「泣沢の神社」がでてくる（同巻2-202番歌）。「泣沢の神社」は『古事記』の「泣沢女神」に関わり、前項でふれた様に、畝尾都多本神社を指すと考えられる。畝尾都多本神社は現在、調査地のすぐ北側に鎮座していることも既述した。以上より、調査地が香具山宮に相当する可能性は確かにある。<sup>26</sup>

もうひとつ、香具山宮の場所を考えるうえで、参考となる所見が2003年の発掘調査で得られている。すなわち、香具山北方の藤原京左京一・二条の四坊と五坊を画する南北道路（東四坊大路=中ツ道）の東側溝の溝底淀み部から、木簡133点<sup>27</sup>が出土した。木簡は流水による磨滅はほとんどなく、ごく近い場所から投棄された一群である。そのなかに「穂積親王宮」の帳内とみられる人名を列挙した木簡や、同じく「穂積」と釈読できる断片が含まれており、この近辺に穂積皇子宮が所在した可能性が高まった。『万葉集』には、「高市皇子宮」つまり香具山宮に居住していた但馬皇女が、穂積皇子と恋愛関係になり、それが露見した際に詠まれた歌が所収されている（巻2-114～116番歌）。その歌の内容から、高市皇子宮と穂積皇子宮は比較的近い場所にあつたと推定されている。<sup>28</sup>調査地を高市皇子宮（香具山宮）にあてた場合、穂積皇子宮の推定地とほどよい位置関係になる。

**長屋王家木簡** さらに、高市皇子の子である長屋王の邸宅（平城京左京三条二坊一・二・七・八坪）から出土した木簡も参考になる。<sup>29</sup>約3万5000点にも及ぶ大量の木簡のなかに、「後皇子宮」と記されたものが含まれていた。これは「後皇子尊」と尊称された高市皇子を指すとみてよからう。長屋王家木簡は、④家令・扶・従・大書吏・少書吏のいる機関、⑥家令・書吏のみの機関、の2つの家政機関に関わる木簡群から構成される。これらの木簡の分析を通じて、⑥は長屋王の家政機関であるのに対して、④は高市皇子の家政機関であり、本主である高市皇子の死後も存続したとする見方が有力である。<sup>30</sup>④家政機関は長屋王の邸宅外にあつたようであり、かつての

高市皇子宫である香具山宮に置かれ続けた可能性が高い。長屋王は自らの位階・官職にもとづく位封、位田、職封、職田に加え、封戸5000戸を中核とする高市皇子の莫大な家産を継承したことが明らかになってきたのである。

長屋王が高市皇子から引き継いだ家産のなかには、畿内の各所に置かれた御田や御園があり、それは大和盆地の南部に特に多い<sup>31</sup>。御田から収穫した稲や米を収納する倉庫が必要となり、それは御田の所在地と香具山宮の双方に置かれていたことであろう。

また、『続日本紀』和銅6年(713)5月甲戌条に「故皇子命宮の飼丁」の良賤訴訟に関する記事がある。「故皇子命」が高市皇子を指すとすれば<sup>32</sup>、香具山宮には飼丁も属していたと考えることができる。ただし「故皇子命」については、草壁皇子とする見解もあり<sup>33</sup>、ここでは参考程度にとどめておきたい。

**「菜採司」木簡** 以上、高市皇子の香具山宮に関する史料を概観してみた。いずれも状況証拠にすぎないが、調査地に香具山宮があった可能性は確かに一考に価しよう。そこで注目したいのが、調査地出土の「菜採司謹白奴□嶋逃行□／別申病女以前如□」と記された上申文書木簡である。この木簡は、「菜採司、謹みて(〇〇に)白す」(上申先が省略。)、**「菜採司に謹みて白す」**、のいずれの読み方も可能であるが、前者の可能性がより高いと思われる(第IV章6)。すなわち、菜を採る作業に従事していた奴婢が逃亡したり病気になったりしたことを、菜採司がその上級の機関に対して報告をした木簡と考えられる。この様みにてよいとすれば、調査地には菜採司の上級機関が置かれていたことになる。

そこで再度、長屋王家木簡に目を向けてみたい。長屋王が父高市皇子が残した莫大な家産を受け継いだことは先に述べた。長屋王家木簡を分析すると、その家政機関は極めて多種多様にわたる部署から成り立っていたことが知られる。そのなかには、「菜採司」と類似した機関として、「菜司」の名を見いだすことができる。

また、長屋王家木簡のなかには、奴婢関係の木簡が多数含まれている。これらの木簡を整理した神野清一は、奴婢の具体的な仕事として、①食料米の受け取りとその運搬、②味物の受け取りと運搬、③松材あるいは松子の採集、④御園・御田からの野菜等の運搬、⑤「御杯」の受領・運搬、⑥「大宮殿」の警備、⑦邸宅内の家政機関の各所における雑役、があったと指摘している<sup>34</sup>。このうち④は、菜を採る作業とも連動する可能性が高いであろう。

こうした長屋王家木簡の内容からすれば、菜採司を統括する上級の機関として、高市皇子の香具山宮を考えることは決して不当なものではない。

**香具山宮の可能性の有無** しかしながら、調査地を香具山宮に比定できるかといえば、そう簡単にはいかない。第一は、文字資料以外の側面からみた調査地の性格である。Ⅲ期(藤原京造営から廃絶まで)・Ⅳ期(奈良時代)の建物配置などに着目すると、邸宅よりも官衙であった可能性の方が高いと判断される(第Ⅵ章1)。

第二は、調査地の土地利用のあり方である。発掘調査の所見によれば、藤原京造営期(Ⅲ-A期)は最大でも一町占地であったが、藤原京期には四町占地に一新され(Ⅲ-B期)、その前半から後半にかけて施設がより充実する(Ⅲ-C期)。だが藤原京廃都に伴って、より小規模で、まったく新たな建物配置がとられる(Ⅳ期)。調査地に香具山宮があったと仮定した場合、こうした遺構変遷とうまく合致するかどうか問題となる。

まず、取り上げる必要があるのが、藤原京遷都の3年前となる持統天皇5年(691)に出された、藤原京の宅地班給に関する詔である(『日本書紀』同年12月乙巳条)。それによれば、右大臣は四町、直広弍(従四位下相当)以上は二町、直大参(正五位上相当)以下は一町で、勤位(六位)以下無位にいたるまでは、戸口の数に従って上戸は一町、中戸は二分の一町、下戸は四分の一町の宅地が賜与されることになった。そして、王らもこれに準じることとされた。宅地班給の詔が出される前年の持統天皇4年に太政大臣に任ぜられた高市皇子は、右大臣に四町の敷地が賜与されていることから、その邸宅は最低でも四町占地であったとみることができよう。

そこで問題となるのが、藤原京造営段階における調査地の一帯は、最大でも一町占地にすぎなかった点である。藤原京前半には四町占地に改変されるので、持統天皇5年の宅地班給を経て、四町占地の宅地へと変貌を遂げたともみることが不可能ではないが、時期的にやや微妙な問題をはらんでいる。また、持統天皇5年の宅地班給について、現状を追認するという意味合いがあった可能性が指摘されている<sup>35</sup>。その場合、高市皇子宮の場所が持統天皇5年の宅地班給の前後で変化がなければ、持統天皇5年以前の邸宅は最大でも一町占地にすぎなかったことになる。だが高市皇子の政治的地位からすれば、その様なことはまずあり得ないであろう。

もうひとつ考えておくべきは、高市皇子は藤原京遷都の2年後にあたる持統天皇10年に死去した点である。調査地は藤原京期の後半になると施設が充実するが、すでに高市皇子が死去した後の段階である。香具山宮は長屋王に継承されたとみられるが、慶雲元年(704)に無位から正四位上に叙せられた長屋王に(『続日本紀』同年正月癸巳条)、果たして邸宅をより充実させるだけの巨大な力があつたのか、疑問を抱かざるを得ない<sup>36</sup>。

さらに問題としたいのは、藤原京廢都(平城京遷都)に伴って、調査地の建物配置が一新されている点である。和銅3年(710)～靈龜3年(717)頃の木簡から構成される長屋王家木簡によれば、香具山宮に関わる家政機関は従前どおり維持されていたとみられる。家政機関の維持と邸宅の維持とは必ずしも直結するわけではないが、藤原京廢都によって香具山宮に大きな変化があつたとは考えにくい点は看過することができない。

以上を総合的に判断すると、高市皇子の香具山宮は調査地とは別の場所に求めるのが妥当であろう。香具山宮の所在地については、かつて、香具山の東南麓に位置する興善寺跡(檀原市戒外町)が有力視されたことがある。興善寺跡では、7世紀末～8世紀初頭の7間×4間(東西約21m、南北約12m)の大型掘立柱東西棟建物や掘立柱塀、通路が検出されているからである<sup>37</sup>。断定はできないが、香具山宮の有力な候補地となる遺跡である。このほかにも、発掘調査の十分に及んでいない場所に香具山宮が眠っている可能性も考えなくてはならない。少なくとも現状では、調査地を高市皇子の香具山宮に比定することはかなり困難である。

**香具山宮と香山正倉** 本項を終えるにあたり、香具山宮に付属する倉庫が香山正倉に継承されたとする、仁藤敦史に代表される見方がある<sup>38</sup>ので、それについても言及しておきたい。

前項で述べたとおり、天平2年度(730)大倭国正税帳の記載内容から、香山正倉が十市郡に所在しなかったことは明らかである。これに対して仁藤は、香具山宮が存在すると目される十市郡の郡部に香山正倉の関係記載がないのは、郡域を越える古いタイプの出挙のあり方と関わりと指摘する。香山正倉はもともと、私出挙の拠点である高市皇子あるいは長屋王家の倉であったと推定したうえで、香具山宮周辺だけでなく、大倭国内の各所に置かれた長屋王家の御田

司の所在地に住む農民らに対しても出挙されたため、首部にのみ記載されたと推定した。また、養老年間に香山正倉で大量の欠損穀が計上されている点についても、養老4年(720)に過渡的な封戸で行われてきた私出挙の禁止が命令された(『続日本紀』同年3月己巳条)ことと関係すると理解した。

この仁藤の見解が妥当であれば、大倭国正税帳の十市郡の郡部に香山正倉に関する記載がみられないからといって、調査地を香山正倉に比定するうえでの障碍とはならないことになる。だが仁藤の見解には、以下の様な疑問点が浮かびあがってくる。

第一に、仮に郡域をこえた出挙の実態があったとしても、正倉はその設置郡で把握されていたはずであり、それは大倭国正税帳の郡部の記載にも当然反映されたとみられる。

第二に、香山正倉の由来としては、高市皇子の香具山宮に付属する倉庫群だけが候補となるわけではない。前項で述べた様に、小壘田宮に付属する倉庫を引き継ぐ可能性も十分にある。

第三に、仮に仁藤に従って、香山正倉が香具山宮に由来するとみた場合でも、次のような問題が生じることになる。そもそも、香山正倉は「正倉」とある以上、その存在が確認できる養老4年までの間に、大倭国の管理下に置かれた公的な倉庫となっていなければならない。つまり養老4年段階において、香山正倉は長屋王の所有する倉庫ではなくなっているのである。したがって、もし香山正倉が香具山宮関連施設に由来すると仮定した場合、少なくとも養老4年よりも前の段階に収公されていなければならない。しかし、長屋王家木簡によるかぎり、この段階までに収公された形跡はないのである。長屋王家木簡の対象外の時期となる霊亀3年以降についても、長屋王の変が起きた神亀6年(=天平元年、729)であればともかく、それ以前に収公されたとみただけの積極的な根拠は乏しい。

以上、仁藤の指摘は優れた問題提起であるが、にわかには従いにくいのが実状である。

## C 左京職をめぐって

### i 「左京職」の齋串

以上検討してきた様に、調査地が香山正倉や香具山宮ではないとすれば、それでは調査地には一体いかなる施設が置かれていたのでしょうか。

**「左京職」の墨書がある齋串** この問題を考えるにあたって注目したいのは、「左京職」と墨書された齋串である。言うまでもなく、左京職は、京の東半分にあたる左京の民政一般を掌る官司である。これに関連する遺物としては、「京」と釈読できそうな小片の木簡や、「□町」や「町」と墨書された土器がある。「町」は「マチ」で、京内の区割りである「坊」と同義であろう。この様に、京関係の出土文字資料が少なくとも4点あることは注目に値する。そこで以下において、「左京職」と墨書された齋串をめぐって、若干の検討をめぐらしてみることしよう。

「左京職」と書かれた齋串は、東西大溝SD4130の奈良時代の堆積層から出土しており(「京」と釈読できそうな木簡も同様)、ひとまずは奈良時代のもと考えられる。それにしても、藤原京から平城京への遷都が実施された和銅3年(710)以後において、この旧藤原京の地で「左京職」の齋串が使用された理由はどこにあるのか。一般に齋串は結界などに使用される祭祀具であるので、神祇信仰との関連性を探る必要があるだろう。この様な視点に立ったとき、次の『延喜式』

神名式上3京中条の記述が注目される<sup>39</sup>（〈 〉は割注。以下同じ）。

京中坐神三座〈並大〉

左京二条坐神二座〈並月次・相嘗・新嘗〉

太詔戸命神〈本社、大和国添上郡、対馬国下県郡太祝詞神社〉

久慈真智命神〈本社、坐大和国十市郡天香山坐櫛真命神〉

同京四条坐神一座〈月次・新嘗〉

隼神社

ここには平安京の「京中に坐す神」として3座の名前があがる。うち隼神社は金剛寺本『延喜式』の頭書に「延」という記載があり、『延喜式』段階で官社に列したと推測される。よって平安京の京中神は、当初、太詔戸命神・久慈真智命神の2座であったことになる。この2座に関わる割注のうち、前者は九条家本および吉田家本の頭注、後者は九条家本および吉田家本の傍注として記されたものであるが、2座について貴重な情報を提供してくれる。

**香具山所在の神社** ここで目を引くのが、久慈真智命神の本社は、大和国十市郡の天香山坐櫛真命神社<sup>40</sup>であった、という事実である。「くしまち」の語義から、この神は亀卜の神として香具山に祀られたと推定されている<sup>41</sup>。櫛真命神（久慈真智命神）が何度かの遷都を経て平安京内に祀られた後も、その本社は大和国十市郡にあり続けたのである。天香山坐櫛真命神社は、香具山北麓の天香具山神社にあてるのが一般的であるが、山頂の国常立神社とみる説もある。いずれにせよ、本神社の名称に「天香山に坐す」と書かれている以上、天香具山に鎮座したことは確実である。

一方の太詔戸命神も亀卜の神である<sup>42</sup>。その本社は、大和国添上郡および対馬国下県郡と書かれているが、『新撰亀相記』には「太詔戸命神社、本社在三国〈壱岐嶋壱岐郡、大和国添上郡、対馬嶋上県郡〉」とあり、壱岐嶋にも所在したことがわかる。『新撰亀相記』によれば、太詔戸命は「天香池」に住んでいたといい、その発祥地は香具山であったと推定される。

この様に、平安京の左京二条に鎮座する太詔戸命神・久慈真智命神は、ともに天香久山と深く関わる亀卜の神であった。太詔戸命神は平安京遷都にいたるまでに本社は移転したが、もう一方の久慈真智命神は藤原京左京の香具山の地に長く残されたのである。

それでは、左京職が亀卜の神である太詔戸命神の祭祀に関わっていたのかといえ、それを示す様な史料はない。そもそも職員令によれば、国司・大宰府・摂津職の職掌に「祀社」があるが、京職の場合はそうなのではない。京職は国司などと違って、神祇祭祀の主催者としては位置づけられなかったのである<sup>43</sup>。京職は神祇祭祀に伴う人夫の供給などに携わることはあっても<sup>44</sup>、それを主催することはなかったと考えられる。都が平城京に遷った後の奈良時代において、亀卜のことを掌る陰陽寮や祭祀全般に関わる神祇官であればともかくも、左京職がわざわざ出向いてきて太詔戸命神を祀る様な事態は少し考えにくい。

また、調査地は天香山坐櫛真命神社に近在するといっても、本神社の候補地（天香具山神社、国常立神社）とは幾分か離れている点も看過できない。天香山坐櫛真命神社の本来の場所が正確にわからないため、断定は難しいが、天香山坐櫛真命神社の境内で使用された齋串でないことはほぼ確かであろう。あるいは、香具山の西麓に位置する調査地において、香具山を仰ぎ見ながら使用された齋串である、とする見解もでてくるかもしれない。しかしその場合には、なぜ

あえて調査地が選ばれることになったのか、合理的な説明が求められる。

**斎串の時期** これまでは「左京職」の斎串は奈良時代の遺物として取り扱ってきたが、この斎串が出土したSD4130は藤原京の造営段階には掘削されていたようであり、藤原京期の土器も少なからず出土している。新しい時代の遺構から古い時代の遺物が出土することは珍しくないもので、問題の斎串が藤原京期の遺物であった可能性も考慮しなければならない。

この斎串が藤原京期あるいは奈良時代のいずれのものであれ、これが調査地内から出土した最も単純かつ自然な想定は、調査地が左京職に深い関わりのある施設であったため、というものであろう。すなわち調査地には、藤原京期には左京職の官衙が、奈良時代には左京職の関連施設が置かれたと推定するのである。左京職の官衙や関連施設であれば、その敷地内における祭祀にともなって、「左京職」と書いた斎串を使うことは特に不自然なものではなくなる。この可能性が成り立つかどうかを考えるために、次に藤原京域の京内官衙について、簡単にみておきたい。

## ii 藤原京の京内官衙

これまでの発掘調査成果から、藤原京の京内官衙<sup>45</sup>としてその位置がほぼ確定しているのが、衛門府と右京職の所在地である。

**左京七条一坊** まず、藤原宮のすぐ南、左京七条一坊に置かれた衛門府からみていこう<sup>46</sup>。2001年、左京七条一坊西南坪のほぼ中央の池状遺構SX501を中心に、1万2852点もの大量の木簡が出土した<sup>47</sup>。大宝元年(701)・同2年のものが大半を占め、藤原宮の宮城十二門の警備や、これらの門を通過する際に使用された門傍木簡が多く含まれていた。木簡全体の分析、とりわけ門傍木簡のライフサイクルをたどることによって、当地に衛門府の本司が置かれていたことが判明している。また、1994年度の橿原市教育委員会による調査でも、左京七条一坊東南坪の西北隅にある土坑(便所遺構か)から木簡24点<sup>48</sup>が出土しており、2001年調査所見を踏まえて再検討したところ、門傍関連木簡が含まれていることが判明した。すなわち、左京七条一坊の異なる2つの坪で共通する性格をもつ木簡が出土したのである。

さらに遺構の上でも重要な知見が得られている。1994年度調査では、左京七条一坊の敷地内を一町ずつ四等分した場合に存在すべき小路クラスの条坊道路が検出されず、逆に道路の推定位置で建物や塀などを検出した。よって、左京七条一坊は四町占地であった可能性が考えられた。そして、これを傍証するかの様に、2001年の西南坪の調査では、調査区の東北隅部で前後2時期分あるL字状の溝が見つかった。これは敷地を区画する溝とみられ、藤原京期全体を通じて、四町分の敷地の中央に一町分の内郭があると考えられるにいたった。木簡の内容とあわせて、四町占地をなす左京七条一坊に、衛門府が官衙を構えていた可能性は極めて高い。

**右京七条一坊** 次に、右京七条一坊西北坪とその一帯に置かれた右京職を取り上げよう<sup>49</sup>。右京七条一坊の地は、朱雀大路をはさんで、衛門府とは対称をなす位置である。しかし、右京七条一坊は四町占地ではなかった。詳しくは第VI章5で検討する様に、藤原京期の前半段階は一町ずつ分割されていたが、後半段階に改作が加えられ、右京七条一坊西北坪は南の右京七条一坊西南坪および右京八条一坊西北坪と一体化して、縦長となる三町(以上)占地になったと考えられる。これまで右京七条一坊西南坪は一町占地の貴族の邸宅とみる見解が一般的であったが、

それはあくまでも藤原京期の前半段階のことであった。藤原京期の後半段階には、占地のあり方が大きく変わった可能性が高いのである。

このうち木簡は、右京七条一坊西北坪の北側から集中して出土しており、全部で792点を数える。南北溝SD7080を除くと、土坑やそれに類した遺構（土坑SK7071・7072・7073、便所遺構SX7420、井戸SE6500、小穴）からの出土であり、西北坪の北半部にある施設で利用されたと考えられる木簡である。この一帯の性格を考える際、次の2点の木簡が特に注目される。

① <sup>〔右京職解カ〕</sup>  
□□□□

(95)×(7)×4 081

②・下戸雑戸戸主 雑戸下戸戸主

・百濟手人下戸戸主

166×(16)×3 081

①の「解」は所管官司に上申する際に使われる文書様式で、この原則に従えば、右京職が太政官に宛てたものとなる。文書木簡は宛所で捨てられることもあれば、差出元に戻されることもある。あるいは、墨書されたものの使用されなかったり、習書木簡であったりした可能性も否定できない。西北坪は立地的に太政官とは考えがたく、他に太政官に関わる木簡が入っているわけでもない。よって右京職で廃棄された可能性が最も高いであろう。

②には「百濟手人」という記載がみえるが、これは雑戸の百濟手部を指す。大蔵省・内蔵寮に所属し、種々の皮革生産に従事した。百濟手部の本貫地は、藤原京の左京（大蔵省所属8戸、内蔵寮所属10戸）および右京（大蔵省所属2戸）にあった（『令集解』職員令7内蔵寮条・同33大蔵省条所引「別記」）。雑戸は特別な雑戸籍に付けられたが、これは4通作成され、本貫地（この場合は左京もしくは右京）、所属の官司（この場合は大蔵省もしくは内蔵寮）、中務省、民部省にそれぞれ置かれた。②は雑戸籍にもとづいて記載されたとみられ、右京職に保管された雑戸籍を使用した可能性が最も高い。

①・②以外にも、「四坊刀禰」「坊」の様に藤原京の条坊記載や、京内の家屋に関すると思われる「□地損破板屋一間」「家地」「家」などの記載が確認できる。また右京職では、雑戸籍のほか一般公戸の戸籍や計帳も管理していた。それらに関連しそうな木簡として、「戸主」「戸」「年六十三」「少女」「疾」などの語が書かれたものがある。このほか、木目方向に直交して文字を記した「横材木簡」が多数含まれている。横材木簡は集計時の帳簿として使われることが多く、活発な事務作業が行われたことを物語る。

ここで確認しておきたいのは、これらの木簡の年代である。木簡のなかには「和銅三」と記されたものがあり、藤原京から平城京への遷都が行われる710年に該当する。また、①の「右京職」に関しても、元来は単独の官司「京職」<sup>50</sup>であったのが、大宝元年（701）の大宝令施行を契機に左右に分割されたことが判明している。「茨田郡」「正八位上」「大初位」などの記載も、大宝令施行以後のものであることを裏づける。木簡の出土状況もあわせて、これらの木簡は藤原京期の後半段階に使用されたものと理解してよいであろう。

これらの所見を総合すると、藤原京期の後半段階には、右京七条一坊西北坪の地は、南の右京七条一坊西南坪および右京八条一坊西北坪とあわせて、右京職が三町（以上）占地で官衙を構

えていた可能性が高い。ちなみに、木簡の多数出土した右京七条一坊西北坪は、遺構の状況からみて、右京職の実務的な空間として使用されたと考えられる。

**京職から左京職・右京職へ** 以上、藤原京内に置かれた官衙として、衛門府と右京職の2つを取り上げた。ここで確認しておきたいのは、ともに藤原宮に接する場所に立地していた点と、衛門府は四町占地、右京職は三町（以上）占地という広大な敷地面積を誇っていた点である。この2点は左京六条三坊にあたる調査地についても当てはまり、調査地に京内官衙が置かれたと考えるうえで好都合な点である。候補となる京内官衙は複数あるが、調査地が左京に立地していることから、藤原京左京の行政全般を掌る左京職（右京職も右京に立地している。）が有力な候補になることは間違いあるまい。

しかも興味深いのは、右京職の一带における藤原京期の遺構変遷である。前述した様に、右京七条一坊は藤原京期の前半段階は一町ずつ占地されており、そのうち西南坪には貴族の邸宅が置かれていたと考えられる。しかし後半段階になると、右京七条一坊西南坪は北の右京七条一坊西北坪および南の右京八条一坊西南坪と一体化し、縦長の三町（以上）占地となる。右京七条一坊西北坪の北側から出土した木簡の内容からみて、藤原京期の後半段階には右京職が官衙を構えた可能性は極めて高いのである。

ではなぜ、藤原京期の後半段階になって右京職が新たに官衙を構えたのか。それは、大宝令の施行に伴って、単独の官司であった京職から、左京職と右京職が分化したことが関係しよう。すなわち、藤原京期の前半段階は京職のために1箇所の敷地を用意すればよいが、後半段階には左京職と右京職のための2箇所の敷地が必要となってくるのである。そこで、右京七条一坊・八条一坊の西半分に改作を加えることで、右京職の官衙地を確保したと考えられる。

この様にみて良いとすると、調査地である左京六条三坊については、藤原京期の前半、後半を通じて四町占地であり続けたことから、前半段階は京職が、後半段階は左京職が官衙を構えていた可能性が高まることになる。

## D 調査地の性格

本節における種々の考察の結果、調査地を香山正倉や香具山宮にあてる見方は成立しがたく、藤原京期には京職（左京職）が置かれていたとみるのが最も妥当であるとの結論に達した。最後に、藤原京期の前後の状況についても簡単に検討を加え、節を終えることにしたい。

**藤原京期** さて、藤原京期に相当する遺構変遷のⅢ期は、遺構の上でⅢ-A期（藤原京造営期）、Ⅲ-B期（藤原京期前半）、Ⅲ-C期（藤原京期後半）の3時期に細分できる。このうち、Ⅲ-B期は京職が置かれていた段階、Ⅲ-C期は左京職が置かれていた段階であると考えた。B期からC期に移行した際、左京六条三坊の地が四町占地である点は変わらないが、内郭の規模が拡大し、前殿や脇殿など前庭周囲の建物群が充実する。すなわち、京職から左京職への転換にあたって、その施設の充実が図られたことになる。ちなみに、大宝令の施行を受けて官衙の施設を充実させた事例としては、藤原宮の内裏東方官衙をはじめ、決して珍しくない。

**藤原京造営期** 次にⅢ-A期について。当該期の左京六条三坊の地は、条坊側溝によって一町占地を基本とし、掘立柱塀によって各坪が視覚的にも区画されていた。自然地形にあわせて建物方位が大きく振れるⅠ・Ⅱ期とは異なって、ほぼ正方位に則った建物配置をとる様になり、こ

の点は続くⅢ-B・C期と共通している。ただし、区画内の施設が完成していたのは東北坪と東南坪の一部に限られており、その他の坪の土地利用は、周辺での小規模な調査での成果からみて、いまだ盛んではなかった様である。

さて、この藤原京造営期にあたるⅢ-A期には、『日本書紀』天武天皇14年(685)3月辛酉条に「京職大夫直大參許勢朝臣辛檀努卒りぬ。」という記事がある様に、すでに京職は存在していたと考えられる。藤原京の造営は天武天皇5年(676)の「新城」造営計画にまで遡るが(『日本書紀』同年是歳条)、こうした新たな動きに対応するかの様に、『日本書紀』には天武天皇5年9月乙亥条に「王卿を京及び畿内に遣して、人別の兵を校へしむ」とあるのを初見として、以後「京」「京師」の語が頻出する<sup>51</sup>。したがって、新城(藤原京)建設時には京職が誕生していた可能性が高いであろう。

そこで問題となるのが、この藤原京造営期における京職の所在地である。最も可能性が高いのは、藤原京期に(左)京職が置かれていた場所、すなわち調査地の一帯ではなかろうか。周知のとおり、藤原京の造営は難航した。藤原京への遷都は持統天皇8年(694)で、新城の造営が計画されてから18年後のことである。この点を踏まえると、調査地の一帯に京職の官衙が設けられたといっても、Ⅲ-A期には十分に整備されていなくても決して不自然ではない。Ⅲ-A期の遺構が藤原京造営期の京職の官衙であった可能性は十分にある。

とは言え、A期は一町ずつ占地されているので、京職以外の官衙やその関連施設が置かれていた可能性も残る。その有力な候補のひとつとして、藤原京造営の中心を担った造京司(『日本書紀』持統天皇7年2月己巳条)があげられよう。

これに関わって、藤原京の造営が本格化した際に、『日本書紀』斉明天皇2年(656)是歳条に登場する「狂心渠」の可能性のある南北大溝SD4143に取り付く形で、東西大溝SD4130が新たに掘削されている点が注目される。藤原宮・京の造営で必要となる資材などを運搬する機能をもったことは間違いがないであろう。著名な『万葉集』巻1-50番歌の「藤原宮の役民の作る歌」には、近江の田上山で伐採した木材を宇治川に流し、筏に組んで泉河(木津川)を遡らせた状況が詠まれているが、泉大津で陸揚げされた木材は、平城山を越えた後、佐保川、初瀬川、米川などの大和川水系を経て、これら運河を利用して運搬された可能性が高いのである。調査地はこうした運搬ルート of 最終地点の屈曲部に当たっており、造京司が置かれる場所としてふさわしい。

**奈良時代** それでは、奈良時代(Ⅳ期)の状況はどうか。発掘調査所見によると、Ⅲ期からⅣ期への移行に伴って、建物配置は抜本的な改変を被っている。区画は小規模になり、建物も小型化する。建物方位もⅠ・Ⅱ期ほどには振れが大きいわけではないが、Ⅲ期の様に明確な正方位をとってはいない。これらの点はⅣ期の性格を反映しているはずである。

Ⅳ期の遺構について、かつては香山正倉とみる見方が有力であった。しかし本節A項で検討したとおり、それは成立困難である。とは言え、香山正倉ではないにしても、何か公的な施設であった可能性は十分にある。出土木簡や墨書土器をみても、こうした考え方に抵触するものは特に含まれていない。本節B項において、「菜採司」の上申文書木簡を取り上げ、それを統括する上級の機関として香具山宮の可能性を探ってみたが、結果的にはそうした考え方を採用するにはいたらなかった。Ⅳ期の遺構が「菜採司」を統括する機関であった可能性はあるが、そ

れが公的機関であっても差し支えないのである。

残念ながら、いかなる名称の公的施設（機関）がⅣ期の段階に置かれていたのか、それはよくわからない。しかし少なくとも、前段階のⅢ期に公的施設が置かれていなかったとしたら、わざわざⅣ期になって藤原京の故地に公的施設が設置されることはなかったであろう。Ⅲ期に（左）京職という公的施設が置かれていたとみることによって、Ⅳ期への移行が説明しやすくなるのである。「左京職」と墨書された斎串が奈良時代のものであれば、左京職の関連施設であった可能性がやや高くなるだろうが、現状ではこれ以上確たることはいえない。

以上、資料が限られていることもあって、多くの推測を交えた考察とならざるを得なかったが、ひとつの見通しを示すことはできたと考える。今後、周辺地の調査が進み、新たな知見が得られることを期待したい。本節がそのたたき台になれば幸いである。

- 1) 香具山は「香具山」のほか、「香山」「高山」「香久山」「香来山」「賀久山」など多様な表記があるが、文中では基本的に「香具山」で統一する。
- 2) 香具山に関わる研究は膨大にある。ここでは比較的新しい研究として、渡里恒信2008「天香久山の伝承について—その古層と新層—」『日本古代の伝承と歴史』思文閣出版（初出2001年）をあげるにとどめる。
- 3) 正税帳は、諸国に蓄積された官稲のうち正税の収納・運用に関する決算報告書である。正倉院文書のなかには、天平2年度（730）から同11年度までの正税帳（大税帳）が23通残されているが、大倭国正税帳は、伊賀、尾張、越前、紀伊国の大税帳とあわせて、最も古い一群をなしている。その復元、整理については、以下の文献が基本となる。舟尾好正1968「大倭国正税帳について—特にその記載をめぐって—」『続日本紀研究』第140・141合併号。井上辰雄1977『正税帳の研究—律令時代の地方政治—』塙書房、第一章。林陸朗・鈴木靖民編1985『天平諸国正税帳』現代思潮社。
- 4) 正面から論文形式で論証したものはないが、『藤原概報17』以来、広く受け入れられている見方である。多くの関係文献があるが、次の2点をあげるにとどめたい。鬼頭清明1992『古代宮都の日々』校倉書房。木下正史1993『飛鳥・藤原の都を掘る』吉川弘文館。
- 5) 天平2年時に吉野郡は吉野監の管轄下にあったので、15郡とはならない。
- 6) 池田源太1972『大和三山』学生社など。
- 7) 奈文研2003『吉備池廃寺発掘調査報告—百済大寺跡の調査—』奈文研創立50周年記念学報第68冊。
- 8) 木下正史2005『飛鳥幻の寺、大官大寺の謎』角川書店。
- 9) 史料には「高市大寺」ではなく「高市大官寺」とみえるため、高市大寺と大官大寺を兼ねた大安寺による創称とみる見解もあった。だが風間亜紀子が明らかにした様に、「高市大官寺」は高市に所在した大官大寺の意であり、高市大寺のことを指している。風間亜紀子2010「高市大寺関係史料の再検討—その所在地をめぐって—」『川内古代史論集』第7号。
- 10) 『日本後紀』大同元年（806）4月庚子条。同じ歌は『日本霊異記』下巻第38話にもみえる。また『万葉集』巻3-269番歌に「屋部の坂」が登場する。「野辺」「屋部」は「山部」に通じる。この童歌は、桓武天皇が山部親王と呼ばれたのに関わる。
- 11) 小澤毅2003「寺名比定とその沿革」奈文研『吉備池廃寺発掘調査報告』。西本昌弘2014「高市大寺（大官大寺）の所在地と藤原京朱雀大路」『飛鳥・藤原と古代王権』同成社（初出2011年）。なお、高市大寺の所在地については、小澤論文が提唱するギョ山西方が有力であるが、西本論文など異論も出されている。
- 12) 朝倉弘1984「高市郡の荘園」『奈良県史』第10巻名著出版。同1987「荘園の様相」『橿原市史 本編 上巻』。熱田公1984「喜殿荘」『国史大辞典4』吉川弘文館など。
- 13) 大脇潔2005「大野岡北麓の池と飛鳥川の堰」『飛鳥文化財論攷—納谷守幸氏追悼論文集—』納谷守幸氏追悼論文集刊行会。
- 14) 皇子宮の所在地については、岸俊男が『万葉集』に所収された歌を中心に検討を加え、おおよその場所が明らかになりつつある。岸俊男1984「皇子たちの宮」『古代宮都の探究』塙書房（初出1981年）。
- 15) 明日香村教育委員会1988『雷丘東方遺跡第三次発掘調査概報—村道耳成線道路改良事業に伴う調

- 査一』。相原嘉之1999「小治田宮の土器—雷丘東方遺跡出土土器の再検討—」『瓦衣千年—森郁夫先生還暦記念論文集—』森郁夫先生還暦記念論文集刊行会。
- 16) 奈文研1980「雷丘東方遺跡の調査」『飛鳥・藤原宮発掘調査報告Ⅲ—藤原宮西辺地区・内裏東外郭の調査—』奈文研学報第37冊。同1994「左京十一・十二条三坊（雷丘東方遺跡）の調査」『藤原概報24』など。
- 17) 小澤毅2003「小墾田宮・飛鳥宮・嶋宮」『日本古代宮都構造の研究』青木書店（初出1995年）など。
- 18) 前掲註14文献。
- 19) 山本崇2012「壬申の乱と飛鳥寺西槻下一小墾田兵庫をめぐって—」『季刊明日香風』第122号。
- 20) 和田萃1973「飛鳥川の堰—弥勒石と道場法師—」『日本史研究』第130号。
- 21) 千田稔1991「小墾田・飛鳥・橋—槻と橋—」『古代日本の歴史地理学的研究』岩波書店（初出1986年）。
- 22) 前掲註19・21文献。
- 23) 相原嘉之2011「飛鳥古京の攻防—壬申紀にみる小墾田兵庫と留守司—」『琵琶湖と地域文化—林博通先生退任記念論集—』サンライズ出版。相原嘉之2013「飛鳥寺北方域の開発」『橿原考古学研究所論集』16 八木書店など。
- 24) 市大樹2010『飛鳥藤原木簡の研究』塙書房、第二章など。
- 25) 吉川真司は、小治田寺と大后寺が同一実体であることを論じた論考のなかで、南北朝時代の貞和3年（1347）2月興福寺造営料大和国八郡段米田数并済否注進状（『春日大社文書』4巻795号）に、大后寺領荘園のひとつに「十市郡 奥山荘 六町三段」があげられていることから、近世以降には高市郡に属していた奥山の地が、中世には十市郡に属していたことを指摘している。吉川真司2013「小治田寺・大后寺の基礎的考察」『国立歴史民俗博物館研究報告』第179集。
- 26) 上野誠1997「高市皇子挽歌と香具山宮」『古代日本の文芸空間—万葉挽歌と葬送儀礼—』など。
- 27) 露口真広・竹内亮2004「二〇〇三年出土の木簡 奈良・藤原京跡」『木簡研究』第26号。
- 28) 岸俊男1984「皇子たちの宮」（前掲）。
- 29) 奈文研1995『平城京木簡—長屋王家木簡—』奈文研史料第41冊。同2001『平城京木簡二—長屋王家木簡二—』奈文研史料第53冊など。
- 30) 多数の研究があるが、特に重要なのが次の2点である。東野治之1996『長屋王家木簡の研究』塙書房。森公章2000『長屋王家木簡の基礎的研究』吉川弘文館。
- 31) 長屋王家の御田・御蘭の比定地については諸説あるが、館野和己1998「長屋王家木簡の舞台」『日本古代の交通と社会』塙書房（初出1992年）をあげるにとどめる。
- 32) 前掲註30森公章文献など。
- 33) 定裕美2005「皇子命宮の飼丁に関する一考察」『日本歴史』第683号など。
- 34) 神野清一1993「長屋王家木簡」および「二条大路木簡」の奴婢」『日本古代奴婢の研究』名古屋大学出版会。
- 35) 仁藤敦史1998「倭京から藤原京へ—律令国家と都城制—」『古代王権と都城』吉川弘文館（初出1992年）。
- 36) もちろん、長屋王の後見役として、母である御名部皇女（天智天皇の娘。のちの元明天皇の同母姉。）の存在を無視するわけにはいかないが、邸宅を維持するのに手一杯であったのではなかろうか。
- 37) 濱口和宏1991「興善寺跡」奈良県立橿原考古学研究所編『大和を掘る—一九九〇年度発掘調査速報—』。
- 38) 仁藤敦史前掲註35文献。仁藤敦史2012「貴族・地方豪族のイエとヤケ」『古代王権と支配構造』吉川弘文館（初出2007年）など。
- 39) 以下、京中神に関しては、西本昌弘2013「古代都城と神・仏・天の祀り」『都城制研究』第7号奈良女子大学古代学学術研究センターを特に参照した。
- 40) 『延喜式』神名式上6条にもみられる。『新抄格勅符抄』は「櫛麻知乃命神」と表記する。
- 41) 池田源太前掲註6。狩野久1987「歴史の始源と諸伝承」『橿原市史 本編 上巻』19頁など。『古事記』上巻・天石屋戸段の「天香山の真男鹿の肩を内抜きに抜きて、天香山の天のははかを取りて占合ひまかなはしめて」など、香具山と占兆との関係は深いものがあつた。
- 42) 川端守幸1990「太詔戸命考—天兒屋根命同神説をめぐって—」『神道史研究』第38編第2号など。
- 43) 都城は神社との関わりが薄かったことが指摘されている。榎村寛之1996「都城と神社との関係につ

- いて『律令天皇制祭祀の研究』塙書房（初出1993年）。榎村寛之2008『古代の都と神々』吉川弘文館など。
- 44) 右京七条一坊西北坪からは右京職関連木簡が多数出土したが（後述）、そのなかに「符零物□<sup>〔持カ〕</sup>」の語で始まる、祈雨祭祀に要する荷物の運搬に関わるとみられる木簡が含まれていた。この様に京職が祭祀とまったく無関係の存在でなかったことは確かであるが、主催者として関与することはなかったであろう。本木簡の理解と派生する問題については、竹本晃2008「京職と祈雨祭祀—藤原京右京七条一坊西北坪出土の木簡—」『奈文研紀要2008』を参照されたい。
- 45) 平城京の京内官衙については、以下の文献が基本となる。北村優季2013「平城宮の「外司」」『平城京成立史論』吉川弘文館（初出1988年）。渡辺晃宏1993「史料からみた平城京の宮外官衙」奈文研『平城京左京三条一坊七坪発掘調査報告』。
- 46) 関連文献も含め、その詳細は、市大樹2010『飛鳥藤原木簡の研究』（前掲註24）第五・六章を参照のこと。
- 47) 後述する1995年橿原市教育委員会調査出土の木簡とあわせて、次の史料集で正式に報告されている。奈文研編2009『飛鳥藤原京木簡二—藤原京木簡一—』奈文研史料第82冊。
- 48) 橿原市教育委員会編1995『かしはらの歴史を探る3』。露口真広・橋本義則1995「一九九四年出土の木簡 奈良・藤原京跡左京七条一坊東南坪」『木簡研究』第17号。
- 49) 木簡の釈文および概要は、奈文研編2009『飛鳥藤原京木簡二』（前掲註47）参照。これらの木簡の性格に迫った報文や論文として、次の文献があげられる。橋本義則1992「一九九一年出土の木簡 奈良・藤原京跡」『木簡研究』第14号。竹本晃2007「二〇〇六年出土の木簡 奈良・藤原京跡」『木簡研究』第29号。竹本晃前掲註44文献。市大樹前掲註24文献など。
- 50) 『日本書紀』天武天皇14年（685）3月辛酉条、『続日本紀』文武天皇3年（699）正月壬午条、同養老元年（717）正月己未条など。なお最後の史料は、巨勢麻呂の薨伝で、父にあたる巨勢志丹の官職を「飛鳥朝京職」と記したものである。
- 51) 岸俊男1988「都城と律令国家」『日本古代宮都の研究』岩波書店（初出1975年）。小澤毅2003「古代都市「藤原京」の成立」『日本古代宮都構造の研究』（初出1997年）。

## 5 藤原京の発掘調査

藤原京は、現在の行政区画では橿原市から桜井市、明日香村にかけての広大な地域にまたがる古代都城である。京内の様相は、両市・村教育委員会をはじめ、奈文研、奈良県立橿原考古学研究所（以下、橿考研とする。）の各機関が継続的な発掘調査の成果を積み重ねて、少しずつ明らかになってきている。藤原京は面積が約29平方kmにも及ぶ古代随一の規模の都城であるが、平城京など他の都城に比較してまだ京内の調査面積が少ない現状にある。また、文献資料に乏しいこともあり、京内の様子は十分に明らかになっているとはまだ言い難い。そのため、ここでは藤原京期の遺構を検出した主要な調査をもとに、京内各坪についてその様相を検討することを通じ、日本最初の中国式都城である藤原京の実態に迫ってみたい。

藤原京の土地利用に関しては、藤原宮南辺を代表として、東辺や西辺にも一町やそれ以上を占地する大規模な施設があることがこれまでに判明している。一方その他の地域は、藤原宮北辺を含め、坪内を分割した小規模な宅地が分布するという解釈がされてきた。二町以上にまたがる複数町占地については、今回報告した左京六条三坊の他には、1990年の第63-7次調査で明らかとなった左京四条三坊東北坪・西北坪の二町占地が注目されていた程度であり、近年になって「衛門府」と推定される左京七条一坊が四町占地の可能性が高いことが指摘された<sup>1</sup>。今回あらためて京内の発掘調査成果について検討を加えた結果、1990年以前の調査においても複数町占地の認定に関する重要な知見が得られていることが明らかとなり、上述した見解は必ずしも実情を示したものではないと考えられる。そのため、ここではまず可能性のあるものも含めて、占地の規模に基づいて分類して記述し、京内の宅地や施設の様相について検討する。その結果、左京六条三坊の特性がより明らかになるであろう。

### A 藤原京における占地

藤原京内における宅地班給については、持統天皇5年（691）に「右大臣に賜う宅地四町。直廣貳より以上には二町。大参より以下には一町。勤より以下、無位に至るまでは、その戸口に随はむ。其の上戸には一町。中戸には半町。下戸には四分之一。王等もこれに准へよ。」という詔勅を出し、基準を示している。これを考古学的に裏付ける調査成果も蓄積されつつあるが、その坪の性格や居住者について特定するのは難しい。また、坪の占地規模についても、坪内外を広範囲に調査した事例は少なく、限られた情報から全体の様相を判断する必要がある。ここではまず、坪の占地状況を判断した根拠について提示する。

複数町占地については、左京四条三坊東北坪・西北坪の様に、条坊道路をまたぐ塀や建物の遺構により確定することができる。そうした遺構が存在しない場合でも、条坊道路が機能していないと判断できることや、坪を越えて出土する共通の内容をもつ遺物、特に木簡から一体としての利用が知られることもある。藤原宮南辺の左京七条一坊の四町占地が、この例にあたる。

一町占地は確実に認定することはより困難だが、広い面積を調査したこと等により、坪全体にわたる整然とした配置関係が認められる場合は、一町占地と判断できる。調査面積が広くない場合でも、比較的規模の大きな建物を検出し、整然とした配置が推定できるものについても、

一町占地と認定した。また、周囲を掘立柱塀で区画する坪で、坪の中軸線上に門が開く例も一町占地の可能性が高い。

坪内分割占地は、調査面積が狭い坪が多いこともあり、確定できる例は多くはない。坪内を区画する施設には道路、溝、塀があり、こうした遺構を坪をほぼ等分割する位置で検出した場合は、分割占地とした。また、井戸は一軒の宅地に基本的に1基程度あると考えられるため、井戸数の多さやその配置関係から、坪内を分割した宅地の単位が復元できることもある。条坊道路に開く門が坪の中軸線から外れている坪も、分割占地の可能性が高い。分割占地の宅地はほとんどが小規模な建物からなり、これも判断基準の一つとした。これらの諸点に加えて、出土遺物等から推定される施設の性格や、藤原宮との位置関係等も含めて総合的に判断した。

### i 複数町占地

**左京四条三坊東北坪・西北坪** (Fig. 278) 藤原宮に東接する地で、東面中門の東北方にあたる。

駐車場建設に伴い、東北坪と西北坪にかけて、約500㎡を調査した。調査地は、坪の南北二等分線付近にあたる。藤原京期の遺構には東三坊坊間路とその両側溝、掘立柱建物、掘立柱塀、土坑等があり、A・Bの2時期の変遷をたどる。A期は、坊間路に沿ってSA6956・6957を設ける。この塀には坪の南北二等分線付近でそれぞれ東西塀SA6958・6959が取り付き、両坪内を区分する。B期には東三坊坊間路を廃し、それをまたぐ形で東西塀SA6950を設け、その南方には掘立柱東西棟建物SB6945

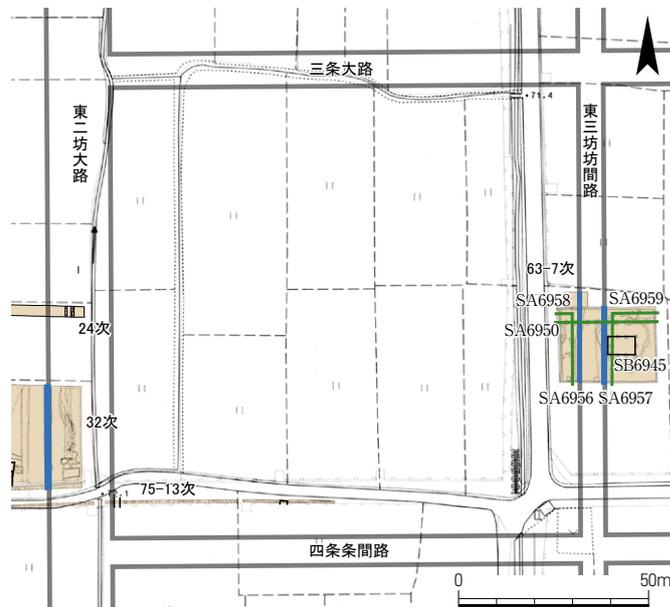


Fig. 278 左京四条三坊東北坪・西北坪遺構配置図 1:2000

が建つ。この様に、一町占地とみられる宅地から、少なくとも東北坪と西北坪の二町以上にまたがる宅地へと変化する。ただし、A期における両坪の区画塀は、同位置で東西塀が取り付くという同様の構造であり、かつ少なくとも西北坪の南北塀は東西塀より北へ延びないことから、A期には坊間路は存在しているものの、両坪は一体として利用されていた可能性もあろう<sup>2</sup>。

**左京七条一坊** (Fig. 279) 藤原宮南面に接し、朱雀大路にも面する地。市道建設や市営住宅建て替えに伴い、奈文研と檀原市教育委員会（以下、檀教委とする。）が数次にわたる調査を行った。周辺の地形は本来谷筋の低湿地で、東北坪には現在春日神社が所在する小規模な丘陵があり、一帯に切土、盛土による大規模な整地を行っている。檀教委の1994年度の調査では、東一坊坊間路と七条条間路の遺構はいずれも確認できず、東北坪と東南坪間の条間路推定地で、藤原京期の重複する建物や土坑を検出した。土坑からは24点の木簡が出土し、「皇子宮」「帳内」の記載から、中務省関係の施設の存在が考えられていた。東南坪では、東寄りの場所で柱穴掘方が

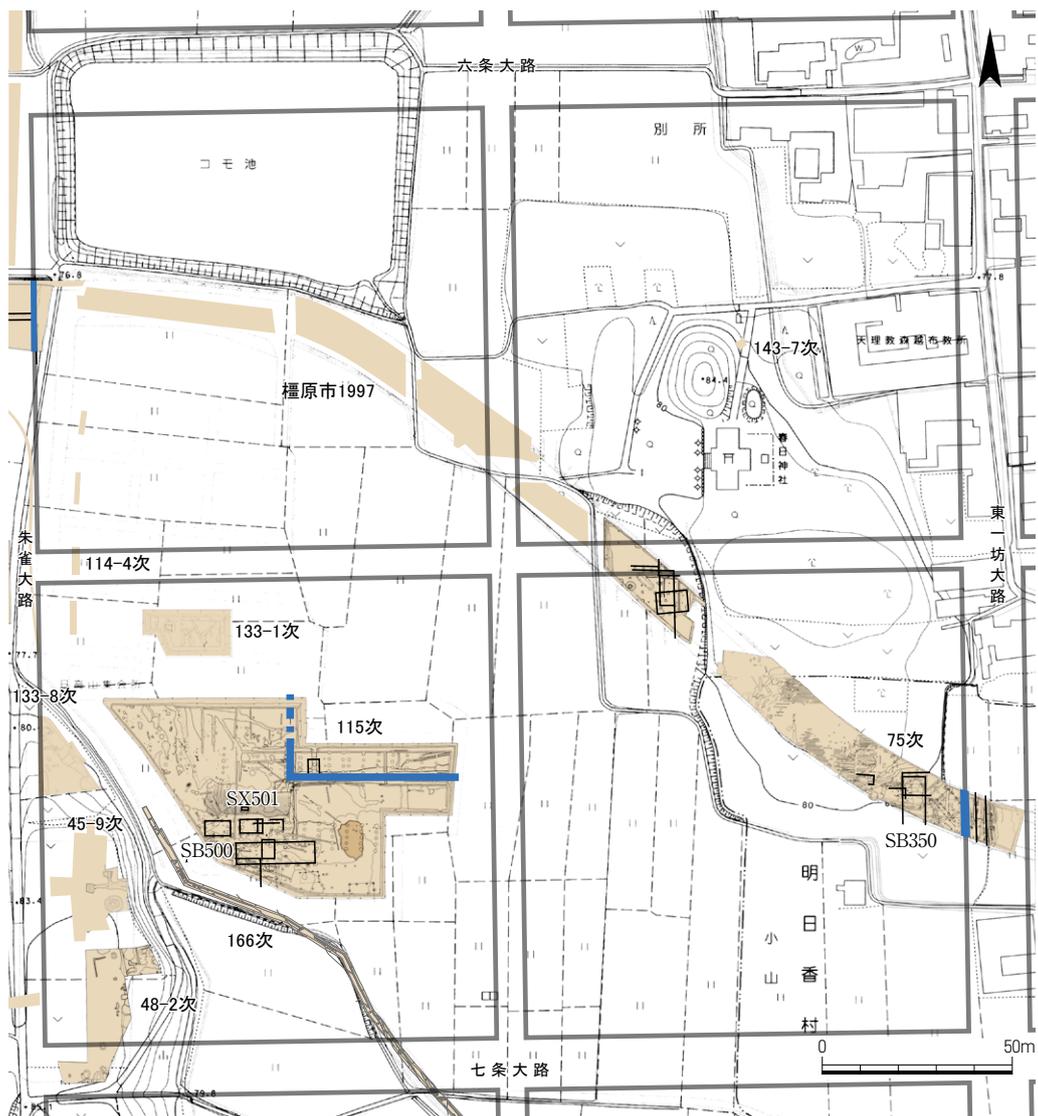


Fig. 279 左京七条一坊遺構配置図 1:2000

一辺1m以上ある大規模な南北棟建物SB350を検出した(第75次調査)。

一方、西南坪では市営住宅建て替えに伴い、約3,000㎡を調査した(第115次調査)。坪の東西中軸線上に心をおく東西棟掘立柱建物SB500を検出し、その北の池状遺構SX501からは、1万3000点近くの多量の木簡が出土した。その内容は多岐にわたるが、門傍木簡が多く含まれていること等から、この地に衛門府の本司が置かれていたことが判明した。<sup>3</sup>

この所見をふまえ、檀教委の調査で出土した木簡を再検討したところ、門傍関連木簡を含むことを確認した。<sup>4</sup>東北坪と西南坪の木簡は共通する内容であることとなり、条坊遺構が検出できないこととあわせ、左京七条一坊の施設は四町占地である可能性が高い。なお、衛門府が広大な敷地を有することに関しては、衛士の宿舎等の関連施設を併設していたことによる、との見方がある。<sup>5</sup>

**左京七条三坊東北坪・西北坪**(附図2-13) 藤原宮東南隅の対角に位置し、本調査地の南方にあたる。宅地造成に伴い、東北坪から西北坪にかけて、428㎡を調査した。本調査地のSD4301の南延長に、東三坊坊間路東側溝と考えられる南北溝SD8700を検出した。西側溝は、削平のため

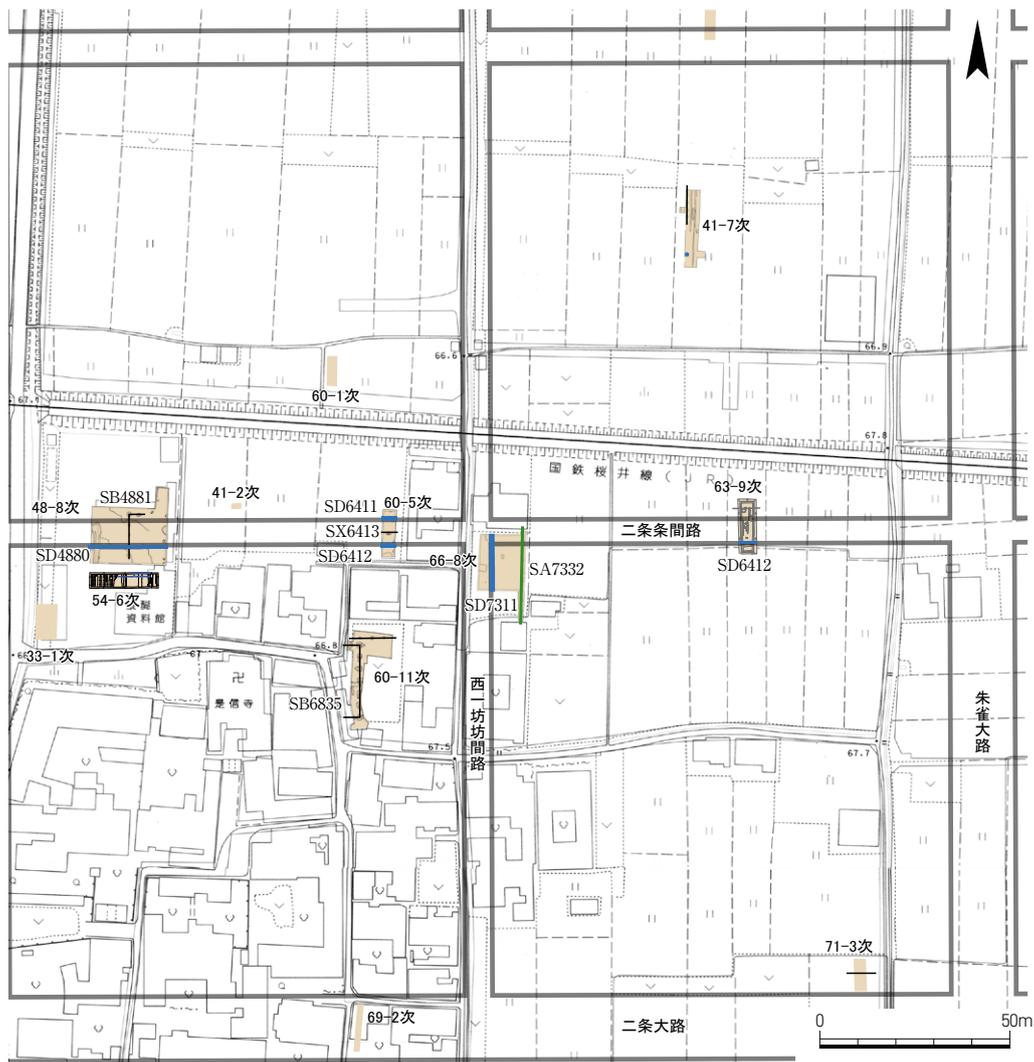


Fig. 280 右京二条一坊遺構配置図 1:2000

か検出できなかった。SD8700の埋土には流水の痕跡はみられず、一気に埋めた状況であり、その上に南北塀SA8701を設ける。このことから、東北坪と西北坪を一体として利用した時期があったことがわかり、六条大路をはさんで北と南で複数町占地をしていたこととなる。なお、東南坪でも東三坊坊間路にかけた位置で調査を行っている（第60-9次調査）が、削平が著しく、東側溝や塀は検出できなかった。

**右京二条一坊東北坪・東南坪** (Fig. 280) 住宅建設に伴う二条条間路の調査（第63-9次調査）では南側溝SD6412を検出し、北側溝は削平されていたものの、推定位置の北に東西に並ぶ柱穴列を確認した。条間路と西一坊坊間路交差点での調査（第66-8次調査）では、坊間路側溝と考えられる南北溝SD7311を検出した。他の側溝は削平されたとみられるが、東南坪西端に検出した南北塀SA7332は周辺の調査成果から知られる条間路を越えてさらに北に延びており、東北坪と東南坪が一体となった二町占地であることを強く示唆する。なお、東北坪では中央やや西寄りの場所での調査（第41-7次調査）で、藤原京期の南北柱穴列と井戸を検出している。

**右京二条一坊西北坪・西南坪** (Fig. 280) 両坪間の二条条間路は、2箇所調査を行った。坪西半の第48-8次調査区では南側溝SD4880を検出したが、北側溝は既に削平されていた。条間路

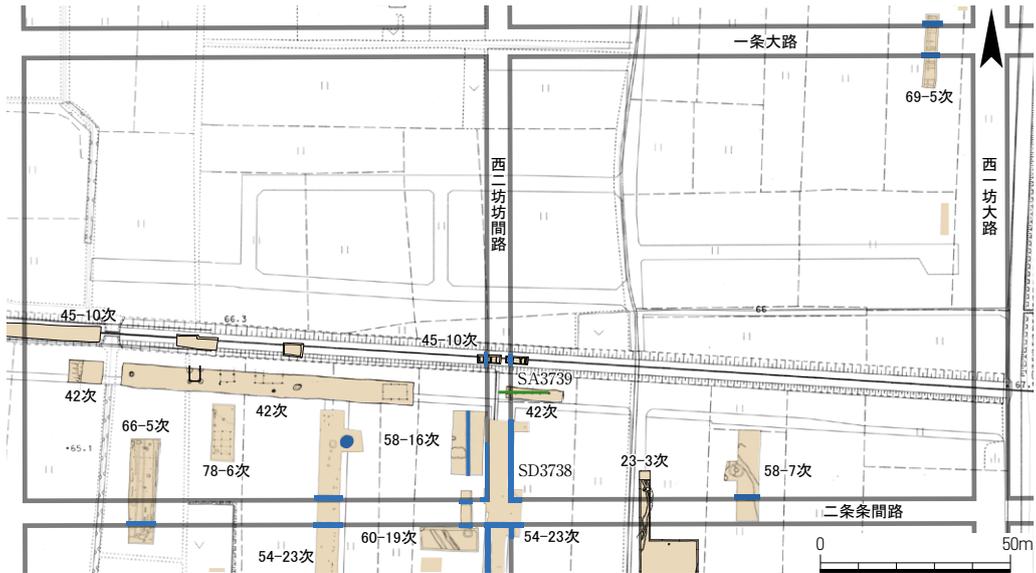


Fig. 281 右京二条二坊東北坪・西北坪遺構配置図 1:2000

上に南北棟建物SB4881を検出したが、時期不明とされている。この建物の柱穴には、礎板を置くものがある。坪東半の第60-5次調査区では、北側溝SD6411と南側溝SD6412を検出した。両側溝間の路面上には、1基の柱穴SX6413を確認した。調査区が狭小なために性格不明であるが、建物か塀になるものであろう。この様に、両調査において条間路をまたぐ何らかの施設の存在がともに確認でき、西北坪と西南坪は一体としての利用をしていた可能性が高い。西南坪の東北部では、大規模な南北棟掘立柱建物SB6835（『藤原概報20』ではSB01）を検出した。なお、東北坪と東南坪をも含めた四町占地である可能性も考えられるが、その点については判断する材料がない。

**右京二条二坊東北坪・西北坪** (Fig. 281) 数次にわたる調査で、二条条間路と西二坊坊間路の交差点および側溝を各所で確認している。第42次調査では、坊間路東側溝とみられる南北溝SD3738の出土土器が古い様相を示すことから、溝は藤原京期には廃絶するとしているが、出土土器は断片的なものである。SD3738を埋めた後には東西塀SA3739を設け、それは坊間路を越えて西に延びる。このことから、東北坪と西北坪を一体とした二町占地と考えられる。

**右京七条二坊東北坪・東南坪** (附図2-8) 檀教委が東南坪の東北隅部、および西一坊大路と七条条間路の交差点を1990年に調査し、それぞれ西側溝、南側溝を検出した。坪東辺と北辺に塀があり、当初は一町占地であったとみられる。しかし、条間路側溝は後に埋められ、東辺の南北塀が条間路を越えて北に延びるようになり、東南坪と東北坪を一体の敷地とする。ただし、この南北塀は東北坪北半の発掘調査（第78-9次調査）では検出していない。なお、東北坪では第54-13次調査で東西中軸線上に掘立柱南北塀を検出しているが、坪内での調査は進んでおらず、今後の調査の進展が期待される。

**右京十一条二坊東北坪・西北坪** (Fig. 282) 県道建設に伴い、檀考研が調査を行った。この県道は檀原神宮前駅東口から飛鳥川までを東西に結ぶもので、様相が不明であった藤原京の南部で、右京十一条三坊から左京十一条二坊にかけて、長大なトレンチを入れることとなった。坊間路両側溝とみられる南北溝2条と、それより新しい大規模な掘立柱東西棟建物を検出した。建物は桁行16間、梁行2間で、全長21.5mに及ぶ。柱穴は1辺1.5~1.8mを測り、柱間は3~3.3mで

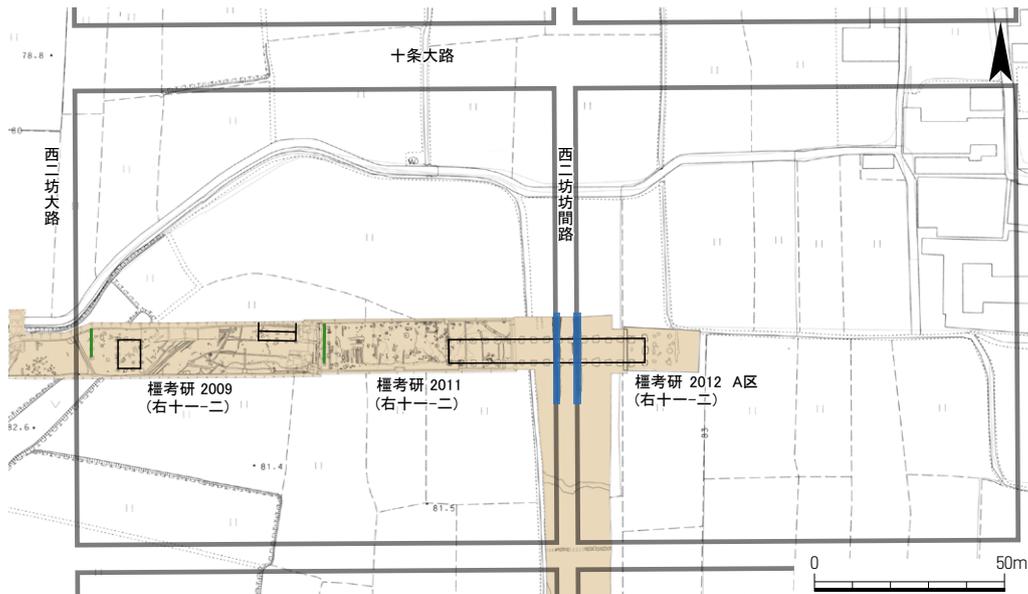


Fig. 282 右京十一條二坊東北坪・西北坪遺構配置図 1:2000

ある。柱穴の底には30～80cm大の根固め石を敷き詰め、柱径は30～40cmほどである。藤原京の南端に近い場所ではあるが、官衙的な施設が存在したと考えられる。その時期については、後述する雷丘北方遺跡等のように藤原京遷都以前の7世紀後半の可能性もあり、今後の検討課題となろう。

## ii 一町占地

**左京二条三坊西南坪 (Fig. 283)** 藤原宮東北隅の対角にある坪。住宅建設に伴い、3箇所調査を行った。坪中央のやや北には、東廂付の大規模な南北棟とみられる建物がある。柱穴は一辺1.2～1.4mと大型で、坪内の主要な建物の一つと考えられる。その北では建物の西南隅部と南北塀を検出し、坪東辺では建物とも考えられる南北の柱穴列を確認した。南北棟建物の北妻は坪を四分割する線にほぼ一致する。こうした大規模建物の存在とその配置からみて、一町占地である可能性が高い。

**左京七条三坊西南坪 (Fig. 284)** 市道建設に伴い、坪南部を東西に調査した。坪中央付近で大規模な柱穴を9基検出し、これを東西棟建物SB220の南側柱とみている。SB220は坪のほぼ東西中央に位置し、その西には南北の区画塀SA230、さらに坪西辺、東二坊大路東側溝の約12m東にはSA245がある。これらの

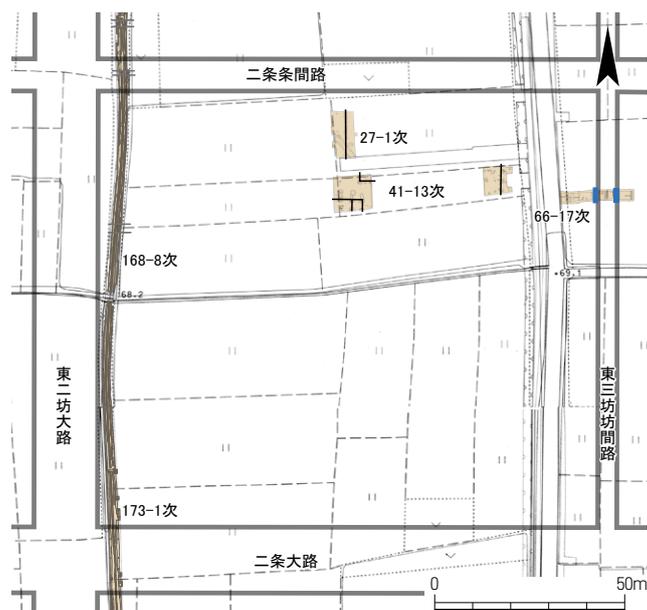


Fig. 283 左京二条三坊西南坪遺構配置図 1:2000

柱穴はいずれも一辺1m以上の規模で、8尺方眼での配置計画が復元される。一方、SB220の東では区画塀は確認しておらず、T字形に接続する溝と、その交点に木製の榊状の木組みを配した導水施設を検出した。SA230が内郭、SA245が外郭の区画塀とみることできるが、坪東半部には対応するような塀は検出しておらず、今後の調査の進展を待ちたい。建物や塀の規模と配置から、一町以上の占地であったとみられ、東南坪も一体として利用した可能性も考えられる。



Fig. 284 左京七条三坊西南坪遺構配置図 1:2000

**右京一条二坊東北坪 (Fig. 285) 土地**

区画整理事業に伴い、東北坪の東南部分と条坊遺構を中心に、東南坪、西北坪、西南坪の一部を含めて、計約2,600㎡を調査した。北は岸説藤原京の北京極とされる横大路に面し、その南側溝をはじめ、西一坊大路・西二坊間路と両側溝などを検出した。東北坪は坪東南部で比較的広範囲を調査し、掘立柱建物24棟、掘立柱塀2条、溝等を検出した。これらは藤原京期を中心とした3時期以上にわたる。調査区内では、坪内を区画する施設は検出していない。坪南部には、ほぼ東西中軸上に比較的大きな南廂付東西棟建物SB7180がある。他の建物はいずれも小規模なものであるが、SB7180の東には北妻をSB7180の入側柱に揃える南北棟建物SB7158が建つとみられる。坪東辺でも柱筋を揃える建物群があるなど、規則的な配置も認められることから、一町占地の可能性はある。ガラス埴塼、フイゴ羽口、鉄滓、砥石、漆付着土器等、工房関係遺物が出土している。

**右京二条三坊東南坪 (Fig. 286) 藤原宮西北隅の対角にある坪。国道165号線榎原バイパスや住宅建設等に伴って数次にわたる調査を**

行い、坪内の様相が比較的明らかになっている。藤原京期の遺構は2時期にわたり、ともに大規模な建物を整然と配置する様相がうかがわれる。前半期には、東妻を検出しただけではあるが、坪の中央やや東南にSB3580・3595の東西棟建物2棟を南北に配し、その南方に門SB6840と区画塀SA3575を設ける配置が復元されている。SA3575は坪西南隅部での榎教委の調査で検出した南北塀に連なり、内郭と外郭を画する塀となるとも考えられるが、坪北

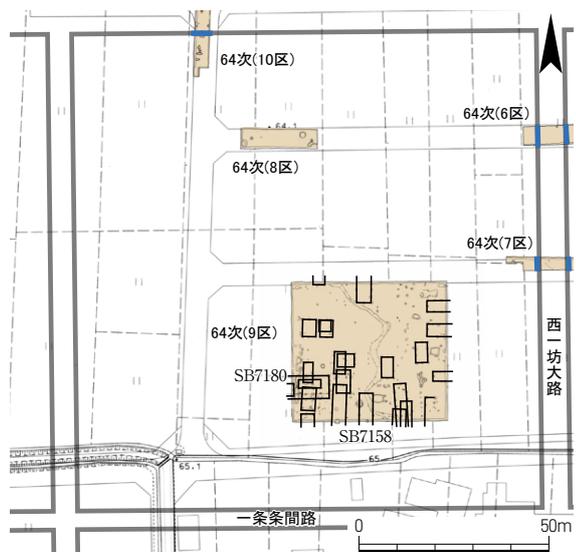


Fig. 285 右京一条二坊東北坪遺構配置図 1:2000

辺ではこれに類する区画塀は検出しておらず、坪東辺での状況は不明である。後半期にはこれらを廃して、坪のほぼ南北中軸線上に東西廂付南北棟建物SB3590を建てる。前半期、後半期ともにこれらの他に数棟の建物を配しているとみられ、坪内を分割する施設も見当たらないことから、藤原京期を通じて一町占地の施設であったのであろう。

なお西隣の西南坪では、榎教委による東南隅部の調査（二条三坊6次：1991年）で南辺、東辺に区画塀を検出し、一町占地の可能性も考えられるが、今後の調査の進展を待ちたい。

#### 右京三坊三坊東北坪 (Fig. 286)

藤原宮西北隅に接する坪。国道165号線榎原バイパスや区画整理に伴って、坪東半と西南部を調査した。その結果、西南部では西辺と南辺に沿っ

て区画塀が巡り、内部には多数の建物や塀がある状況を確認した。西三坊坊間路東側溝に向けては、2条の弧状の溝が取排水しており、トイレ遺構とみられる。一方坪東半では、坪周囲を区画する塀は検出しておらず、東南部には桁行が6間の南北棟建物SB3545がある。比較的大きな建物を配することと、藤原宮に接する地であることもあり、一町占地の可能性が高いが、坪周囲の区画塀の状況からみて、坪内の東西で利用形態が異なっていた可能性もある。

**右京三坊三坊西北坪 (Fig. 286)** 坪の北辺と東辺を、榎教委が調査した。周囲を塀で区画し、東辺では南北中軸よりやや北に門を検出した。坪内の調査は進んではいないものの、一町占地の可能性も考えられる。

**右京七条一坊西北坪 (Fig. 287)** 住宅や市道建設の事前調査として、坪北半部を中心にかんりの範囲を調査し、榎教委も坪中央西部で調査を行っている。検出した遺構には中心的な建物と考えられるものは存在せず、小規模なものばかりである。坪北端には東西溝SD6510と、坪東辺でそれにT字形に接続する南北溝SD6512がある。藤原宮期の土器を出土するが、早い段階に埋められたようである。その後、SD6512のすぐ西に南北溝SD6511を掘り、西半にはSD7075・7080

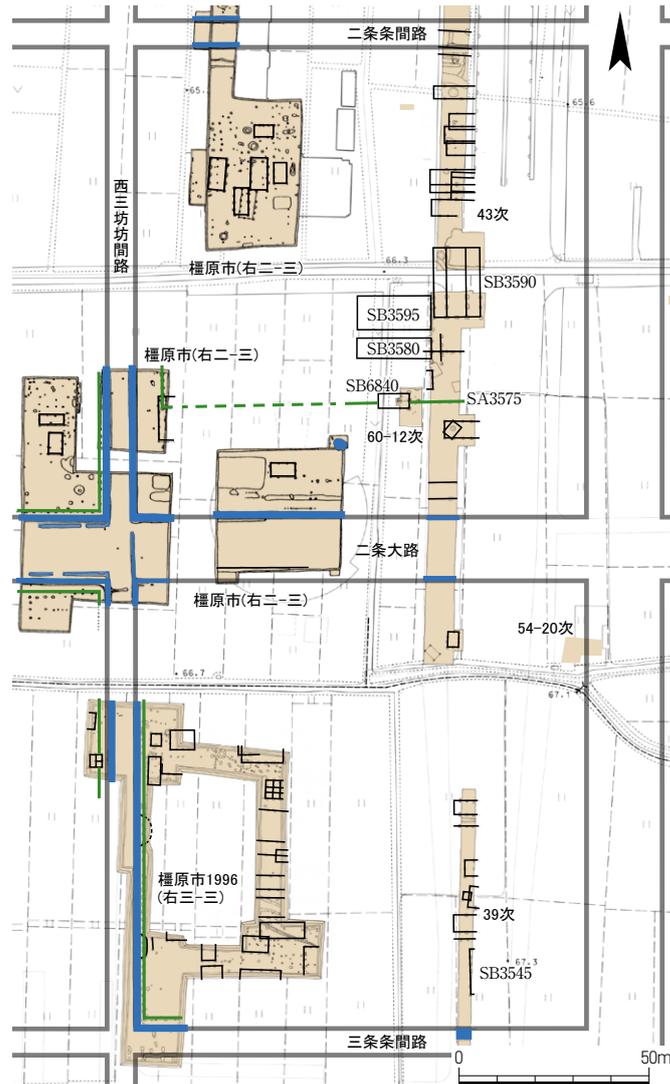


Fig. 286 右京二条三坊東南坪・西南坪・三坊三坊東北坪・西北坪遺構配置図 1:2000

を設け、その間は坪内道路であったと考えられる。この様に、藤原京期前半には坪北半を三分割した利用がみとれる。しかしSD7075上には後にトイレ遺構SX7420を設けていることから、ある段階でこの区画道路は廃されたと考えられる。檀教委の調査では、坪をほぼ南北に二分する位置で東西塀を検出した。坪東部の区画溝SD6511は、この塀のすぐ北の第173-4次調査区までは延びるとみられるが、塀の南までは検出しておらず、坪の南半と北半では利用形態が異なっていたのであろう。

坪内では井戸等から多数の木簡が出土しており、その内容から藤原京期後半には右京職が存在していたことが明らかとなっている<sup>9</sup>。坪北半の区画施設が右京職の時期まで存続していたかについては判断する根拠に乏しいが、官衙の性格からみて、坪全体としての利用であったと考えられよう。藤原京期前半は坪を分割利用していた様だが、藤原京期後半には右京職の設置とともに、坪を一体とした占地へと変化した可能性が高い。

**右京七条一坊西南坪** (Fig. 287) 宅地造成に伴い、坪中央部を南北に調査した。坪中央には南側柱を南北中軸上におく7間×3間の身舎の四面に廂が付くSB4900があり、正殿とみられる。その東西には北妻をSB4900の北側柱にほぼ揃える5間×2間の南北棟建物SB4910・4920があり、それぞれ東西の脇殿となる。SB4900の北には7間×3間の身舎の南面に広縁となる廂が付く後殿SB4930があり、さらにその北には6間×3間の後々殿SB2000を配するとされている。坪の北面には掘立柱塀SA2029、南面には南門SB4950とSA4951・4952があり、四周を掘立柱塀で囲っていたのであろう。正殿のすぐ南には中門SB4940があり、東に延びる掘立柱塀SA4941は途中で北折し、北の区画塀SA2029にT字形に取り付く塀SA1997になるとみられ、これらが内郭の区画塀となる。検出した遺構は東西中軸線に対してほぼ対象となり、整然とした配置をとる。この様に、七条一坊西南坪は一町占地の施設であり、貴族の邸宅と考えられている。なお、坪北半の建物や塀には重複関係があり、途中で改作を行ったことを示す。

**右京八条一坊東北坪** (Fig. 287) 市営住宅建設に伴い、坪の北半部を調査した。藤原京期の遺構は、2時期の変遷がある。前半期は坪中央やや北寄りに桁行7間、梁行3間の東西棟建物SB104を建て、その北を東西塀SA116で区画する。後半期は、SB104とほぼ同位置に規模を縮小した東西棟建物3棟を建て、これらは桁行方向の柱筋を揃える。SA116は同位置でSA117に改修し、すぐ北には小規模な東西棟建物2棟がある。この2棟の建物は、L字形に巡る塀SA125・126とSA127・128にそれぞれ囲われる。なお、坪西端には柱筋を揃える南北棟建物SB461・462が坪北半と中央部にかけて南北に並ぶが、いずれの時期に属するかは決めがたい。坪中央付近に中心的建物が存在することと、整然とした配置が認められることから、一町占地の施設であったとしてよいであろう。

**右京八条一坊西北坪** (Fig. 287) 市営住宅建設に伴い、坪の東北部を調査した。周囲を掘立柱塀で区画し、内部に建物を整然と配する施設の存在が明らかとなった。区画塀は、東、北、西で検出した。これらの遺構は、2時期の変遷をたどる。前半期は3棟の東西棟建物SB431・430・468が柱筋を揃えて南北に並び、その東にSB425・428・467、西にはSB436・437・560が並ぶという整然とした配置をとる。後半期はこれらの建物を廃し、東端に北廂付東西棟建物SB466を建てるとされている。両時期ともに周囲を掘立柱塀で区画するが、西面の塀のみ位置を西にずらして建て替える。坪東部のみの調査であり、南の区画塀については検出してはいないが、

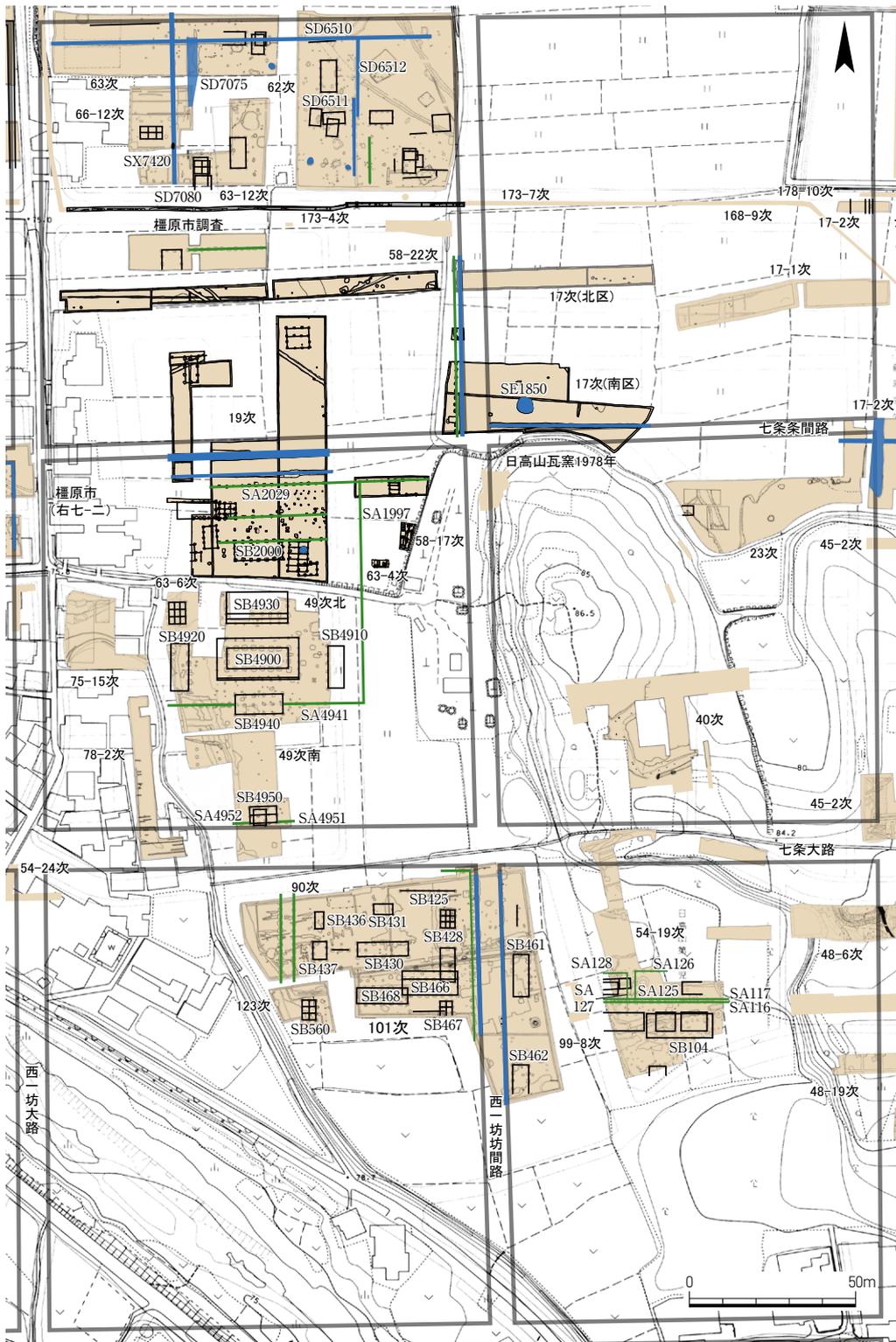


Fig. 287 右京七条一坊・八条一坊東北坪・西北坪遺構配置図 1:2000

ちょうど四分の一区画に納まる遺構群であることから、四分の一町占地と考えられている。しかし、西の区画塀は北の七条一坊西南坪の南門に向けて続き、西側の空閑地が通路状の機能をもつことが指摘されている。両坪は深い関係がある可能性が高く、八条一坊西北坪は坪内を区画している状況は認められるものの、個々の建物の規模も大きく、坪を一体として利用してい

たとえられる。なお、七条大路は推定位置に側溝は検出していないが、八条一坊西北坪の北区画堀と七条一坊西南坪の南区画堀間には道路状の空閑地が存在する余地はある。一方、西一坊坊間路では東西の両側溝を検出した。

### iii 坪内分割占地

**左京北三条四坊西南坪**（附図2-9） 檀教委が坪の東西中軸線上で南北に調査を行った。坪の北から四分の一の位置に東西道路、二分の一の位置には区画溝を検出し、南北は四分分割していたと考えられる。

**左京一条五坊西南坪**（附図2-10） 店舗建設に伴い、檀教委が坪の東南部と西南隅部を調査した。小規模な掘立柱建物多数と井戸3基を検出し、3時期にわたる変遷がある。井戸は坪の西南隅部と、その西方で坪を三分割する位置、および西南隅部にあり、その位置関係から、坪内を東西に四分分割して利用していたと考えられる。

#### 左京二条二坊西北坪 (Fig. 288)

藤原宮の北に接する坊で、北面東門の北約200mに位置する。住宅建設と公衆浴場建設に伴う調査を行い、坪西辺約三分の一の様相が判明している。周辺には「テンヤク」の字名が残り、1965年度の奈良県教育委員会の調査で出土した典薬寮関係木簡からも、典薬寮との関係が注目されていた。また、苑地の存在も推定されるなど、藤原宮の附属地とみられていた地である。しかし、調査結果はこれら

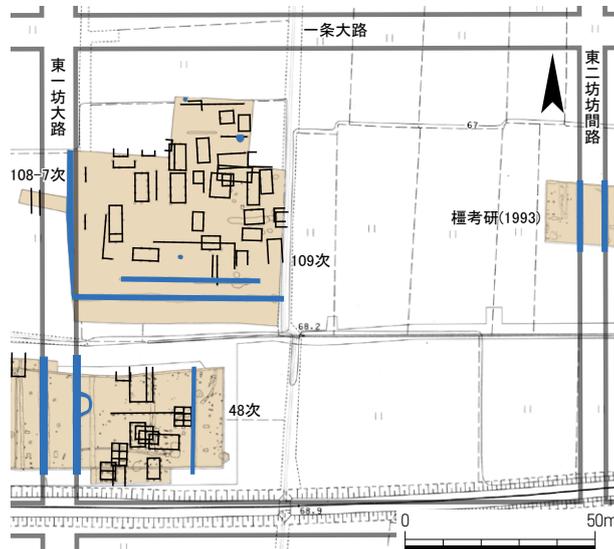


Fig. 288 左京二条二坊西北坪遺構配置図 1:2000

を肯定するものではなく、遺構は比較的小規模なものである。検出した遺構は、天武朝から藤原京期にかけて、3時期ないしは4時期の変遷がある。いずれの時期も比較的小規模な建物や堀が散在する状況であり、中心的な建物は確認していない。藤原京期後半には坪を南北に二分する位置に坪内道路を設けており、坪内を分割した様子が明らかである。北の区画からは砥石や炉壁小片、漆付着土器が出土し、金属製品関係の工場の存在を示唆する。坪南半は坪を東西に四分分割する位置に南北溝を掘り、さらに分割した利用がうかがえる。

東一坊大路をはさんで西接する二条一坊東北坪では、遺構密度は薄く、建物は小規模なものが点在するだけである。

**左京二条七坊東北坪 (吉備大角遺跡)**（附図2-11） 住宅建設に伴い、桜井市教育委員会が一条七坊東南坪から二条七坊東北坪にかけて調査を行った。検出した遺構は、いずれも小規模なものである。坪を東西、南北ともに二分する位置に掘立柱堀が認められ、四分分割して利用していた可能性が高い。

**左京四条十坊西北坪 (吉備池遺跡)**（附図2-12） 工場建設に伴い檀考研が試掘調査を行い、後に

桜井市教育委員会が同位置でより広範囲な調査を行った。調査地は吉備池廃寺の南方にあたる。坪の南から三分の一の位置で東西溝を検出し、これは坪内の区画溝と考えられる。その南北には小規模な建物が建つ。

**左京七条二坊東南坪** (Fig. 289) 藤原宮の南に接する坊で、東に東二坊大路が通る。市道建設に伴い、坪南部を東西に調査した。検出した建物はいずれも小規模なもので、東隣の七条三坊西南坪とは様相を異にする。坪の東西中央やや西の位置に南北溝SD290があり、東からおよそ三分の一の位置には南北溝SD266・267・268とその東にSA262・263を検出した。これらの塀や溝の位置や建物の規模からみて、坪内を分割していた可能性が高い。一带の旧地形は谷筋であり、西隣の西南坪は中央に流路がある低湿地状の地で、小規模な建物や井戸以外は顕著な遺構は検出してない。この地は、南の左京八条二坊の地を占める紀寺に付属する苑院である可能性も指摘されている。

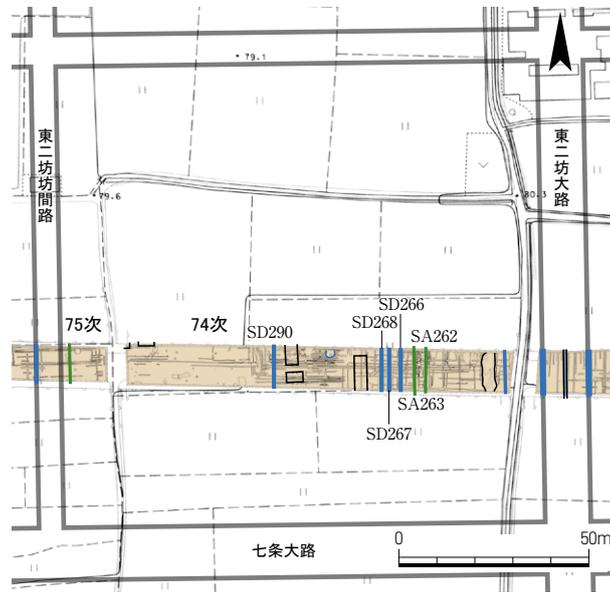


Fig. 289 左京七条二坊東南坪遺構配置図 1:2000

**左京十一條一坊西南坪** (Fig. 290) 県道建設に伴い、2000年から翌年にかけて榎考研が調査を行った。当該坪西の朱雀大路は東側溝とみられる溝を検出し、坪西辺には3条の南北塀がある。坪のほぼ東西中軸線には、平行する南北塀があり、それぞれ建て替えがある。塀の間は溝状の落ち込みとなり、東西に分割して利用した状況が知られる。西の区画には掘方が一辺1.1mほどある東西棟建物と、その北に東西塀がある。この区画内の中世の井戸からは凝灰岩切石と埴が出土しており、西方に存在する和田廃寺との関連がうかがわれる。東の区画には、区画内をさらに分割する塀や総柱建物がある。

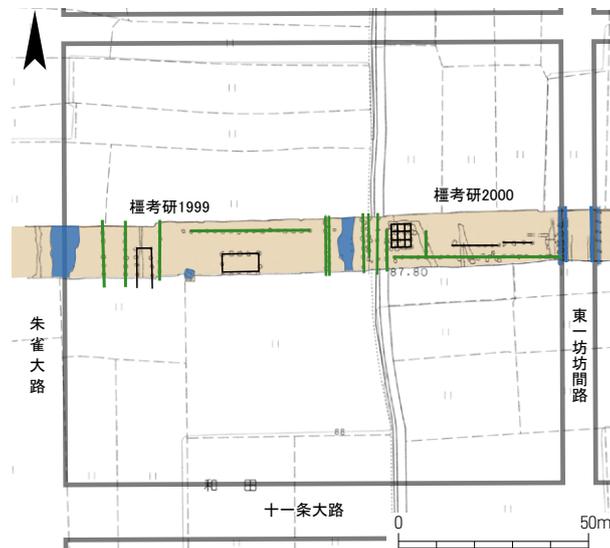


Fig. 290 左京十一條一坊西南坪遺構配置図 1:2000

東南坪は東一坊大路の西に区画塀と南北溝があるものの、古代の遺構は極めて希薄である。

**左京十一條二坊西南坪** (Fig. 291) 県道建設に伴い、榎考研が調査を行った。坪東西中軸よりやや西に、南北溝とそれに平行する塀を設け、東西に分割している様子がわかる。西の区画は西

端に総柱建物があり、井戸も検出した。東の区画には、南北棟建物が散在するが、いずれも小規模なものである。

**右京北五条一坊西南坪（下明寺遺跡）**（附図2-3） 檀教委が遺跡の内容確認のための調査を行った。狭小な調査区ではあるが区画塀ともみられる塀を検出し、南北を四分割していた可能性がある。

**右京北五条十坊西南坪・東南坪・西北坪（土橋遺跡）**（Fig. 292） 土地区画整理事業に伴い、西南坪と条坊遺構を中心に、檀教委が約8,000㎡を調査した。大藤原京の西京極を確定させた発掘調査として著名であり、あわせて坪内の利用状況も明らかとなった。西南坪内は区画溝によって大きく区切られ、東半分は四分の一町、西半分は八分の一町以下の規模の宅地となるとみられる。遺構の配置が判明した坪内東北部の区画では、東西ほぼ中軸上に主屋とみられる掘立柱南北棟建物があり、その北、東、西に付属建物を配する。建物はいずれも小規模なもので、柱穴も小さい。東西の建物の外側に沿って、掘立柱塀が南に延びる。坪内を分割した各区画の南東部には井戸があり、生活の様子をよく示す。

東南坪と西北坪はその一部を調査したのみであるが、東南坪は南北、西北坪では東西に坪内を分割する区画溝をそれぞれ検出している。

**右京北三条三坊東南坪**（附図2-2） 店舗建設に伴い、檀教委が坪の西辺部から西南坪東部にかけて約2,500㎡を調査した。西三坊坊間路と両側溝を検出し、東側溝からは東に向けて東西溝が延びる。この溝は坪を南北にはほぼ二分する位置にあり、区画溝と考えられる。東南坪での建物等の遺構は、削平が著しいためか、調査区内では検出していない。

**右京一条一坊東北坪**（Fig. 293） 店舗建設に伴い、檀教委が坪のほぼ中央部で約2,000㎡を調査した。坪をほぼ南北に二分する位置に東西道路があり、そのすぐ南には東西塀がある。北区画には小規模な建物が多数建つ。南区画は調査面積が少ないが、遺構密度は高くない。北区画で

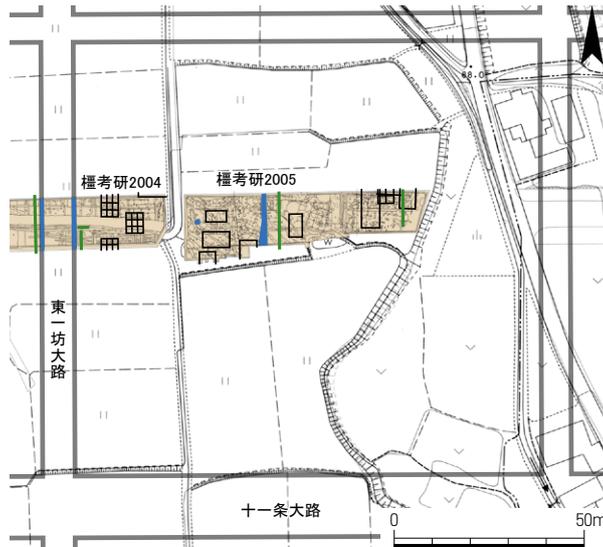


Fig. 291 左京十一條二坊西南坪遺構配置図 1:2000

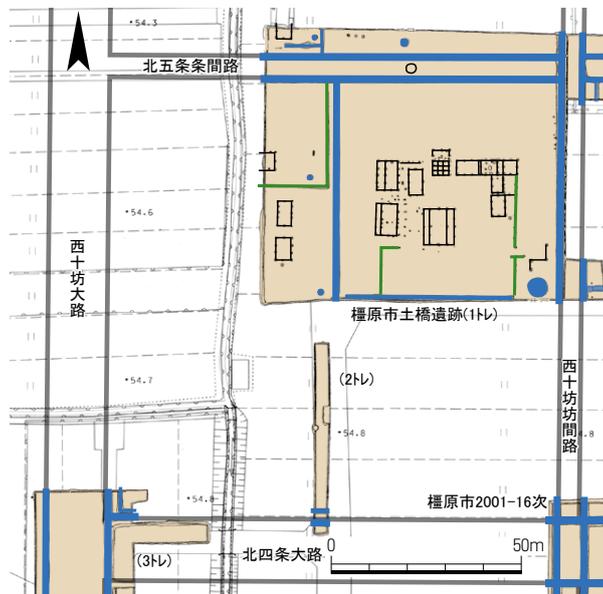


Fig. 292 右京北五条十坊西南坪遺構配置図 1:2000

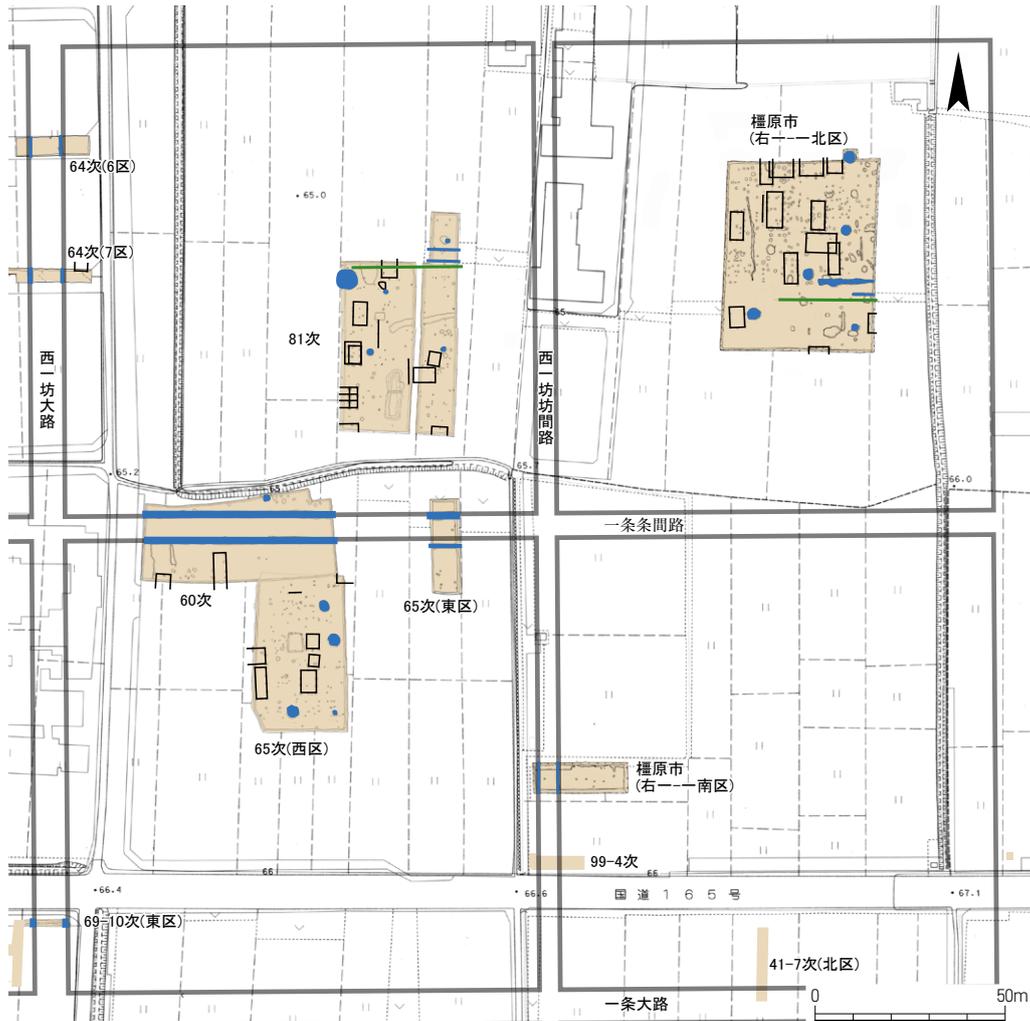


Fig. 293 右京一条一坊遺構配置図 1:2000

は3基、南区画では2基の井戸を検出しており、調査面積に比して数が多い。周辺は工房関係遺物の出土が多い地域だが、当該坪からは出土しておらず、性格が異なるとみられる。

**右京一条一坊西北坪** (Fig. 293) 店舗建設に伴い、坪の中央から南東部よりの1,270㎡を調査した(第81次調査)。検出した遺構の時期は、天武朝から藤原京期、および奈良時代前半にわたる。藤原京期の建物は規模が小さく、分布も希薄である。坪内の利用状況は不明な点が多いが、東西道路とその南の堀により坪内を南北に二等分している可能性が指摘されている。また、工房関係遺物の出土が多いことが注意されている。検出した井戸は重複するものを含めて6基で、南方の第60次調査でも坪南端に1基を検出しており、調査面積に比して数が多いと言える。井戸には、廃絶が奈良時代に下るものがある。

**右京一条一坊西南坪** (Fig. 293) 店舗建設に伴い、一条条間路と坪の中央北部の約2,200㎡を調査した。検出した遺構の時期は、天武朝から藤原京期、および奈良時代前半にわたる。条間路沿いに坪の周囲を画する堀はなく、条間路南側溝付近まで建物が建つ。坪の東西中央にあたる場所であるが、藤原京期の建物は少ない。また、坪北端に柱穴が比較的大型の建物がある以外は、建物の規模は小さい。フイゴ羽口、埴塼、鋳型、銅滓、砥石、漆付着土器など、工房関係遺物の出土が極めて多い。井戸は3基検出し、2基は廃絶が奈良時代に下る。区画施設は検出

していないものの、井戸の検出数と建物の規模からみて分割した利用が考えられる。

**右京一条六坊西南坪（院上遺跡）**（附図2-1） 榎原郵便局と市役所別館建設に伴い、榎考研が坪の東辺を調査した。坪を二分する位置に東西溝を検出し、南北に分割していた可能性がある。一方、斎串や馬の骨等を埋納した祭祀土坑を3基検出し、鈍尾やガラス板も出土するなど、一般の宅地とは異なる様相をみせる。

**右京四条六坊東北坪（四条遺跡）**（Fig. 294） 奈良県立医科大学附属病院改築に伴い、榎考研が数次にわたる調査を行い、坪内の広範囲の様相が判明している。遺構は、3時期ほどの変遷がある。坪の東辺には井戸が等間隔で南北に並び、その位置から南北は四等分に区画したことが判明する。東西には二等分程度の区画を推定し、全体で八分の一町占地としての利用とみられている。区画施設は調査地内では判然としないが、一部で区画溝ともみられる東西溝を検出した。東方に通る西五坊大路の側溝からは、斎串や鉄製人形等の祭祀具が出土し、また役人を呼ぶ際

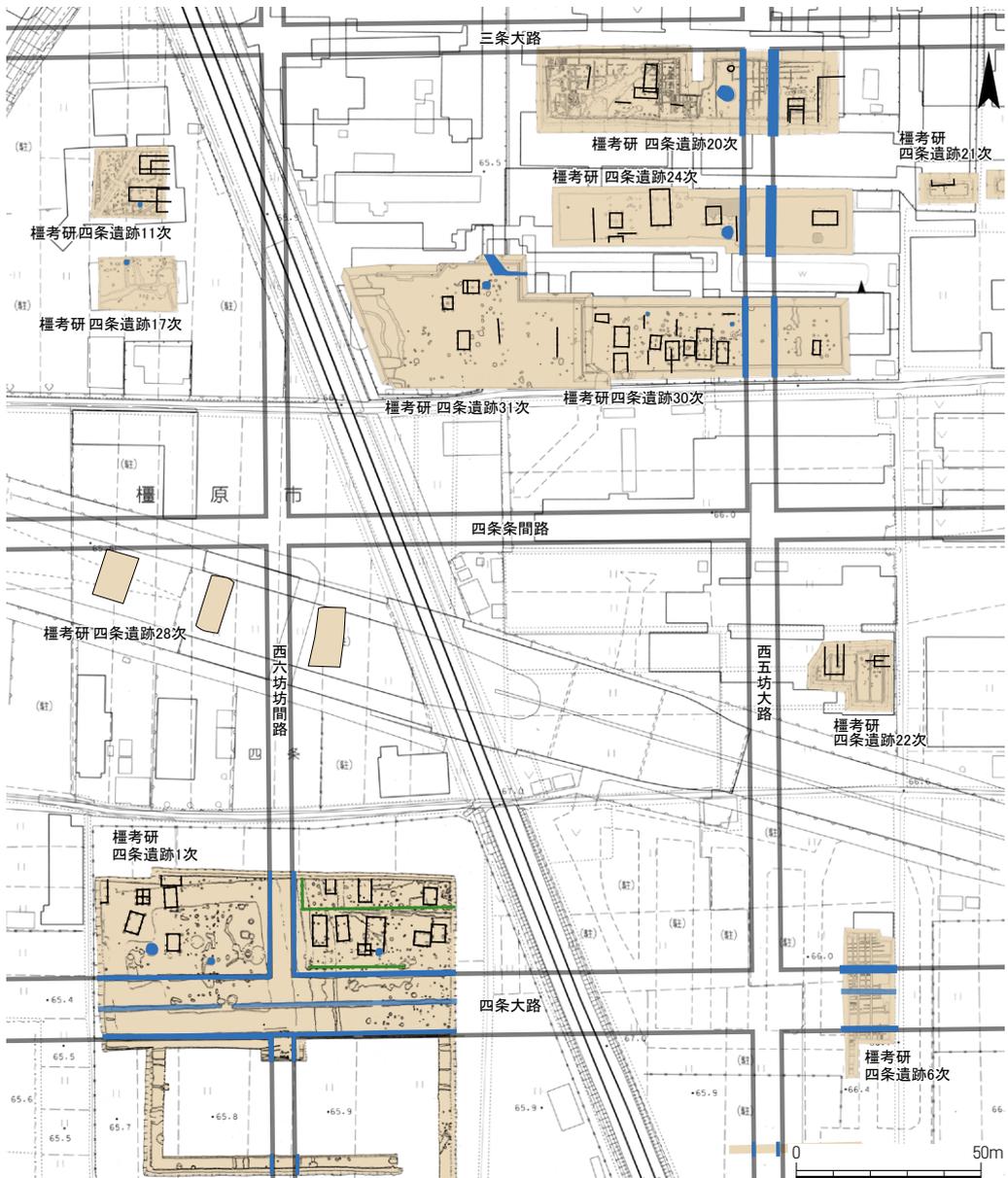


Fig. 294 右京四条六坊東北坪・東南坪遺構配置図 1:2000

の召文木簡も出土したことから、近辺に公的機関が存在する可能性も指摘されている。

西隣の西北坪では2箇所での小規模な調査を行っただけであるが、それぞれ井戸を検出しており、同様に分割した利用であったとみられる。

**右京四条六坊東南坪（四条遺跡）** (Fig. 294) 奈良県立医科大学グラウンド造成に伴い、榎考研が四条大路と西六坊坊間路の交差点周辺を調査した。坪西南隅部では、塀によって細かい区画に分割する様子が判明した。区画内には小規模な建物や井戸があり、2時期の変遷がある。

西隣の西南坪東南隅部では、区画施設は見当たらないものの、同様に小規模な建物や井戸が散在している。

**右京四条七坊東北坪（四条遺跡）** (附図2-4) 国道建設に伴う調査で、榎考研が坪の南辺部を調査した。十数棟の建物や数条の塀、井戸等を検出した。これらの遺構はいくつかの単位をなし、複数回にわたる重複がある。区画に関わる施設は検出していないが、建物はいずれも小規模なものであり、坪内を分割して利用していた可能性が高い。西南部では、土師器短頸壺を据えた地鎮遺構を検出している。西六坊大路西側溝からは富本銭や土馬、帯金具、馬歯などが出土し、交差点での祭祀の可能性が考えられている。また、漆の付着した土器がまとまって出土し、西側溝の廃絶後には鍛冶も行なっている。

**右京四条七坊西北坪（四条遺跡）** (附図2-4) 国道建設に伴う調査で、榎考研が坪の東南隅を調査した。東北坪との間の、西七坊坊間路西側溝をまたぐ建物を2棟検出した。これらの建物の時期は藤原京期とされるが、小規模なもので、厠や橋的な性格とも考えられる。一方、東北坪西端の東西塀が東側溝をまたいで西に延び、路面まで達するともみられ、両坪を一体として利用した可能性も否定できない。しかし、検出した遺構は両坪ともに小規模で、藤原宮周辺での複数町占地の施設とは性格が異なるものであろう。

**右京五条四坊西北坪** (附図2-5) かしはら万葉ホール建設に伴い、榎教委が坪西南隅から西辺中央部にかけて調査を行った。坪ほぼ中央で、坪を南北に二等分する東西道路を検出した。道路が西側の西四坊大路（下つ道）東側溝を越える場所には、橋が架かる。南側の区画では小規模な建物を3棟検出したが、遺構密度は高くはない。東側溝からは、斎串や鉄製人形、墨書人面土器、土馬、小型模造土器等の祭祀具が出土した。一部は奈良時代まで下る可能性がある。

**右京五条六坊東南坪** (Fig. 295) 区画整理事業等に伴い、榎教委が坪東北部と西辺部を調査した。東辺と西辺には区画塀が巡る。坪をほぼ東西に二分する位置には南北の道路が通り、分割して利用していたことがわかる。坪内には南北棟を主体とした建物を、建て替えをしながら配置する。西辺では鍛冶関係の遺物が出土し、工房の存在も考えられている。

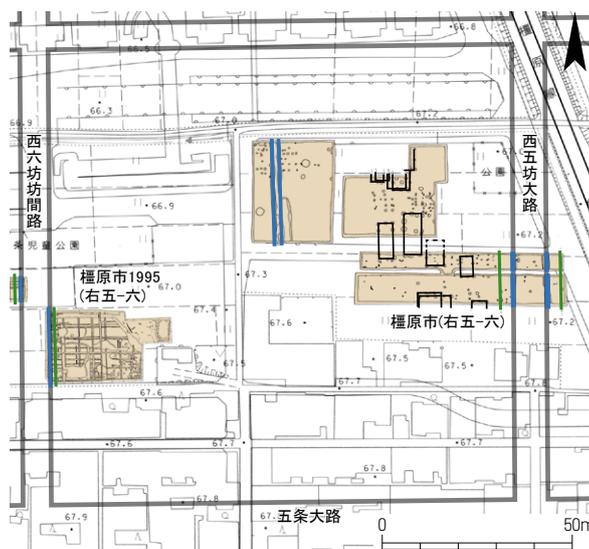


Fig. 295 右京五条六坊東南坪遺構配置図 1:2000

**右京六条五坊東北坪 (Fig. 296)** 区画整理事業等に伴い、榿教委が坪東辺部と西南隅部付近を調査した。東辺部では建物が集中する範囲が4箇所に見られ、それぞれのまとまりの東北には井戸が1基ある。井戸4基は約20m間隔で南北に並び、調査区南方の六条条間路までの間にもう1基存在する余地はある。こうした配置関係から、塀などの区画施設を伴わないものの、坪東半は四ないし五分割して利用していたと考えられる。坪西南隅部では、削平が著しいために遺構の密度は薄い。坪西辺に井戸を1基検出した。坪東半と同様、分割しての利用が考えられる。西五坊坊間路は、削平のためか検出できなかった。一方、坪東南部の井戸抜取穴から金属製人形が出土しており、一般の宅地とは異なった様相もうかがわれる。また、坪東南部では焼土坑を多数検出し、鍛冶関係の遺物の出土や、あるいは内部に焼土坑がある建物の存在などから、工房であった可能性も指摘されている。ここでは、当坪は分割占地とみておくと、実際の占地はより大きなもので、規則的な遺構配置は坪内での利用状況の差を示す可能性もある。

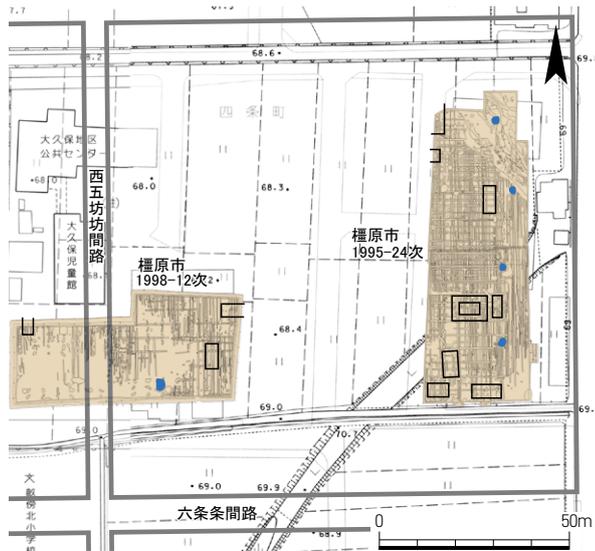


Fig. 296 右京六条五坊東北坪遺構配置図 1:2000

**右京八条四坊西南坪 (附図2-7)** マンション建設等に伴い、坪西半の南西部、中央付近と、北辺から西北坪にかけての場所で調査を行った。八条大路沿いには、東西の区画塀がある。この塀は坪西端から三分の一の位置で途切れ、塀の中ほどには門が開くことから、東西は三分割した利用が考えられる。

なお、西北坪では八条条間路に沿って区画塀があり、内部には小規模な建物を柱筋を揃えて配している。

**右京八条五坊東南坪 (附図2-6)** 坪西北辺で、東北坪にかけて南北のトレンチ調査を行った。両坪ともに八条条間路に沿って東西の区画塀がある。東南坪では、さらに坪を南北にほぼ四分割する位置に区画塀を設けている様である。

**右京十条四坊西北坪 (Fig. 297)** マンション建設等に伴い、榿教委が数度にわたり調査した。坪東西中軸付近の調査では、坪を南北に二分割する東西道路と、それにT



Fig. 297 右京十条四坊西北坪遺構配置図 1:2000

字形に取り付き、坪南半を二分割する南北道路を検出した。南北道路の北延長には、南北塀がある。これらは坪の東西、南北の中軸線上にあたり、坪を少なくとも四分分割した占地がうかがわれる。南北塀の南端には東に向けて東西塀が取り付き、東北の区画は塀で囲っていた様である。また、西南の区画の東南隅には、逆L字形の区画塀が一部にみられ、南辺は塀で区画していた様である。南北塀と重複した場所で、坪をほぼ南北に三分割する位置には、東西の道路がある。時期によって、区画のあり方を変更したことが知られる。

#### 右京十条五坊東南坪 (Fig. 298)

坪の西北部を榎教委が調査した。北辺と西辺は、条間路、坊間路に沿って塀で区画する。坪の南北二等分線上には東西溝があり、区画溝とみられる。北半の区画は、建物配置から四分の一町占地と考えられている。南の区画では、坪西辺を画する塀の東方約20mに区画溝から南へ延びる南北塀があり、さらに細かく区画していた様子が見えてくる。

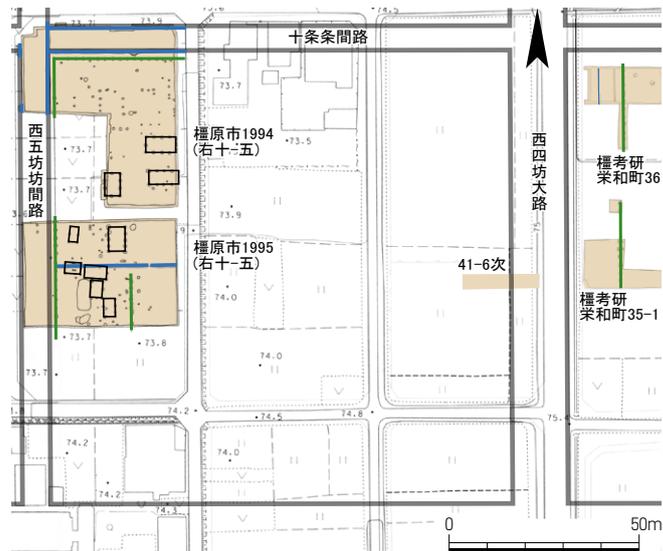


Fig. 298 右京十条五坊東南坪遺構配置図 1:2000

西四坊大路をはさんで対面する十条四坊西南坪では、坪西辺を画する南北塀を検出している。

#### 右京十一條三坊東北坪 (Fig. 299)

県道建設に伴い、榎考研が調査を行った。右京十一條三坊から左京十一條二坊にかけての一連の調査であり、坪の中央やや南を幅16~18mで東西に調査した。東西の中軸に近い位置に、南北の区画塀を検出した。塀の東には平行する南北溝があり、坪内道路の西側溝とも思われるが、東側溝の推定位置は未調査地にあたる。坪西半では南北中軸上に東西塀があり、さらに分割している。坪東半には区画塀とみられる南北塀があり、さらに分割していた様である。

西隣の西北坪では、坪東辺に南北塀と、井戸2基を検出している。



Fig. 299 右京十一條三坊東北坪遺構配置図 1:2000

iv 藤原京遷都以前から存続する複数町占地

第I章Aでみた様に、藤原京の造営は本薬師寺発願の天武天皇9年（680）にはかなり進んでいたとみられ、本薬師寺の寺域は右京八条三坊の坊内に正しく収まっている。この様に藤原京遷都以前の7世紀後半に造営を開始した施設が、藤原京期もそのまま存続すると考えられる例がいくつかみられる。これらは全て藤原京の南端に近い場所であり、飛鳥浄御原宮の周辺部に所在している。

**左京十一一条三坊西北坪・西南坪（雷丘北方遺跡）**（Fig. 300） 県道新設とそれに伴う住宅移設に伴い、東二坊大路から西南坪、東南坪にかけて計約2,810㎡を調査した。特に西南坪は坪西北部と南北中軸線付近を広く範囲に調査し、多数の建物や塀、溝などを検出した。坪の北半に、5間×4間の四面廂付東西棟の正殿SB2661

が建つ。その西南には東西に廂をもち、桁行17間という長大な西南脇殿SB2670があり、南妻は坪の南北二等分線とほぼ一致する。西南脇殿の北方には、桁行間数は不明ながら、柱筋を揃えた西北脇殿SB2672を配する。SB2672は十一一条間路を越えて西北坪までさらに延びると判断され、敷地は少なくとも西南坪と西北坪にわたる二町占地とみられる。東側の対称の位置でも、東南脇殿とみられる南北棟建物SB2830の南端を検出しており、その北では東北脇殿SB3000の西南隅を

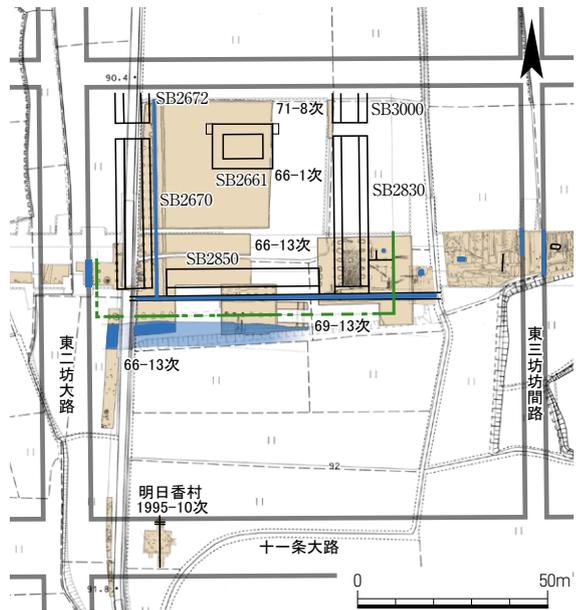


Fig. 300 左京十一一条三坊西南坪遺構配置図 1:2000

検出した。さらに、南には桁行17間の東西棟建物SB2850があり、正殿を囲んで閉鎖的な空間を構成する。建物群の周囲には区画塀が巡り、区画の南には大規模な溝がある。

これらの施設は、出土した土器から、7世紀後半の造営で藤原京期を通じて存続し、奈良時代に廃絶したと考えられる。このような正殿と長大な脇殿による配置をとる建物群は藤原京内では極めて異例で、後殿の存在を考慮したうえで飛鳥稻淵宮殿と類似するという指摘もあるが、官衙、あるいは上級貴族の邸宅である可能性も含めて、検討の余地がある。

一方東南坪では、遺構面の削平が著しいこともあり、藤原京期の顕著な遺構は検出しておらず、占地がさらに広がるかについての判断材料は得られていない。

**左京十一・十二条三坊東南坪・東北坪（雷丘東方遺跡）** 住宅建設や道路拡幅に伴い、奈文研と明日香村教育委員会が計約4,500㎡を調査した。7世紀から奈良・平安時代にかけての遺構を検出し、そのうち奈良時代後半から平安時代初期の遺構は、出土した「小治田宮」銘墨書土器から『続日本紀』に記載がある小治田宮であることがほぼ確実となっている。7世紀後半の遺構は桁行9間以上の長大な南北棟建物が2棟あり、天武朝から藤原京期にかけて存続したとされている。調査区内には十二条条間路推定位置を含むが、関連する遺構は検出していない。

左京十三条三坊（石神遺跡）（附図2-14）1981年度以降、石人像や須弥山石を出土した遺跡の様相解明のために継続的な調査を行った（石神遺跡1～21次調査）。その結果、7世紀代から奈良時代にわたる遺構の状況が明らかとなり、特に7世紀中頃の斉明朝には饗宴施設の存在が考えられている。遺構は大きくA期（7世紀前半～中頃）、B期（天武朝）、C期（藤原京期）に区分される。天武朝から藤原京期の遺構は、遺跡南西部の飛鳥川に近い地域にまとまっている。藤原京期には、方形の区画内に桁行7間の細長い南北棟建物や総柱建物が点在する。区画の南方には桁行7間の東西棟建物があるとみられる。区画の大きさは南北約70mで、東西もこれと同規模とみれば、藤原宮内裏東方官衙地区の規模との近似性も指摘されている。他には、区画の東北方にも南北に廂が付く東西棟建物や総柱建物がある。なお、遺跡の北方で7世紀中頃以降の山田道を確認したが、それ以外の条坊道路推定位置では該当する遺構を検出していない。

## B 右京七条一坊西南坪をめぐって

### i 右京七条一坊と八条一坊の占地

右京七条一坊（以下、七条一坊とする。）のうち、西南坪と西北坪は比較的広範囲を調査し、坪内の遺構の状況がある程度明らかとなっている。西南坪は正殿、脇殿、後殿、後々殿などからなる一町占地の貴族の邸宅と考えられている。一方、西北坪は区画溝の変遷から藤原京期に大きく2時期の変遷があると考えられ、大宝元年（701）以降には右京職が所在したことが出土した木簡から判明している。西南坪では坪北辺と南辺で外周の区画堀を検出し、南の区画堀には南門が開く。東辺と西辺の区画堀は未検出であるが、北辺と南辺の状況からみて、ここにも堀が存在し、坪全周を掘立柱堀で区画するとみられる。坪の南では、日高山の現地形を見ると七条大路推定位置に帯状の削平部があることから、そこが七条大路にあたるのであろう。しかし、これまでの周辺の調査では、七条大路の側溝は検出していない。

右京八条一坊（以下、八条一坊とする。）西北坪の調査では、坪の北東部に建物を整然と配する2時期にわたる施設があることが明らかとなった。これらの建物群の東、北、西では堀を検出し、周囲を堀で区画していたとみられる。東辺の区画堀SA421は、坊間路西側溝心から西に約2.0mの位置にある。西辺の堀は、当初のSA440を約4m西にずらしてSA441とするが、ともにその西側は空閑地となる。これは七条一坊西南坪の南門へ向かう通路としての機能も考えられており、七条大路をはさんだ両坪の強い関連性が示唆されていた。

七条一坊西北坪と西南坪周囲の区画施設をみると、西北坪東辺では第17次調査で西一坊坊間路西側溝と、その心から約1.5m西に坪東面を画する堀SA1855を検出した。この位置関係は、八条一坊西北坪での状況に近似する。一方、坪南面では第19次調査で七条条間路の両側溝を確認したが、その北には坪南面を画する施設は検出していない。即ち、坪東面と南面の区画は異なっていることがわかり、SA1855は条間路を越えてさらに南に延びる可能性も考えられる。一方、北に向けては第62次調査区では延長部を検出しておらず、坪北面でも区画施設は見あたらない。こうしてみると、七条一坊西北坪と西南坪は坪の東辺に一連の区画堀が通る時期があることも考えられるのであり、八条一坊西北坪とも密接に関連する可能性があることが知られる。

## ii 七条一坊西南坪の再検討

七条一坊西南坪は一町占地の貴族の邸宅と考えられており、その様な性格があったことは首肯できる。問題は、藤原京期全体を通じて貴族邸であったかである。検出した藤原京期の主要な遺構は、細かい変遷はあるものの、全て同時期であるとされている<sup>10</sup>。しかし、概報では詳しくふれられていないが、詳細に検討すると以下の諸点に再検討が必要なことに気づく。

- ① 敷地北側、第19次調査区で検出した遺構には重複関係があり、東西塀SA2020→東西棟建物SB2026→総柱建物SB2025の順に変遷したとされること。
- ② 区画塀の取り付け方や内郭の主要遺構の振れに、詳細な検討がなされていないこと。
- ③ 敷地東北部の第58-17次調査区で、東西塀を1間分検出した。これはSA1975の延長上であり、柱間寸法はやや異なるものの、南北塀SA1997を越えて同一の塀となる可能性が指摘されていること。
- ④ SB2000の北には炉壁や焼土、炭を含む土坑が多く、小鍛冶に伴うものと考えられること。
- ⑤ 概報に記述はないが、第49次南調査区の西北部、西脇殿南方にあたる位置に、柱間2.3mで南北に並ぶ3基の柱穴を検出していること。断ち割った北端と南端の2基の柱穴はいずれも底に花崗岩の礎板石を置くもので、何らかの建物が存在したことを示唆する (Fig. 302)。

①に関しては、SA2020はSB2026と重複関係があり、SA2020が古いとされている。SA2020は途中で柱穴を検出していない部分があり、その西での平均の柱間はおよそ2.7mである。SA2020はSB2026の南東隅の柱穴まで延びて途切れるとされるが、その西端1間分の柱間は3.4mとなり、広い。SA2020とSB2026南側柱の柱筋は一致している。SB2026の東南隅柱穴としている穴は土坑状で、桁行、梁行のいずれの方向とも柱筋が通らない。むしろSA2020西端とされている柱穴がSB2026の東南隅の柱穴であり、SA2020はSB2026の東で終わり、両者は同時併存でその間が通路となっていたとみるのが自然であろう。その後、SB2025を建てる。従前の3時期の変遷案は2時期とするのが妥当である。

②では、内郭東限の塀SA1997は、北限の区画塀SA2029から2間分を検出した。柱間はおおよそ2.3~2.4mである。SA2029の南方には2条の東西塀SA2020・1975があり、SA2029からの距離はそれぞれ9.6mと17.1mとなる。これをSA1997の柱間で割るとSA2020は北から4間目でSA1997に取り付くとみられる。一方、SA1975はSA1997に取り付くとするには無理がある。このことは、SA2020・1975の検出した最東端の柱穴から、平均の柱間でSA1997まで割り付けていった結果とも等しい。また、正殿SB4900と後殿SB4930、および後々殿SB2000が心を揃え、中門SB4940は少しずれるとされている。しかしこの中軸線は北で大きく東に振れており、北区画塀SA2029とも直交しない。SA2029は方位にほぼ正しくのっており、これまで知られている藤原京期の方位を示す。これに直交する軸を基準としてみると、中門SB4940、正殿SB4900と後殿SB4930は正しく心を揃え、むしろSB2000のほうはずれてくる。この3棟のSB4900・4930・4940と両脇殿SB4910・4920、それに北の区画塀SA2029、内郭の南区画塀SA4941・4942は同一の方位による一連の規格で設置されていることがわかる。内郭の遺構群ではSB2000が一連の規格から外れるものであり、それに取り付く塀SA1975・2005の振れも異なることは概報でも指摘されている。軸の方位からは、二群に分かれることとなる。途中で建物群の改作があった



Fig. 301 右京七条一坊西南坪発掘遺構図 1:600

可能性が高いのである。

③はあまり注意されてこなかったが、②で示した様に内郭の東限を限る塀SA1997に取り付くのはSA2020であり、SA1975はSA1997と一連の造作であるとは考えがたい。即ちSA1975はSA1997とは同時併存しないのであり、さらに東へ延びて第58-17次調査区で検出した東西塀につながるものと考えられる。

⑤に関しては、検出した場所が調査区の南西端であったため、全容は不明である (Fig. 302)。建物であるとすれば、東には対応する柱穴列はない。北に1間延ばした先にはSD4957があるが、この溝は飛鳥Ⅰの土器を出土するもので、溝埋土上に柱穴はない。北端の柱穴を西に折り返した場所にも柱穴を検出していないが、周辺はかなり削平されており、浅い妻柱が消滅してしまった可能性がある。柱穴列を北東隅とし、西の側柱は調査区外となる南北棟建物が存在すると考えられる。この建物を、SB4975とする。

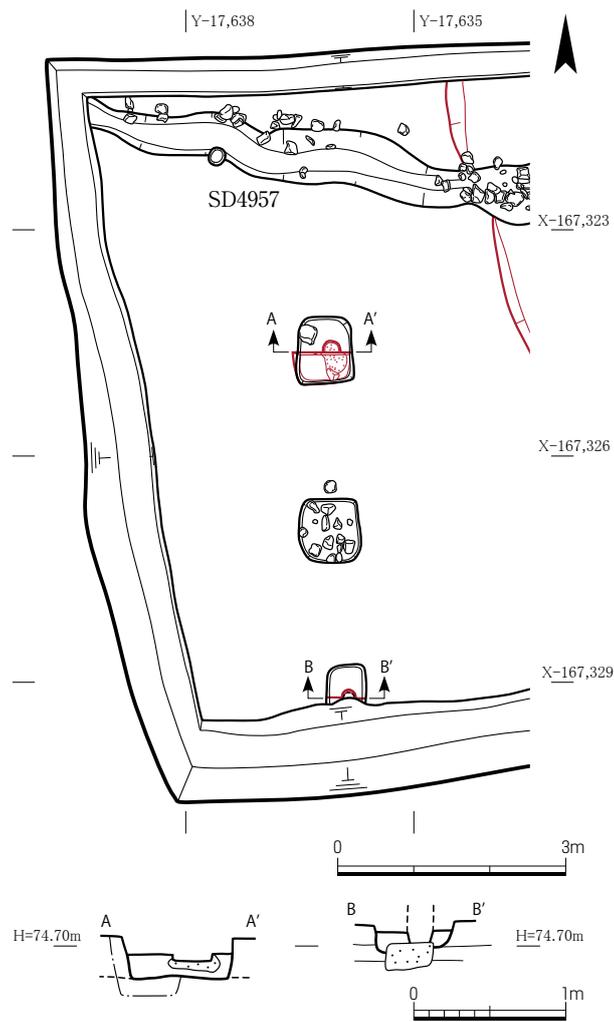


Fig. 302 SB4975平面図・断面図  
(平面図 1:100 断面図 1:50)

### iii 七条一坊西南坪の遺構変遷

以上みてきた様に、七条一坊西南坪の遺構は、方位や配置計画によって2つの規格に分けることができ、大きく2時期の変遷があることが明らかとなってきた。また、西脇殿に比定できる建物SB4975が存在する可能性が高いことも判明した。主要な遺構のほとんどが同時期とみて、七条一坊西南坪には藤原京期を通じて一町占地の貴族邸宅が存在したとするこれまでの見解は、再考する必要がある。藤原京期のある時期に改作を受けた可能性が高いのであり、前項④で示した小鍛冶に伴う炉壁や焼土、炭を含む土坑は、それを暗示するものと言えよう。以下、新たな変遷案を提示する。

**藤原京期前半** (Fig. 303) 従来の案の主要な遺構があたる。正殿SB4900を中心に、東西に脇殿SB4910・4920を配する。SB4900の北には後殿SB4930と、さらにその北西にSB2026を配し、SB2026の南側柱と筋を揃えてSA2020が東へ延びる。坪の北面には外郭の区画塀SA2029があり、SA1997が内郭の東限を画し、内郭南面の塀SA4941・4942には中門SB4940が開く。これら

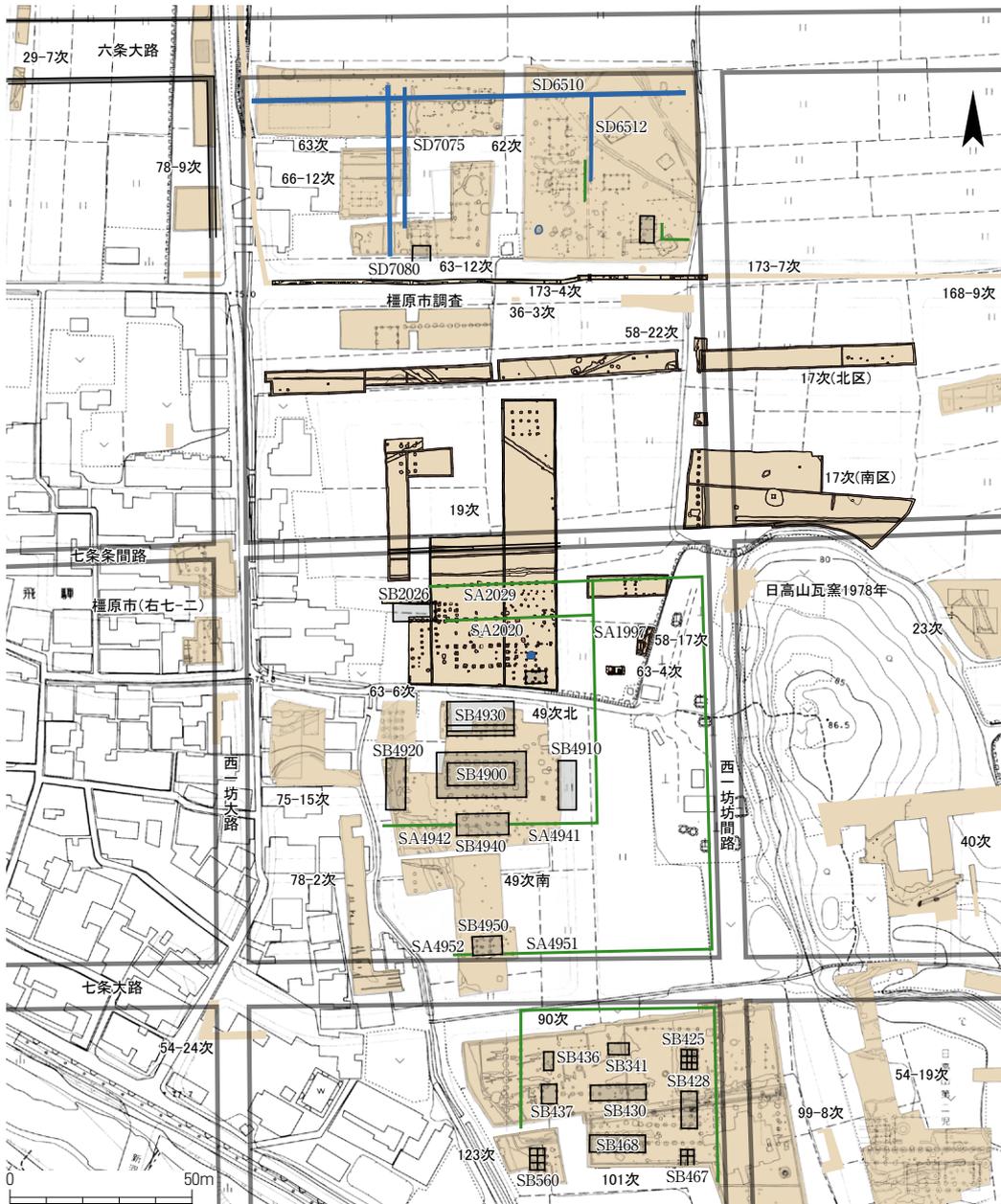


Fig. 303 右京七条一坊西北坪・西南坪・八条一坊西北坪遺構変遷図 (1) 1:2000

は全て中軸線が一致し、方位の振れも同一で、同じ規格で配されている。一方、後々殿SB2000はこれらの遺構とは中軸線と方位の振れが異なり、前項②で北側柱に取り付く東西塀SA1975がSA4941との同時存在が困難としたことから、この段階には存在していないとみられる。

南門SB4950の有無は判断する材料に乏しく、中軸線が他の建物や塀とは一致しないものの、坪周囲を掘立柱塀で囲っていた可能性が高いことから、この段階から存在していたとみられる。これらの遺構の性格は、従前の見解通り貴族の邸宅であろう。

**藤原京期後半** (Fig. 304) 正殿と後殿を除き、配置が一変する。後殿SB4930の北方に後々殿SB2000を建て、北側柱列から東にSA1975、西にSA2005の区画塀が延びる。SA1975は前述の様に内郭東限を画する南北塀SA1997とは併存せず、SA1997及び一連の塀SA4941・4942と、中門SB4940はこの段階で廃すると考えられる。SB4940の柱は全て抜き取っており、正殿

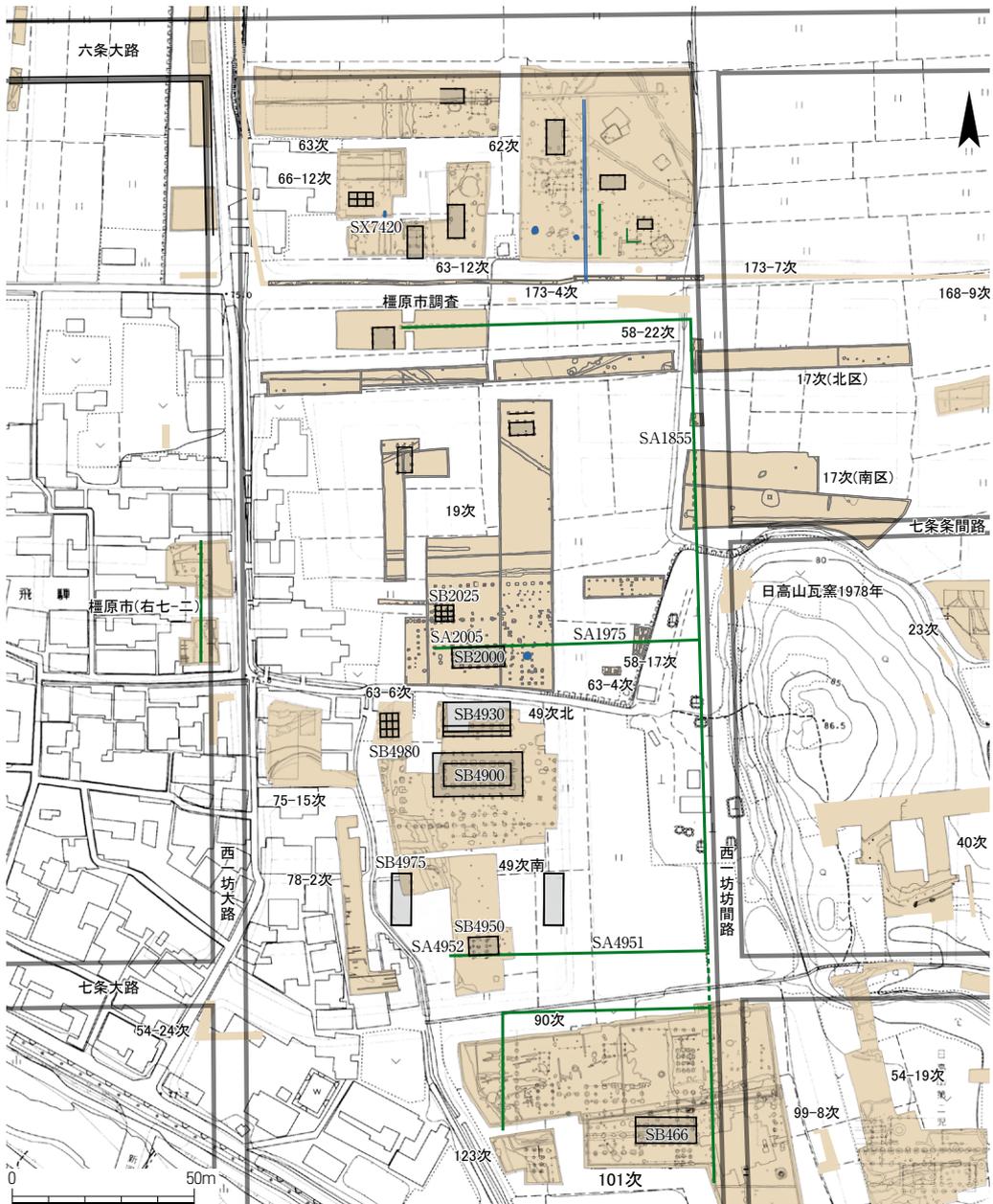


Fig. 304 右京七条一坊西北坪・西南坪・八条一坊西北坪遺構変遷図(2) 1:2000

SB4900と後殿SB4930には柱根が残ることと好対照をなす。東西の両脇殿SB4910・4920も柱を全て抜き取っていることから、同様に撤去したものと考えられる。SA1975は東方へ延び、第58-17次調査区で検出した東西塀を経て坪東面の区画塀に取り付くのであろう。南門SB4950は存続すると考えられるが、坪北面の区画塀SA2029は後述する様に廃された可能性がある。

正殿の南西方には、南北棟と考えられるSB4975を新たに建てる。中軸をはさんで対称となる未調査地にも、同規模の建物が存在したものとみられる。また、SB2000の北ではSB2026・SA2020を撤去し、総柱建物SB2025を建てる。後殿西の総柱建物SB4980もこの時期のものか。こうした一連の改作により、正殿を中心とした閉鎖的な内郭が廃され、広い前庭部が広がり、その東西に脇殿を置く配置となる可能性が高い。おそらくは、施設の性格が大きく変化したと考えられ、官衙的な配置となるのである。

## iv 右京職の再検討

以上の分析から、七条一坊西南坪は従来考えられてきた様に藤原京期を通じて貴族邸宅であったわけではなく、途中で大規模な改作を受けた可能性が高いことが判明した。一方、北接する西北坪には、藤原京期後半に右京職が存在したことが明らかになっている。西北坪の右京職に関しては、四町占地の左京職とは面積の点で著しくバランスを欠くことと、検出した遺構は小規模なものばかりで、中心的な建物や、広い面積を占める儀礼空間が存在しない、という問題があった。以下、その点について検討してみることにする。

**坪外周の状況** 七条一坊西南坪は、藤原京期前半には周囲を掘立柱塀で区画していたと考えられる。南に隣接する八条一坊西北坪は、東北部に四分の一町を占める区画があり、東と北、西をそれぞれ画する掘立柱塀を検出した。西の区画塀SA440については、後に西方4.9mにずらしてSA441とする。北の七条一坊西北坪では、坪東辺に区画塀SA1855がある。この塀は坪南端から第17次調査区、坪をほぼ南北に二等分する位置までは検出しているが、その北の第62次調査区では検出していない。SA1855は断ち割り調査の所見では深さが40cm以上残る大規模な塀で、第62次調査区では小規模な柱穴の遺構も検出している状況から、坪の北半では削平されてしまったとは考えがたい。途中で止まるか、西に折れるとみられ、西への行き先は坪中央西部で榎教委が行った調査で検出した東西塀が候補となる。また、坪南面では第19次調査で広い範囲を調査しているにもかかわらず、区画塀は検出していない。つまり、SA1855は坪南端で西折しないということであり、そこで止まることも考えられるが、むしろ南へそのまま延び、西南坪の東面を画する塀に接続する可能性が考えられる。西北坪と西南坪を一体として画する塀が東面に存在するとみられ、両坪は一体としての占地となるのである。その時期については、藤原京期後半に西南坪の施設を改作した時の可能性が高い。同時に、西南坪の北を画する塀SA2029を廃するのであろう。

**複数町占地の右京職** 藤原京期後半に、この両坪にまたがる施設の性格は、西北坪の調査成果から、右京職であることは疑えない。すなわち、西南坪が正殿を中心とした儀礼空間、西北坪が小規模な建物群からなる実務空間であったとすることができる。大宝令施行に伴う右京職の新設にあたり、七条一坊西南坪の一町占地の貴族邸宅を官が接収し、複数町占地の右京職へと改作した図式が考えられる。南に接する八条一坊西北坪については、先にみた様に七条一坊西南坪との強い関係がうかがわれ、東辺を一連の塀で区画していたかは不明であるものの、一体としての利用が考えられる。さらには、八条一坊西南坪までも含めた占地までもあったのかも知れない。右京七条一坊・八条一坊には、藤原京期後半には三町（以上）を占地する大規模な右京職が存在していたとみられるのである。占地が七条大路を越えた縦長の形態になることは、日高山による規制の結果であろう。なお、八条一坊東北坪にも2時期にわたる大規模な施設があるが、これとの関連は現状では不明であり、今後の検討課題である。

本書第VI章4で提示した分析で、左京六条三坊には四町占地の京職、次いで左京職が置かれていたことが明らかとなった。左京職は敷地の中央に、正殿を中心とした前殿、後殿、脇殿等からなる儀礼空間を配し、周囲を塀で区画する。実務空間は、本調査では一部を検出したのみであるが、北方の畝尾都多本神社が現在建つ場所にあると考えられる。そうすれば、第VI章2B

で指摘された様に、左京六条三坊と右京七条一坊西南坪で実務に用いる転用硯がほとんど出土しないことは、むしろ当然である。左京六条三坊の状況は、右京七条一坊西南坪・西北坪と比較して、建物配置での前殿の有無を除けば多くの共通点が認められる。従来指摘されていた、右京職の儀礼空間がどこにあるのかという問題や、右京職は左京職と比べて占地面积が著しく狭く、バランスを欠く、等々のこれまでの問題の全てが解決されるのである。

## C 藤原京の実態

### i 藤原宮周囲の状況

以上、藤原京内での占地や坪内の遺構の様相を検討してきた。藤原宮周辺には複数町占地を含む大規模な施設が多いことは、これまでの知見を追認するものである。宮南辺では左京七条一坊の衛門府が四町占地であり、右京七・八条一坊の三町以上の敷地を占めるとみられる右京職の例を今回加えた。西隣の右京七条二坊東北坪・東南坪も、藤原京期後半に七条条間路を越えて延びる堀を設けて条間路を廃し、二町占地となる。西一坊大路をはさんで東西で同様の状況が生じている様で、興味深い。

宮東辺では、本調査地である左京六条三坊の四町占地、左京四条三坊東南坪・西南坪が複数町占地である。占地の状況が確定できない坪でも、大規模な建物を建てている。また、宮東南部の左京七条三坊東北坪・西北坪も複数町占地となる。宮西辺では複数町占地は確認していないが、一町占地と推定される大規模な施設が展開している地域とみられる。

一方、宮北辺では、比較的広い範囲を調査した左京二条二坊西北坪や、右京一条一坊東北坪、西北坪を代表例として、坪内を分割した規模の小さい宅地が展開する地域であると思われてきた。これまでに実施した調査は小規模なものが主体であるが、条坊遺構の確認を目的にしたものが多く、そのため条間路や坊間路をまたぐ建物や堀の遺構を複数確認できている。これらはいずれも藤原京期以外のものとされてきたが、複数町占地がある程度普遍的に存在することが明らかになってきた現在の状況では、再検討する必要がある。先の分析では、右京二条一坊は東北坪と東南坪、および西北坪と西南坪がそれぞれ二町占地になると考えられることを示した。右京二条二坊では、東北坪と西北坪が二町占地となると推定された。この様に、藤原宮北方においても、宮の南辺、東辺と同様に複数町占地の施設が存在する可能性が高いのである。宮北方には典薬寮や禁苑の存在も指摘されており、これらとの関係も課題となってこよう。

その他、左京二条二坊西北坪、右京一条一坊西北坪、西南坪、右京一条二坊東北坪では工房の存在を示唆する遺物が出土しており、注意される。この地域での調査はまだ一部にとどまっており、周辺は既に市街化が著しいので困難が伴うが、小規模なものでも継続的な調査を実施して、実像に迫っていくことが望まれる。

また、右京一条一坊は横大路の南に位置する地で、すぐ北には耳成山がある。東北坪と西北坪は分割占地で、内部に建つ建物は小規模なものであり、遺構密度も高くない。一方、井戸は東北坪で5基、西北坪で7基検出しており、建物に対して井戸の数が多く、一般的な宅地とは様相を異にする。井戸の配置は等間隔で規則的なものではなく、坪内を分割して利用する状況を示すものではない様である。一部の井戸の廃絶は奈良時代前半まで下がる<sup>11</sup>。

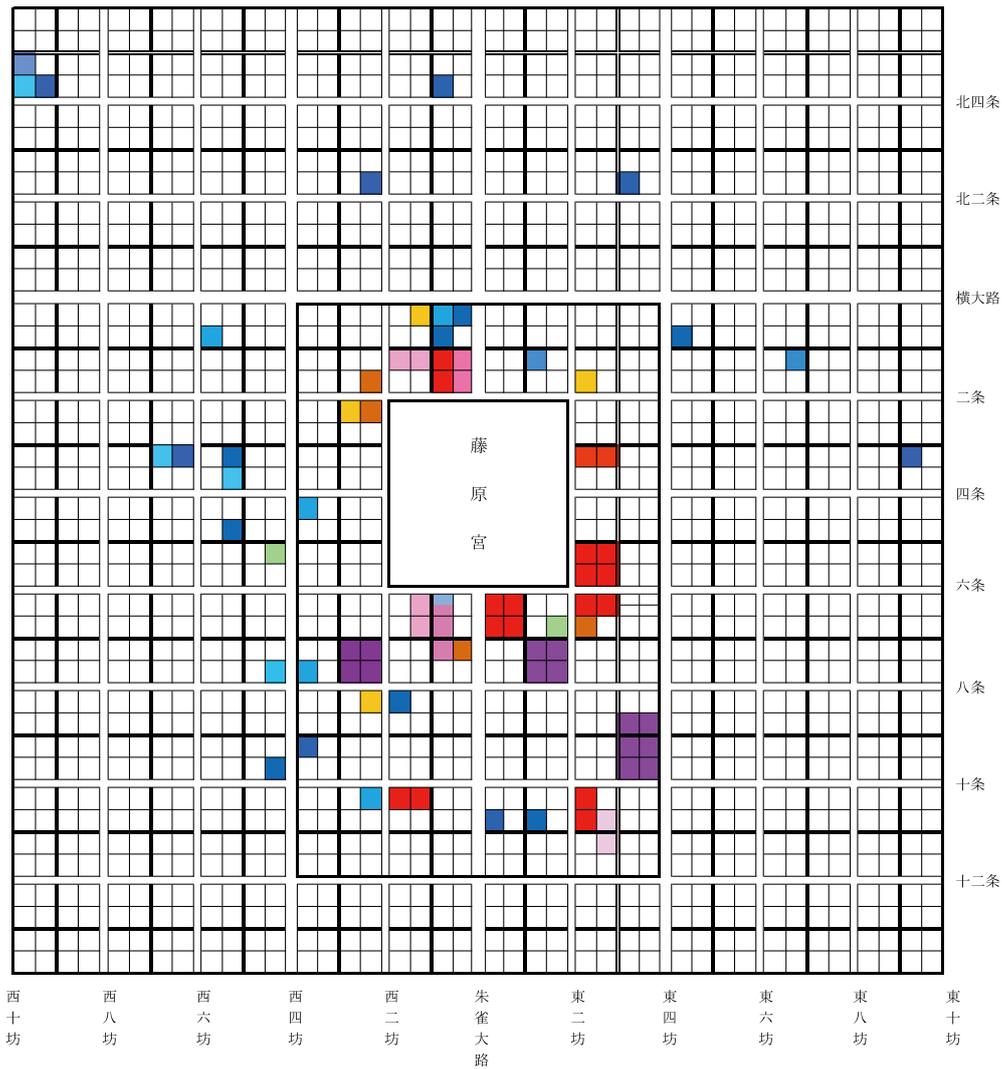


Fig. 305 藤原京における占地

## ii 藤原京周縁部での状況

ここで言う藤原京周縁部とは、東西と北は岸説藤原京の範囲外の地、南は八条大路以南の地域を指すこととする。この地域では、基本的に坪内を分割した占地が多く認められる。坪内の広い範囲を調査した右京北五条十坊西南坪（土橋遺跡）では、東半は四分の一町、西半は八分の一町の区画割りをしており、多くの建物や井戸を検出した。藤原京の西京極にあたるこの地まで、宅地として利用していた状況を如実に示すものである。左京域でも、二条七坊や四条十坊（吉備池遺跡）をはじめ、坪内を分割して多くの建物を建てている状況が判明しており、宅地として活発に利用していた。京内での発掘調査は小規模なものが多く、坪内の様相をなかなか知ることはできないが、調査では柱穴や井戸を検出する事例も多く、京内の広い範囲で宅地としての広範な利用をしていた状況がみてとれる。

Tab. 22 藤原京占地一覽 (右京域)

条	坊	坪	占地	主要調査(年度)	文 献	特記遺構・遺物	備 考
北五条	一坊	西南	分割	檀教下明寺遺跡6次(1985)	29		下明寺遺跡
	十坊	西北	分割	檀教1996-1次	28・34・58		土橋遺跡
		東南	分割				
		西南	分割				
北三条	三坊	東南	分割	檀教1995-19次	33		
一 条	一坊	東北	分割	檀教1998-11次	35	斎申	
		西北	分割	60次、64次、81次(1989・90・96)	8・10・24	斎申、工房関係遺物、漆付着土器	
		西南	分割	60次、65次(1989・90)	8・10	工房関係遺物、漆付着土器	
	二坊	東北	一町	64次(1990)	10	工房関係遺物、漆付着土器、円面硯	
	六坊	西南	分割	檀考院上遺跡(1979)	39	祭祀土坑(馬骨)、斎申、ガラス板、鉈尾	院上遺跡
二 条	一坊	東北・東南	二町	41-7次、63-9次、66-8次、71-3次(1984・1990・1991・1993)	4・9・10・12		四町の可能性も
		西北・西南	二町	48-8次、60-5・11次(1986・1989)	6・8		
	二坊	東北・西北	二町	42次(1984)	4		
	三坊	東南	一町	39・43次、60-12次(1984・1989)、檀教二条三坊5~7次(1992)、檀教二・三条三坊7次(1994)	4・8・27・32		
三 条	三坊	東北	一町	39次(1984)、檀教1996年	4・34	基石	
		西北	一町	檀教二条三坊(1991)、檀教1996-13次	27・34		
四 条	六坊	東北	分割	檀考四条遺跡12・20・24・30・31次(1991~2005)	42・45・46・50~52	荷札木簡、召文木簡、斎申、鉄製人形、新羅印花文陶器	四条遺跡
		東南	分割	檀考四条遺跡25・28次(1998・2000)	41・48	圈足硯	四条遺跡
	七坊	東北	分割	檀考四条遺跡13・15・25・27次(1991・1992・1998・2000)	43・54	地鎮、交差点祭祀、富本銭2点、漆壺	四条遺跡
		西北	分割	檀考四条遺跡15次(1992)	43・54	西側溝上に建物	四条遺跡
五 条	四坊	西北	分割	檀教五条四坊(1992)	28・30	鉄製人形、祭祀遺物、陶硯	
	六坊	東南	分割	檀教五条六坊5~7次(1993~1995)	28・33	工房関係遺物	
六 条	五坊	東北	分割	檀教1995-4次、檀教1998-12次	33・35	工房関係遺物、金属製人形、蹄脚硯	
七 条	一坊	西北	分割→三町カ	17次、19次、62次(1985・1986・1989)、63次・63-12次(1990)、66-12次、173-4次(1992・2013)、檀教七条一坊1・3次(1990・1991)	1・2・8~11・21	木簡、工房関係遺物、蹄脚硯、円面硯	京期後半：右京職
		西南	一町→三町カ	19次、49次、58-17次、63-4・6次(1976・1986・1989・1990)	2・8・9・22	工房関係遺物、埴仏范、	京期前半：邸宅 京期後半：右京職
	二坊	東北・東南	二町	檀教1990、41-3次(1984)、54-13次(1987)、78-9次(1995)、檀教1988-5次	4・15・26・28・35		
八 条	一坊	東北	一町	54-19次(1987)、90次(1998)、101次(1999)	7・16・17		
		西北	一町→三町カ	90次、101次、123次(1998・1999・2002)	16・17・20	葡萄唐草文須恵器	
	四坊	西南	分割	45-6・7次(1985)、檀教八・九条四坊(1992)	5・30		
	五坊	東南	分割	檀教八条五坊(1994)	32	斎申	
九 条	二坊	西北	分割	187次(2015)	25		
	三坊	東北	一町	187次(2015)	25		
十 条	四坊	西北	分割	檀教十条四坊(1994)	28・32		
	五坊	東南	分割	檀教十条五坊1~3次(1994~96)	28・34		
十一 条	二坊	東北・西北	二町	檀考県道2010・2012	56・57		
	三坊	東北	分割	檀考県道2008	53	荷札木簡	

Tab. 23 藤原京占地一覧（左京域）

条	坊	坪	占地	主要調査（年度）	文 献	特記遺構・遺物	備 考
北三条	四坊	西南	分割	榑教北三条四坊2次（1993）	28・31		
一 条	五坊	西南	分割	榑教1999-2次	36		
二 条	二坊	西北	分割	48次（1986）、109次（2000）、 榑考（1993）	23・18・ 44	圈足硯、工房関係遺物、 漆付着土器	
	三坊	西南	一町	27-1次（1979）、41-13次（1984）	3・4		
	七坊	東北	分割	榑教（1981～86）	37		
四 条	三坊	東北 西北	一町→ 二町	63-7次（1990）	9		
	十坊	西北	分割	榑考吉備池遺跡（1984）、 榑教（1987）	38・40		吉備池遺跡
六 条	三坊	全	四町	45～47・50・53次、133-7・13次	本書	左京職木簡、緑釉硯	京職→左京職
七 条	一坊	全	四町	榑教七条一坊（1994）、75次（1994）、 115次（2001）	13・19・ 32	木簡、斎申、鳥形	衛門府
	二坊	東南	分割	74次（1993）	13		
	三坊	東北 西北	二町	81-1次（1996）	15		
		西南	一町	74次（1993）	13		
十一 条	一坊	西南	分割	榑考県道2000・2001	47・52	算木、木簡「高志調」	
	二坊	西南	分割	榑考県道2005	51		
	三坊	西北 西南	二町	66-1・13次、69-13次、 71-8・13次、75-16次、78-8次、 81-8次（1991～97）	10・ 12～15	荷札木簡、大官大寺式軒瓦、 墨書瓦、「寺カ」墨書土器、 硯、漆塗須恵器、土馬、 新羅土器	雷丘北方遺跡
十一 条 十二 条	三坊	東南 東北	二町	71-9・14次（1993）、75-3次（1994）、 村雷丘東方1～3次（1987）	12・13・ 59	大型円面硯、 奈良時代瓦	雷丘東方遺跡 小治田宮

右京一条六坊西南坪（院上遺跡）は坪を二分する位置に東西溝を検出し、南北に分割していた可能性がある坪である。坪の東辺の調査では斎申や馬の骨等を埋納した祭祀土坑を3基検出し、鉈尾やガラス板も出土するなど、一般の宅地とは異なる様相をみせる。占地は分割とみられるものの、高位の人物が居住していた可能性もある。

一方、京周縁部はすべて宅地や寺院であったわけではなく、特殊な性格の施設の存在を示す事例も確認している。右京五条六坊東南坪、右京六条五坊東北坪では、工房の存在を示唆する遺物が出土している。

右京四条六・七坊（四条遺跡）は検出した建物の規模も小さく、分割占地の地域とみられるが、興味ある調査成果が得られている。四条七坊東北坪・西北坪では、間の坊間路をまたぐ遺構を確認した。藤原京の西辺部でも二町占地の施設が存在していた可能性を否定できないが、調査面積が少ないこともあり、判断は今後の調査の進展を待ちたい。東隣の四条六坊では、西辺を通る西六坊大路の西側溝から富本銭や土馬、帯金具、馬齒などが出土し、東北坪東方の西五坊大路の側溝からは斎申や鉄製人形等の祭祀具が出土した。鉄製人形等の格の高い祭祀具を用いており、官が関与した祭祀を行っていた可能性がある。他に役人を呼ぶ際の召文木簡も出土しており、遺構のうえからは確認できないが、公的機関が存在していた可能性もある。

左京十一条三坊西北坪・西南坪（雷丘北方遺跡）は7世紀後半から存続する施設で、整然とした配置から官衙か上級貴族の邸宅と推測されている。左京十一・十二条三坊東南坪・東北坪（雷丘東方遺跡）も同様の性格であろう。左京十二条六坊に位置し、大規模な建物を検出した奥山・リウゲ遺跡<sup>12</sup>なども含め、この時期の大規模施設は阿倍山田道の周辺、飛鳥浄御原宮の周辺部に所在していることは先に指摘したとおりである。

平城京では、奈良時代末には太政官厨が左京三条二坊一坪にあったことが発掘調査の結果判明しており、東一坊大路をはさんで西接する三条一坊十五・十六坪には、二町占地の大規模な施設が置かれていた。また、左京五條四坊八・九坪は播磨国調邸である可能性が高い<sup>15</sup>といひ、他にも左京職は左京五條二坊十四坪に比定されるなど、多くの京内官衙やそれに類する施設が判明している。藤原京ではまだこうした状況には至っていないが、調査研究の積み重ねにより、京内の様相の解明が望まれる。

### iii 藤原京の特質

以上、わが国初の中国式都城、藤原京の調査成果について概観し、分析を行ってきた。京内の調査事例は他の都城と比較してまだ少ないものの、藤原京の様相が徐々に明らかになってきていると言えよう。最後に、いくつかの点について考察を加え、藤原京の特質をみていくこととする。

藤原京の条坊については、まだ資料が十分に得られている状況ではないが、いくつかの点が特徴的である。道路の施工はまず道路心を設定し、それから振り分けて両側溝を掘削した様で、左京七條の東二坊大路や、右京六坊の六條大路では道路心に割付溝を検出した。こうした割付溝は平城宮東区朝堂院でも検出<sup>16</sup>しており、古代の測量技術の一端がうかがえる。また、同一の道路であっても場所によって幅が一定でない事例がみられ、右京五條四・五坊では、五條条間路が西四坊大路を境に、東西で道路心を揃えながらも幅が異なるという調査成果を得ている。これが岸説藤原京の西京極であった西四坊大路（下つ道）周辺での事例であることが注意されるが、その評価は今後の調査例の増加を待って下したい。他に、近年では藤原京内の条坊道路が全て同時期に施工されたということに疑問を呈する見解や、先行条坊の施工範囲等の問題についての議論があるが、それは今回の検討課題ではないため、詳述は控えたい。

京内の街並みに関しては、坪の外周を囲う閉塞施設について、他の都城と比較して異なった状況がうかがえる。坪の周囲は掘立柱塀で囲う事例が多いが、明確な施設が検出できないことも多い。藤原宮朱雀門のすぐ南西に所在する右京職においても、坪の北面を限る塀は未検出である。これらは、遺構として残りにくい簡単な施設だったのであろうか。京内の調査では、造営期をも含めて多数の建物が各所で建てられていることが判明しており、街並みの整備はかなり進んでいた状況がみてとれるが、坪周囲の整備までは及ばなかったのであろうか。条坊道路においても、京南部での朱雀大路や、香具山西麓の東三坊大路など、遺構が検出できない例も増加している。特に、起伏の大きい場所に道路を施工したのかは疑問とされており、全域にわたって施工されたのではない様だ。藤原京はわずか16年という短命の都であったこともあり、広大な京域全体を整備するまでには至らなかった可能性もあろう。

坪周囲を囲う塀には出入りのための門を設けることがあり、藤原京ではこれまでに右京二條三坊東北坪、右京三條三坊西北坪、右京七條一坊西南坪、右京七條五坊東北坪、右京八條一坊西南坪で門を検出している。『続日本紀』の記事によれば、平城京では大路に門を開くことが禁止されており、門は条間路や坊間路、あるいは坪境小路に開いていた。左京三條二坊の長屋王邸と、それに対面する左京二條二坊五坪の藤原麻呂邸が二條大路に門を開いていたことが確認されているが、これは上級貴族に許された例外的な事例であろう。藤原京で確認した先の5例

のうち、右京三条三坊西北坪で西三坊坊間路、右京七条五坊東北坪で七条条間路に開く他は、それぞれ西二坊大路、七条大路、八条大路<sup>18</sup>に開く。これらは右京七条一坊西南坪をはじめ、一町占地と考えられる大規模施設が多いが、右京八条一坊西南坪は坪内を分割した小規模な宅地であり、平城京との違いが一層際立つ。

また、藤原京の街並みではトイレ遺構、特に水洗トイレの多さが注目される。水洗トイレは条坊側溝に接して弧状の溝を掘り、側溝に対して給排水する構造である。藤原京では現在までに左京北四条一坊東北坪（東一坊坊間路東側溝：文献36）、左京二条二坊西北坪（東一坊大路東側溝：文献23）、右京北四条五坊東南坪<sup>19</sup>（西四坊大路西側溝）、右京一条三坊西南坪<sup>20</sup>（西三坊大路東側溝）、右京三条三坊東北坪の2箇所（西三坊坊間路東側溝：文献34）の6例を確認している。一方平城京では、管見に及んだものは左京二条二坊五坪の藤原麻呂邸で検出した1例のみである。平城京におけるこの状況は、両京の違いをよく示している。藤原京は日本最初の条坊制に基づく都城であり、そのために未体験の事態が多数発生したことは想像に難くない。都市公害の発生はよく指摘されることであり、水洗トイレの多数設置による側溝、ひいては京域の汚染は、『続日本紀』慶雲3年（706）3月丁巳（14）条の「京城内外多有穢臭」にみることができる。こうした問題により、平城京では水洗トイレは激減したものと考えられる。平城京は、こうした面でも藤原京の経験を生かし、進化した都になったのである。

以上、日本最初の中国式都城、藤原京の様相について分析してきた。調査成果を集成し、京内の遺構を検討した結果では、これまで考えられているよりも大規模な占地が多いことが判明した。また、京内官衙についても新しい知見を加えた。その他の特徴的な点も示すことができ、藤原京の実態の一端を明らかにし得たと考える。

なお、十条十坊説での藤原京域の南方、五条野向イ遺跡<sup>21</sup>と五条野内垣内遺跡<sup>22</sup>でも大規模な宅地の遺構を検出している。今回は詳細な分析を加えることはできなかったが、京と宅地の関係に関して興味深い例であり、稿を改めて検討したい。また、本調査地で活発な活動を行っていた、奈良時代における藤原京の地の様相の解明等、残された課題も多い。今後も継続的な調査を行って、古代都市藤原京の姿がさらに具体的なものになっていくことが期待される。

【参考文献】（番号はTab. 22・23の文献番号に対応する）

- 1 奈文研1976『藤原概報6』
- 2 奈文研1977『藤原概報7』
- 3 奈文研1980『藤原概報10』
- 4 奈文研1985『藤原概報15』
- 5 奈文研1986『藤原概報16』
- 6 奈文研1987『藤原概報17』
- 7 奈文研1989『藤原概報19』
- 8 奈文研1990『藤原概報20』
- 9 奈文研1991『藤原概報21』
- 10 奈文研1992『藤原概報22』
- 11 奈文研1993『藤原概報23』
- 12 奈文研1994『藤原概報24』
- 13 奈文研1995『藤原概報25』
- 14 奈文研1996『藤原概報26』
- 15 奈文研1997『奈文研年報1997-II』

- 16 奈文研1999『奈文研年報1999-Ⅱ』
- 17 奈文研2000『奈文研年報2000-Ⅱ』
- 18 奈文研2001『奈文研紀要2001』
- 19 奈文研2002『奈文研紀要2002』
- 20 奈文研2003『奈文研紀要2003』
- 21 奈文研2013『奈文研紀要2013』
- 22 奈文研1987『藤原京右京七条一坊西南坪発掘調査報告』
- 23 奈文研1987『藤原京左京二条一坊・同二条二坊発掘調査報告』
- 24 奈文研1997『藤原京右京一条一坊発掘調査報告』
- 25 奈文研2016『藤原京右京九条二・三坊発掘調査現地見学会資料』
- 26 橿原市千塚資料館1991『平成2年度 埋蔵文化財発掘調査速報』
- 27 橿原市千塚資料館1992『平成3年度 埋蔵文化財発掘調査速報』
- 28 橿原市千塚資料館1997『藤原京一最近の調査成果より一』
- 29 橿原市教育委員会1986『昭和60年度・下明寺遺跡・岩船横穴墓群・千塚山遺跡発掘調査概報』
- 30 橿原市教育委員会1993『かしはらの歴史をさぐる』
- 31 橿原市教育委員会1994『かしはらの歴史をさぐる2』
- 32 橿原市教育委員会1995『かしはらの歴史をさぐる3』
- 33 橿原市教育委員会1996『かしはらの歴史をさぐる4』
- 34 橿原市教育委員会1997『かしはらの歴史をさぐる5』
- 35 橿原市教育委員会2000『かしはらの歴史をさぐる7』
- 36 橿原市教育委員会2001『かしはらの歴史をさぐる8』
- 37 桜井市教育委員会1986『吉備大角遺跡第三次発掘調査現地説明会資料』
- 38 桜井市教育委員会1988『桜井市吉備 吉備池遺跡切田地区調査報告書』
- 39 橿考研1983『橿原市 院上遺跡』（『奈良県文化財調査報告書 第40集』）
- 40 橿考研1985『奈良県遺跡調査概報1984年度（第二分冊）』
- 41 橿考研1988『奈良県遺跡調査概報1987年度（第二分冊）』
- 42 橿考研1992『奈良県遺跡調査概報1991年度（第二分冊）』
- 43 橿考研1993『奈良県遺跡調査概報1992年度（第二分冊）』
- 44 橿考研1994『奈良県遺跡調査概報1993年度（第二分冊）』
- 45 橿考研1995『奈良県遺跡調査概報1994年度（第二分冊）』
- 46 橿考研1998『奈良県遺跡調査概報1997年度（第二分冊）』
- 47 橿考研2000『奈良県遺跡調査概報1999年度（第三分冊）』
- 48 橿考研2001『奈良県遺跡調査概報2000年度（第二分冊）』
- 49 橿考研2001『奈良県遺跡調査概報2000年度（第三分冊）』
- 50 橿考研2005『奈良県遺跡調査概報2004年（第二分冊）』
- 51 橿考研2006『奈良県遺跡調査概報2005年（第二分冊）』
- 52 橿考研2007『奈良県遺跡調査概報2006年（第二分冊）』
- 53 橿考研2009『奈良県遺跡調査概報2008年（第三分冊）』
- 54 橿考研2010『四条遺跡Ⅱ 大和高田バイパス建設に伴う発掘調査報告書（Ⅳ）』
- 55 橿考研2012『奈良県遺跡調査概報2011年（第二分冊）』
- 56 橿考研2013『奈良県遺跡調査概報2012年（第二分冊）』
- 57 橿考研2015『藤原京右京十一條二坊 一県道橿原神宮東口停車場飛鳥線建設事業に伴う発掘調査報告書Ⅲ一』
- 58 奈良県内市町村埋蔵文化財担当者連絡協議会1997『平成8年度 奈良県内市町村埋蔵文化財発掘調査報告会資料』
- 59 明日香村教育委員会1988『雷丘東方遺跡発掘調査概報 村道耳成線道路改良事業に伴う調査』
- 60 相原嘉之2015「新益京造営試論」『河上邦彦先生古稀記念献呈論文集』
- 61 竹田政敬2015「藤原京の役所」『河上邦彦先生古稀記念献呈論文集』

- 1) 内田和伸・小池伸彦ほか2002「左京七条一坊の調査 第115次」『奈文研紀要2002』。
- 2) 調査地は平城京では藤原不比等邸が所在する付近で、藤原宮東面北門の外濠SD170から出土した「右大殿□〔芹カ〕□」と記した木簡（奈文研2012『藤原宮木簡三』奈文研史料第88冊）との関係が注意されている。ちなみに、不比等は708年3月13日に右大臣となる。
- 3) 市大樹2004「藤原京左京七条一坊出土の衛門府関連木簡」『奈文研紀要2004』。
- 4) 橿原市教育委員会1995『かしはらの歴史を語る3』。露口真広・橋本義則1995「一九九四年出土の木簡 奈良・藤原京跡左京七条一坊東南坪」『木簡研究』17号。
- 5) 市大樹2012『飛鳥の木簡』吉川弘文館。
- 6) 報告時には塀は条間路南側溝より古いとされていたが、後にこの見解に改められた。
- 7) 正式名称は県道橿原神宮東口停車場飛鳥線。Tab.22・23の占地一覧を含め、「県道」と略称する。
- 8) これは坪北半のみで検出しているが、南の第19次調査区でも延長上に断続的に南北溝を検出しており、さらに南まで続く可能性もある。
- 9) 奈文研2009『飛鳥藤原京木簡二』奈文研史料第八二冊。
- 10) 奈文研1987『藤原京右京七条一坊西南坪発掘調査報告』。
- 11) 平城京左京三条二坊出土の長屋王家木簡には、「耳梨御田」と記したものがあり、芹（セリ）、智佐（チシャ菜）、古自（コリアンダーの類）、阿夫毘（葵）などを進上していたことが知られる。耳梨御田の所在地については定説がないが、その名称から耳成山周辺であると考えられている。耳梨御田は藤原京の時代に父の高市皇子が所有していたもので、それを長屋王が受け継ぎ、平城京遷都後も邸宅に様々な物資が届けられていた。井戸は廃絶が奈良時代前半の平城宮土器Ⅱ期（715～730年頃）まで下がるものがあり、これは長屋王の変が起こった頃であることが注意される。現時点ではこの地が耳梨御田とする確証はないが、今後多方面からの検討を行い、実態を解明していくことが望まれる。
- 12) 明日香村教育委員会1990「5. 奥山リュウゲ遺跡の調査」『明日香村遺跡発掘調査概報 平成元年度』。
- 13) 奈文研1995『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』奈文研学報第54冊。
- 14) 奈文研2015「平城京左京三条一坊十五坪の調査 第534次」『紀要2015』など。
- 15) 奈良市教育委員会2012「平城京跡（左京五条四坊九・十・十五・十六坪・五条条間北小路・東四坊坊間東小路）の調査 第608次・622次」『奈良市埋蔵文化財調査年報 平成21(2009)年度』。
- 16) 奈文研1996「第二次朝堂院東第六堂の調査 第261次調査」『一九九五年度 平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』。
- 17) 文献28・30。また、右京八条四・五坊では、同様に西四坊大路を境に東西で八条条間路がずれるという調査結果を得ているが、これは慎重な検討が必要であろう。
- 18) 藤原京での条坊道路には三つの規格があるが、西二坊大路、八条大路については、平城京での規格に対比しても大路の規模である。
- 19) 橿原市教育委員会の教示による。
- 20) 橿考研1996『奈良県遺跡調査概報 1995年度（第二分冊）』。
- 21) 橿原市教育委員会1999「五条野向イ遺跡の調査」『平成10年度 奈良県内市町村埋蔵文化財発掘調査報告会資料』。
- 22) 橿原市教育委員会2001『かしはらの歴史を語る8』。橿原市教育委員会2001「五条野内垣内遺跡の調査」『平成12年度 奈良県内市町村埋蔵文化財発掘調査報告会資料』。

## 6 結 語

### A 遺 構

左京六条三坊の約17,000㎡におよぶ調査で、古墳時代から中世までの多数の遺構を検出した。主なものとしては、条坊道路2条、掘立柱建物83棟、竪穴建物8棟、掘立柱塀45条、井戸38基、溝37条、土器埋納坑4基などである。これらの遺構は藤原京期を中心とし、それに続く奈良時代(710~784年)にも比較的整然とした遺構が展開する。今回は5世紀代を中心とした古墳時代をⅠ期、7世紀代の藤原京造営直前までをⅡ期とした。造営期を含めた藤原京の時期についてはⅢ期とし、遷都までの藤原京造営期、遷都後の藤原京期前半、藤原京期後半の3時期に細分し、それぞれⅢ-A期、Ⅲ-B期、Ⅲ-C期とした。奈良時代はⅣ期、平安時代前・中期をⅤ期、平安時代後期以降をⅥ期とした。

Ⅰ期の遺構は、調査区南から自然流路が蛇行して流れ、その両岸に竪穴建物が数棟ずつ点在する。Ⅱ期の遺構は、調査区東端の南北大溝SD4143と、その西側に広がる掘立柱建物群である。比較的規模が大きい建物を中心としてまとまりをみせる。

Ⅲ期において本調査地は、藤原京左京六条三坊にあたる。この地は藤原宮の東に隣接する地であり、南には藤原宮南面を通る六条大路、北には藤原宮東面南門から延びる五条大路が通る、京内でも一等地である。Ⅲ-A期には六条条間路と東三坊坊間路により、左京六条三坊は東北坪、東南坪、西北坪、西南坪に四分割される。各坪のうち、東北坪と東南坪の様相が比較的判明している。東北坪は坪を東西に分割した状況を呈し、西側に塀に囲まれた区画がある。区画南辺の塀の中央に門を開き、区画内には建物が規則的に建ち並び、公的な施設とも考えられる。東南坪は、坪を南北に分割した二分の一町占地の状況を呈し、東北坪の西区画のように整った利用がなされていた可能性もある。Ⅲ-B期は、大規模な東西棟建物SB5000を左京六条三坊の中央に建設し、一町占地から一新された四町占地での利用となる。SB5000はその規模と位置、条坊中軸線上にこれより大きい建物がないことから、正殿とみられる。東には南北塀があり、外郭と内郭を区画する。内郭の建物配置は、正殿の東南方に南北棟の脇殿を置き、未調査の西南方にも正殿をはさんで対称の位置に脇殿があると考えられ、正殿とともにコの字形になるとみられる。正殿の東北方には東西棟が位置し、さらに東西棟建物がある。これらは、整然とした配置からみて、左右対称になるものと推定される。正殿南の前庭には仮設的な構築物があり、前庭での儀礼に関わるものと考えられる。また、南北大溝SD4143に接続して西側へ延びる東西大溝SD4130を開削し、大規模な井戸SE4740を設ける。Ⅲ-C期は、Ⅲ-B期から継続して四町占地で、内郭の規模を拡大する。内郭の建物配置は、正殿の東側に東西棟建物を置き、その東南方に南北棟の脇殿2棟を南北に並べる。これらは西側の対称位置にもあると考えられ、Ⅲ-B期と同様ながらもより広大なコの字形配置になる。また、正殿の南には前殿を建てる。

Ⅳ期は奈良時代で、大溝からなる水系が存続する。調査区南側には、掘立柱塀と素掘溝によって区画された中に、正殿と前殿とみられる東西棟建物2棟が、中軸線を揃えて南北に並ぶ。調査地の西北隅部では、倉庫とみられる総柱建物を検出した。この時期の遺構は、その規模と配

置から、官衙に関連するものと考えられる。

V期は調査区の東端に南北大溝SD4143が存続するが、SD4130とSE4740はほぼ埋まる。調査区南側に、やや規模の大きな建物とそれに付属する小規模な建物がある。この時期の遺構は比較的規模が大きいものもあるが、官衙というよりは集落としての性格が考えられる。VI期は土地利用が細分化され、井戸を各所に掘る。中心的な建物と付属建物、塀や溝、土坑からなるまとまりが調査区中央部で東西2箇所を確認でき、建て替えが何度も行われている。鎌倉時代より後の遺構は、調査区北西部に環濠状の大溝が巡り、その中に数基の井戸と東西棟建物が存在する。瓦の出土が多く、寺社などもあったものとみられる。大溝から出土した遺物は14世紀後半頃のもので、この頃に現在の農村集落が形成され始めたと考えられる。

## B 遺 物

東西大溝SD4130とそれに南接する井戸SE4740を中心に、瓦埴類、土器、土製品、木製品、金属製品、木簡など、多くの遺物が出土した。

**瓦埴類** 古代から中世の軒丸瓦が17種類121点、軒平瓦が25種類84点と多様な軒瓦が出土した。古代のもの大部分は、大和盆地内各地の寺院や藤原官の所用瓦と同範である。特に7世紀前半建立の吉備池廃寺（百濟大寺）創建瓦である重圈文縁単弁八弁蓮華文軒丸瓦と、型押し忍冬唐草文軒平瓦が注目される。奈良時代や平安時代の軒瓦はごくわずかである。中世の軒瓦は、鎌倉時代から室町時代にかけての13世紀後半～14世紀前半と、14世紀中頃～後半のものがある。出土した丸瓦は総重量966.1kg、破片数3,860点で、平瓦は総重量3,083.9kg、破片数22,993点に及ぶ。また、方形三尊埴の破片9点が主として調査区の北西部から出土した。

**土器・土製品** 縄文時代から近世に至るまで、整理用木箱で397箱分の土器・土製品が出土した。SD4130と井戸SE4740から出土した7・8世紀の土師器と須恵器が大半を占める。出土土器の年代は、SD4130が藤原京期～10世紀後半頃、SE4740は藤原京期～10世紀前半である。廃都後の奈良時代の土器が多量に出土していることが注目され、それらは器種構成、特に食器と他の器種の比率は官衙地区から出土する土器と同じである。これは、調査地が奈良時代に公的な施設であったことを示唆するものである。墨書土器は134点出土し、全体の95%以上がSD4130とSE4740からの出土である。記載内容は、「香山（かぐやま）」や「香」「山」と記すものが多く、22点を数える。

**木製品・金属製品・銭貨** 木製品は整理用コンテナにして120箱程度あり、大半はSD4130および井戸SE4740から出土した。曲物、漆器などの容器類、紡錘車などの紡織具、横櫛などの服飾具、琴柱などの遊戯具、人形、斎串などの祭祀具、刀子柄などの工具がある。金属製品では短刀、鎌、釘などの鉄製品、銅釧、花形飾金具などの青銅製品がある。銭貨は46点出土した。このうち、無文銀銭1点と和同開珎27点が、SE4740の井戸枠内最下層・下層から出土した。

**木 簡** 井戸SE4740からは、呪符木簡が1点出土した。東西大溝SD4130からは、「左京職」や「菜採司」という官衙名を記したもの、「束」「把」という単位を記した稲に関わる木簡や荷札木簡など、28点（うち削屑5点）が出土した。

**自然科学分析** 動物遺存体は、SD4130からニホンジカの角、ウマの歯の破片などを同定した。中世や近世の遺構や包含層からは、ウマ、ウシ、ヒト、スッポンが出土した。植物遺存体はヤ

マモモ、クルミ、ウメ、モモ等、すべて大型種実で、食用にした植物の残滓を投棄したものと考えられる。木製品の樹種調査からは、古代の曲物や齋串にはヒノキ科の樹種を好んで用いたことが知られた。和同開珎の蛍光X線分析による成分分析では、4つのタイプに大別できることがわかった。この成分のタイプ別は、銭文と関係がある。また、博仏の付着物の分析結果からは、白色下地、漆、金箔などを塗布して装飾していた様子が明らかとなり、個体により使用した顔料に違いがあることも判明した。

## C 調査地の性格

今回の分析で明らかとなった、調査地の性格について最後にみていく。

**藤原京期** 左京六条三坊の遺構は、整然とした建物配置と、建物に囲まれた前庭を有することから、官衙とみられる。また、出土した膨大な量の土器の分析からも、官衙的な性格が認められる。藤原京内に置かれた官衙の例としては、出土した木簡の記載内容から、左京七条一坊の衛門府と右京七条一坊の右京職が判明している。ともに藤原宮に隣接する場所に立地しており、衛門府は四町占地、右京職は三町（以上）占地という広大な敷地面積を占める。この2点は、左京六条三坊についても当てはまる。

藤原京期中頃、701年に大宝令が施行された。それに伴って、単独の官司であった京職は左京職と右京職に分かれた。左京六条三坊からは、「左京職」と記した木簡が出土した。本調査地は左京域に位置していることから、藤原京期後半には左京職が所在したと考えられる。当地は藤原京期を通じて四町占地であり続けることから、701年までは京職が所在し、その後は左京職となった可能性が高い。これに伴う整備拡充で、Ⅲ-B期からⅢ-C期への改作を行ったのであろう。

一方、右京職は新たな官衙の敷地が必要となり、右京七条一坊にその地を求めた。右京七条一坊は、藤原京期前半には一町単位の占地で、西南坪は一町占地の貴族の邸宅であると考えられる。藤原京期後半には、その邸宅を官衙政庁へと改作する。敷地は官衙の実務域である北の右京七条一坊西北坪、および南の右京八条一坊西南坪と一体化させ、縦長の三町（以上）占地となる可能性が高い。右京七条一坊・右京八条一坊の西半分に改作を加えることで、新たに右京職の敷地を確保したと考えられる。

**奈良時代** 奈良時代では、「香山」と墨書した土器が注目されてきた。香山は調査地のすぐ東側にある香具山のことで、耳成山、畝傍山とあわせて大和三山を構成し、聖なる山として重要視された。倉庫とみられる建物を検出していることもあわせて、天平2年度（730）大倭国正税帳に記載がある「香山正倉」に関わるとする見方が広く受け入れられてきた。大倭国正税帳の検討からは、香山正倉は十市郡ではなく、高市郡に所在したと考えられる。調査地は高市郡と十市郡の郡境付近にあたり、どちらの郡に所在したかを確定させることは容易ではない。『延喜式』や中世喜殿荘関係の11世紀後半の史料の分析などからは、調査地は高市郡ではなく十市郡に属する可能性が高いと考えられる。香山正倉は十市郡には所在しないため、調査地を香山正倉に比定する見解は再考する必要がある。当地には香山正倉とは別の、東隣の香具山にちなんで「香山○○」と呼ばれていた施設があり、「香山」と記した墨書土器はこれに関連するものと考えられる。

**その他の時代** 当地での各時期の土地利用の様子が明らかとなった。古墳時代では、竪穴建物から韓式系土器の多数の出土がみられ、飛鳥周辺地域の開発に関わった渡来系の人々の活動の様子がうかがえる。7世紀代には舒明天皇11年（639）に建立された百済大寺とみられる吉備池廃寺と同様の瓦が出土し、明確な遺構は検出できなかったものの、それとの関係が興味深い。平安時代以降は、現在見られる農村景観に徐々に変化していった様子が跡づけられた。

**展望と課題** この様に、左京六条三坊における今回の発掘調査とそれに関わる一連の分析、考察により、多くの成果が上がった。今回の調査の主目的である藤原京期では、検出した遺構群は京職および左京職であることが判明し、京内官衙の実態に新たな知見を加えた。特に、建物配置などの具体的な様相を把握できたことは、他の京内官衙の情報が断片的であったこともあり、重要な成果であると言える。関連した分析では、藤原宮に近い地域での大規模な施設の展開がよりいっそう明確となった。左京職に対する右京職が、実は広大な敷地を有する官衙であることと考えられる様になったことは、京内官衙の実態を考える上で、重要な資料を提供したと言える。しかし、藤原京における発掘調査は他の都城に比較して少なく、今後とも継続的な調査を実施し、日本最初の中国式都城、藤原京の実態をより明らかにしていくことが望まれる。